

# 福祉建設経済委員会記録

## 福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和5年12月13日(水) 開会： 10時00分 閉会： 17時31分  
水道局、病院局、福祉保健部  
令和5年12月14日(木) 開会： 10時00分 閉会： 18時22分  
経済部、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、  
中村 讓、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説明員  
吉本副市長
- 【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、  
中島料金担当課長
- 【病院局】 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、田村光総合病院事務部  
長兼地域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健  
施設事務部長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、藤岡病院  
局経営企画課長、西村病院局経営企画課調整担当参与、田中光総合  
病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院経理担当  
課長、原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長
- 【福祉保健部】 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健  
康政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策  
室長、岡村福祉総務課長、安池高齢者支援課地域包括支援担当課長  
兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地域包括センター所長、中  
本介護老人保健施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ど  
も相談担当課長、山野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課  
幼児教育指導担当課長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コ  
ロナウイルスワクチン接種対策室参与
- 【経済部】 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弘中有害鳥獣対策  
担当課長兼有害鳥獣対策センター長、影土井地産地消担当課長、萬治  
商工振興課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員  
会事務局長

【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道路河川課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課技術担当課長、邊見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、坪根公共交通政策課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道2社、市議会モニター

## 1 水道局関係分

### (1) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○小林委員

おはようございます。

それでは、何点か御質問のほうをさせていただきます。

令和5年の12月1日に、某テレビ局において周南市の菅野ダムの貯水量減少に関する報道が出されました。この報道によりますと、11月30日時点での菅野ダムの貯水率はおよそ32%、平年の半分以下となっていて、11月29日から工業用水の自主節水率を65%に引き上げたほか、下松市から1日5,000トンの応援給水を受けておられます。今後状況が改善されないようであれば、光市の企業から工業用水を購入し、タンカーで運ぶことも視野に入れるというような報道がございました。

こうした状況を踏まえまして、本市の水源の状況並びに市民給水に及ぼす影響、これについてお示しをください。

##### ○中西業務課長

おはようございます。

水源状況及び市民給水への影響といったお尋ねについてお答えしたいと思います。

まず、県内の水道事業体では渇水とか、あとはその他の要因によりまして、断水または減水などの必要性が生じた場合につきましては、県及び国への報告義務がございまして、その取りまとめ結果は各水道事業体の中で情報共有する仕組みとなっております。

委員仰せのとおり、県内では特にダムを水源とする都市で渇水が発生しておりまして、取水制限を実施している事業体もあるということでございます。

ただし、市民に対する水道利用制限は、現在のところいずれの都市も実施していないということでございます。

なお、光市につきましては、御存じのとおり伏流水を水道水源としておりますので、ある程度表流水の影響は受けますが、河川の水位が低下しましても、その地下には豊富に水が蓄えられておりますので、渇水による影響は受けにくい仕組みとなっております。

そのため、現時点につきましても例年並みの水源水量は確保されておりまして、市民給水に及ぶ影響はございません。

以上でございます。

##### ○小林委員

よく理解ができました。やはり、光市については島田川の伏流水を活用されているということで、今の時点では渇水とかの影響も受けづらい、そういう状況であるということとはよく理解ができました。

その上で、やはり市民の方から、実際今回の報道が出たときに光市の状況はどうか、そういうような御意見をいただきました。そういう状況を踏まえまして、ホーム

ページとかを活用して、少し情報の発信というところも今後御検討いただけたらというふうに思っております。

次の質問ですが、職員のさらなる資質向上、そして持続的な組織の成長を図っていくためには、戦略を持った人材ローテーションが必要だというふうに私は考えております。

水道局においても、定期的に人材ローテーションが行われていると認識はしておりますが、どのような戦略を持ってこのローテーションを行っているのか、これについてお示しをください。

#### ○中西業務課長

水道局の人事ローテーションの考え方についてお答えいたします。

現在の水道局につきましては、業務課、工務課、浄水課の3つの課で組織しております。再任用職員を除きますと36名で運営しております。

水道事業は、工務課、浄水課での現場対応、企業会計方式の導入など、専門性を要する職種でありますので、知識・経験を習得する時間を必要としますが、光市水道局の場合につきましては、可能な限り一定の職員を1つの課に固定するといったような人事は極力避けております。このことによりまして、多くの職員が水源から始まる水道を供給するための現場対応、さらにはその対価となる料金の徴収といった事務処理、こういったことの経験で、幅広い知識や経験を個々が有することとなりまして、少人数でありましても水道事業の基盤強化につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

ただいまの答えの中で、水道局における人材ローテーション、狙いとか実情というところがよく理解ができました。

その上で、やはり組織が持続的に成長していくために職員一人一人が担う役割、それと職員に対する期待感、こういうものについてもお示しをください。

#### ○中西業務課長

ただいま申し上げました人事ローテーションの考え方によりまして、職員個人個人が様々な職場を経験することとなりますが、最終的には適材適所の職場配置という形になると思います。このことは、様々な職場を経験した職員から初心者への技術継承を期待するものでございますが、将来にわたって水道サービスを維持、向上させるためには、この仕組みを職員個人個人が理解し、業務に携わる必要があるのかなど、そういった内容を局内部で今後も認識を深めたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

よく理解ができました。

その上で、やはり組織が持続的に成長していくために、職員一人一人が担う役割とい

うのは非常に重要だと思っています。その上で、やはり水道局におけるローテーションのコンセプトというところで、例えば最初はいろんな職場を体験をさせて、最終的には適材適所にして、より組織の適材適所のポジションを図っていくというところは非常によいと思っております。やはりそういうローテーションを通じて、より強靱な組織をつくっていただきたいというふうに思っております。

では次の質問ですが、少し繰り返しになりますが、持続的に組織が成長していくためには職場の風土、こういうものが大きく起因するというふうに言われております。よい職場風土をつくるためには、心理的安全性を確保することが求められております。

心理的安全性とは、組織の中で自分の考えや気持ちを臆することなく、安心して発言できる状態のことを指します。

こうした状況を踏まえて、水道局において心理的安全性を確保するための取組、こういうものについて教えてください。

#### ○中西業務課長

職場の風土づくりといった観点でお答えいたしたいと思えます。

水道局では、新たな事案が発生した場合、職員全員で考えるといったことを基本としております。例えば、現在の水道局の最上位計画であります水道事業ビジョン、これにつきましては、その作成プロセスの中で、職員全員参加によりますワークショップを行ったこと、さらには今年より掲げましたパーパス、これにつきましても、決定過程の中で、職員1人につき1案は提出したことなどが挙げられます。

また、このワークショップの中では、相手の意見を否定しないといったことを徹底ルール化しました。この結果、その後も局内では様々な課題を解決するための所属課を飛び越したプロジェクトチームを組織することがありますが、この意識が職員に自然と定着しておりますので、会議の中や日常業務の中でも、相手の発言内容について否定ではなく、フォローするといったことが自然に定着しているのではないかと思います。

そのため、安心して発言できる風土というものが出来上がりまして、風通しのよい職場ができているのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

水道局において、心理的安全性を確保するために取り組みをやられているということで、事例としてワークショップを行ったりして、その中で職員の出た意見というものを否定するのではなくて、そこに対してフォローする、要は肯定をするという部分で非常に感銘を受けました。

やはり、組織というものは成長していくためには一人一人の職員の風土というところもあります。やはりそこで働きやすさというところにも心理的安全性が確保されると、そこにもつながってきますので、ぜひ今のような風土というところを今だけではなく、これ未来永劫続けていく、継承していく、こういう視点を持って今後の業務にも取り組んでいただけたらというふうに思います。

以上で終わります。

#### ○河村委員

今年度は虹森線の今の給水というか、大きな排水管、給水管の取替え工事が続いているんですが、1年のうち、もう半年くらいひょっとしたら工事期間になるのかな。工区がちょっとえらい短いんですよ。二、三十mずつぐらい切って次から次にやっているの、ああもう終わったかなと思ったら、またすぐ次が始まって、ずっと日中通行するのに支障が出る等だんだん車が減っていけばそれでいいんですけど、1年もずっとそんなん続きよったら車が来んようになるケースもあるので、要は工区を短く切ることによって、どのくらいの金額の差を見込んでおられるのか分かりますかね。今の安全確認をする、信号をつけたり、最近はそういった安全作業をする人が別に確保をしたりしてますので、あまり工区が短いと、そういったお金がちょっと余分にかかるんじゃないのかなと。できれば1か月とか2か月工事をする場合には、それに見合った長さを一遍に掘ってしまえばそれで終われるわけですが、その辺りの費用対効果みたいなものを考えておられたら、ちょっと言っていた方がいいですか。

#### ○藤井工務課長

1つの工事の中での施工延長の御質問ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

実際、今言われるとおり、送水管600mmの工事であれば、1日1本が限界でございます。

考え方としましては、交通渋滞の観点から10m、20m終日規制をかけて掘った後に管を入れて埋めるといことになりまして、かなりの渋滞を見込みますので、1日1本入れては埋め、開放するという手法を繰り返しております。

その中での工事金額というところの関係につきましては、1つの工事の中で20m掘るという想定をしておりますので、現段階では比較する数字がございません。

以上です。

#### ○河村委員

何ていうんですかね、朝は通行量が多いんで、そういうふうにも考えてもらうことはありがたいと思うんですが、日中その業務で、通勤以外の業務で通過される方もたくさんいらっしゃる。あそこの道路を通るのに2回要は信号待ちというか待つと、ちょっといらいらする。ふだんでもですね。そうすると、ある程度費用対効果を考えて、10mといわず、例えば100mを短期間の間に仕上げようというふうな考え方というのと、比較をしていく必要があるのではないのかなと。例えば、よそに行ったときでも夜は、日中、朝晩の通勤帯だけは蓋をして通過ができるようにするようなケースもありますから、いろんなその考え方を織り交ぜながら費用も抑えていくというような、そういった検討はしたことはない。

○藤井工務課長

発注する前、計画段階でそういった検討も行わせていただいております。10m、20m掘った後に鉄の板をかけて、通行可能とするという方法も検討しておりますが、やはり覆工板とありますが、覆工板を設置する費用を考えますと、1日掘って埋めるというほうが、より経済的という結果が出ておりますので、そういったところで終日規制を回避するために、今のところ1日掘って、1日埋めて、開放するという手法を取らせていただいております。

○河村委員

分かりました。

じゃあ、費用はどのくらいの差があるんですか。ちょっと驚いたのは、工事をする際に、昔は矢板だった。今頃はいろんな矢板に代わるものが出ていますから、そういった意味では、上に蓋かけをすることについても容易にできるような機械器具があるのではないかと思うんですけど、現時点での検討の結果の金額を教えてください。

○藤井工務課長

すみません、正確な金額でというのを今ちょっと提示することができませんが、（発言する者あり）アバウトですが、15mを設置するのに覆工板が約3日間かかります。それから掘削して布設するとなりますと、1日1本ずつ入れていったほうが施工スピード的には短縮されて、早く進んでいきます。金額の正確な比較というのは提示できませんが、その時間的なところでかかる費用も当然覆工板のほうが高くなるということで、今1日1本の開削、そして埋め戻しという手法をとらせていただいております。

以上です。

○河村委員

見ちゃったら、業者がだっと変わって、日にちでやるわけで、だから、今あなたが言われるような1日1本、例えば10mいけるんだと。そうしたら、今うちの組合何軒あるか分かりませんが、例えば7社が一斉にやったら70mいけるという話にもなるじゃん。考え方よ。そやから、そういうふうなことも考えて、全体的な金額を抑えることも、それからそういった期間長く止めるということについても、いろんなことについて改善策を図りながら工事をやっていく。あともう何ぼ残っちゃうのか分かりませんが、そういったことはすごい大事なことだろうと思うんですよ。ああいうふうにだらだら半年、1年、あるいはこれからもう1年かかるとかという、ちょっとやっぱり利用する立場からすると少し苦しい面もあるので、そういった比較ができる、いや、もうこれ以外ないというところまで自分らで持って行ってほしいと思います。できれば、今の状態でも2工区、3工区一緒にするぐらいのことは可能なような気がしますので、戻しちゃあ、またそこから掘っていくということよりは、かえってそのほうが良いようなことがありますし、最近いろんなものの機械器具がすごい発達しているので、覆工板なんかについてもリースみたいなものでしっかりしたものがあるかもわかりませんから、その辺りのところは

よく検討していただいたらというふうに思います。  
以上です。

## 2 病院局関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第62号 令和5年度光市介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

### 質 疑

#### ○小林委員

それでは、少し何点か質疑をさせていただきます。

まず、補正予算書の74ページ、業務の予定量についてお尋ねをします。（2）の年間利用者予定数を入所2万1,960人、通所5,120人と設定されていますが、まずは、どのような指標を用いてこの人数を設定されたのか、これについてまず教えてください。

#### ○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

当初予算の人数につきましては、令和4年4月から令和4年10月までの実績を基に、それ以降に想定される人数を加味し、年間利用予定者数を設定しておりました。  
以上でございます。

#### ○小林委員

今のお答えで、実際の年間利用者予定数の入所、そして通所に関する設定根拠、こういうものについてよく理解ができました。

その上で、年間利用予定者において、入所2,928人マイナス、通所1,280人マイナス、こういうことが予想されていますが、先ほどの説明でもございましたが、その要因という部分と、また今年度入所、通所人数の維持・向上に向けてどのような施策に取り組んできたのか、これについても併せてお示しをください。

#### ○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

先ほども申し上げましたように、入所については、介護老人保健施設の機能であるリハビリによる在宅復帰者が多数おられましたことや、特別養護老人ホームへの入所などによる退所者が想定よりもかなり多かったこと、それから令和5年7月から8月にかけて施設内でクラスターが起きましたので、このような要因がございまして、入所する人数より退所される人数のほうが増えたことにより、取扱い延べ数が減少したことで収益の減になったことが要因でございます。

次に、入所、通所の人数の向上に向けてのどのような施策を講じたかという御質問でございますが、コロナ禍であったため、施設内で施設クラスターもあったということで、10月までは電話による誘致のみでのアプローチでございました。11月からは担当者レベ



ルではございますが、病院の連携室や居宅支援事業所への訪問を行っており、今後は個人病院へも訪問をするようにしております。

また、当施設の収益の大部分を賄います入所者の数をまずは先決と考えておりますので、支援相談員の数を増やし、営業強化に努め、早急に利用者数を増やそうと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

ただいまのお答えの中で、今年度入所、通所人数の維持向上に向けた取組という部分が理解できました。残り、ある程度限られた時間ではございますが、先ほど言ったみたいに支援員の増員による営業強化とか、そういうものにも積極的に取り組んでいただいて、少しでも多くの方に利用していただく、そういうような取組のほうを引き続きお願いしておきます。

私からは以上です。

#### ○森戸委員

何点かお尋ねをいたしますが、今回4,500万円をまた一般会計からということで、話は分かるんですが、これだけ下がった理由という部分に関しては今質問もあって、またそちらからの説明で理解はするところですが、一つ、1点目の確認ですけど、民間に譲渡するということが職員のモチベーションの低下とか、そういう面も影響しているといえますか、例えば積極的に営業しようとか、そういう気が低下をするといえますか、民間譲渡の影響もこの中には表現というか、表れていますでしょうかね。

#### ○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

民間譲渡に向けて今動いておりますけれども、職員としては何らか不安は抱えているものの、民間譲渡しても残る職員もございますし、モチベーションとしては「まほろば」が今まで存続してきて、最後の最後でやっぱり人数が減るということは大変遺憾だと考えておりますので、受け渡しの時期に、私としては65名を目標として受け渡しができるように、今一生懸命努力をしておりますし、職員もその考え方で今一致団結でやろうということで、今回支援相談員も増強して増やす努力を現在行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

この前ちょっと視察をさせていただきましたけど、なかなか投資もできないところで、中の雰囲気も少し、照明も含めて暗いなというふうに感じましたので、介護の場としての活気というか、そういうのも少し感じられないといえますか、なかなか厳しいなというふう現場を見て思いましたので、その中でも、今答弁ありましたけど、65名に向けて、入所者ですかね、次に引き継ぎたいというふうな決意も見られましたので、本来で

あればこの4,500万円、当初の予定からして、さらに追加でお願いするということでもありますので、経営努力で何とかしてほしいというのが議決する者として思うわけなんですけれども、私も事業をしていますので、経営が悪くなったら簡単にお金をお願いできて、ある意味楽だなといえますか、いいなというふうに思うんですけれども、ぜひ一円でも無駄にしないという気概を持って、残りを取り組んでいけたらと思いますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

#### ○田中委員

私も理由についてお聞きしようかなと思っていたんですが、先行委員のほうの答弁で一定の理解はさせていただきました。

いつ頃から影響があったのかなと思いながら答弁をお聞きしている中で、新型コロナの制限等も理由にはあったんですけど、お聞きしている中で大きかったのは、在宅復帰と特養への出たのがかなり多かったんだと、想定よりも多かったんだということを知らせていただいて、特養へ出たのはちょっとあれかもしれないですけど、在宅復帰が増えたという部分では、職員の皆さんがリハビリに励んで、しっかりその機能を果たした成果だと思いますので、その部分は私はよくやられているなという評価をさせていただきます。

その上で、民間譲渡がある中で、先が見通せない中、なかなか新規を呼び込むのが難しい、本当に苦労されているんだろうなという部分も伝わってきました。

先ほど65名目標で取り組むということだったので、なかなか体制が変わる中で呼び込むのは難しいかもしれませんが、在宅復帰が多かったんだよというのは、やはり「まほろば」の皆さんが頑張って復帰できる施設なんだということをもっとPRして、ぜひ職員の皆さん一丸となって65名目標に取り組んでいただけたらと思います。ちょっと質問にはならなかったですけど、よろしくお聞きしたいと思います。

#### ○河村委員

入所のほうでいうと、もう3年かその前、コロナの始まる前くらいからもう52くらいに下がっていたと思うんですよ。先ほど特養へこういうお話があって、中間施設ですから、当然長く滞在するためにおるわけではないとは言いながら、当初からいけば10人くらい一遍におらんようになってきたりするようなケースのように見受けたんですね。もともとは60人よりもちょっと上がおりましたからね。

それは何が原因なんですかね。みんながまとまってその特養に行くなんてことはあり得えん話で、どういった状況でそういうことが起きたか、何か分析しよってですか。

#### ○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

このたびの、主に5月ぐらいから特養とかに動いている、多く出ているんですけども、この辺りは市内に新しい介護施設が、長期で入所できる介護施設等も開設されたことまございまして、ちょっとその影響がいろいろな形で出ているとは考えております。

ただ、それは理由にならないので、うちの職員たちも増やしていくということで、今努力をしているところでございます。すみません、ちょっと答弁がおかしいですけど、すみません、よろしくお願いいたします。

○河村委員

業務量が大変多い中で、相当努力をしていただいていると思うんです。

ちょっと、恐らくここにも関係すると思うので聞いてみるんですが、「まほろば」の契約に当たってのいろんな手続は「まほろば」でやったんですか。要は、価格の設定から始まって、手続については病院局でやったというふうに聞いたんですが、実際には「まほろば」でやられたんですか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

当施設で行ったことは、当施設の財産がどのぐらいになるかという指標を見積もるために不動産鑑定を行ったということだけになります。

以上になります。

○大田委員

具体的なところから聞きましょうかね。支援相談員を増やしたというふうに言われましたが、何人から何人増やされて、どういう職員を入れられたんですか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

当施設の令和4年度までの支援相談員は1人で、3月末では1人でございました。今12月から支援相談員を2名体制にし、1月には支援相談員を3名にする予定にしております。増員するのではなくて、今入所者数が減っておりますので、入所者の介護する職員を異動するように今考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、入所か、あれが少なくなったから、介護されている人を支援員として違う部署に移したというお考えなんですか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

私の御説明がちょっと不適切だったと思いますが、まずは入所者を増やさないことには当施設の安定的な収入が賄うことができないと考えましたので、まずは支援相談員を増強して、営業活動を積極的に行おうとして支援相談員を増やしました。人員としては今の施設内の職員で賄うように考えております。

以上でございます。

○大田委員

その人が外回りに出て、入所者を募集して回っているということを考えていいんですか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長  
お見込みのとおりでございます。

○大田委員  
やっぱりそうだと、入所者が少なくなったから、その人間を、極端に言ったら外交に回したという考えになるわけですが、それでいいんですね。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長  
大きく言えばそのような形になりますが、ただ、1日の職員数としては極力影響がないように行っているところでございます。  
以上でございます。

○大田委員  
入所者が少なくなったから、世話する人が支援員に回ったという考えだろうと思うんですが、この在宅やら特養に移られたという人間というのは突発的に起こったんですか、それとも何か月前に退所するという連絡があったんですか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長  
基本的に、施設へ移られる場合には、大体2週間前ぐらいからは分かっていると思われれます。  
以上でございます。

○大田委員  
それによって、入所者を募集を各病院ないし施設に募集をかけるということはされなかったんですか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長  
募集はしておりました。ただ、私の不徳の致すところですけども、コロナウイルス感染症の影響で、病院とか施設とかが訪問活動を敬遠されることがありましたので、電話での誘致しかしておりませんでした。  
以上でございます。

○大田委員  
他の施設がこんなに急激に入所者が下がったというふうには、なかなかお聞きしていないんですが、そういうふうに急激に入所者が下がったということは、やっぱり来年の3月に直営から民間に移すということが考えられたというふうに考えるんですが、そこ

のところはどういうふうにご考えておられますか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

入所者については、決して入れていないわけではございません。前年度よりも新規の入所者で令和5年は62人、令和4年度は42人で、21人増の入所者を入れたんですけれども、それ以上に退所者が令和5年度は71人、令和4年度は60人と、入所の人数以上に退所の人数が増えたため、取扱い延べ数が減少し、収益の減になったと分析しております。以上でございます。

○大田委員

62人入ったところが71人減ったというふうに答弁があったのですが、それを経営者のほうとしてはどういうふうにご考えておられるのか。

○小田大和総合病院事務部長

入所者数は増えておるといふことなんですけれども、退所者数も増えているということで、合計して入所者数が減っている状況が続いているということです。老健施設としましては中間施設でございますので、リハビリ等を積極的に行って在宅に返すということが役割になっていると思います。その辺りは職員の尽力によってできておるのではないかと思います。入所者数が減少ということはないんですが、増えてはおりますけれども、結果的には減っているということで、その辺りをもう少し入所者数を増やす、そういう努力をお願いはしておりました。

結果的に増えておりませんので、ここに来まして相談員を増やしたりとか、営業活動のほうを積極的に行って増やす努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

結果的に、市のほうから4,500万円の応援をいただかなくちゃいけないということは、完全に経営破綻をこの場合は、「まほろば」自体としては経営破綻に追い込まれているんですよ。そういうような考え、市から補助をしてもらえばいいという考えで言うておられるようにしか私たちには見えないんですが、そこで経営破綻をしないように、どういふふうな経営方針を今まで立ててきたかというのをもう一遍教えてほしいのですがね。

○小田大和総合病院事務部長

先ほども申しましたけれども、まずは入所者数、この人数を増やすことで収益を上げることを目指しておりました。結果が出ておりませんので、相談員の人数を増やしまして営業活動を強化して入所者数を増やしていく、そういうふうに今考えているところでございます。

○大田委員

考え方は分かるんですよ。考え方は分かるんですが、結果的にはやっぱりこういうふうな経営破綻のほうになって、「まほろば」を手放すように、手放すと言ったら、譲渡されるんですが、その経営破綻の、努力をするすると言われても、結果が見えてきていないんですよ。やっぱりある程度の結果というのは見えてこなくちゃいけないと思うんですが、その結果が見えない事態で4,500万円も市のほうから補正予算を組んで出すようになるんです。努力は分かりますが、その結果が見えていないから、その結果はどういうふうにして出されていこうとされているんですかというのをお聞きしているだけで、そういうようにしていこうと思っています、いこうと思っていますはそれは分かります。だけど、自分としてはどういうふうに動いたとか、こういうところを頼みにいって、何人ぐらいお願いしてきたとかいうような考えはどのようなところを持っておられるかお聞きしたいんですが。

○小田大和総合病院事務部長

市のほうからさらに4,500万円の補助をいただくということで、大変心苦しく思っております。職員のほうにも一人でも入所者数を増やすようお願いをしておるといいですか、ハッパをかけておるところです。結果が今出ておりませんが、徐々に入所者数は増えている状況もございますので、さらに65人目指して頑張りたいと思っております。

○大田委員

職員にハッパをかけるのも、実際自分はどういうふうに動かされたか、ちょっと教えてほしいんですが。

○小田大和総合病院事務部長

私としましては、原田係長とは綿密に情報交換もしながら、相談もしながら、こういう形で経営強化をしようというような話合いをして、アドバイスといたしますか、こういうことをしてくださいというふうに指示をしております。

以上でございます。

○大田委員

指示をしておったということですか。

そこで、一番の経営者の代表であります管理者としてはどういう動きをされたのか、こういう経営破綻になったというのにどういう動きをされたのか、管理者としての考えをお聞かせ願いたいんですが。

○桑田病院事業管理者

経営破綻したということに関しては、譲渡する前からそういうことがありましたですよ。譲渡するということが決まってからは、とにかくそれがスムーズに行くようにということを考えていますし、譲渡するということが決まった時点からは、うまく民間の

ほうに譲渡ができるようにということを考えております。

直接的な経営に関してということは、私は特別そういう意味では動いておりません。現場のほうにお任せしております。

#### ○大田委員

せっかく譲渡するんだから、こういうふうになってもいいやという考えではなくて、やっぱり譲渡するんだしたら、これだけの実績を残してきたというはっきりした数字を示されて民間譲渡するのが、私は一番よかろうと思っておるんですが、民間譲渡するんだから経営破綻してもいいわ、市が面倒見てくれるわ、そういう考えでおられるんじゃないらちょっと私は思っておるんですが、やっぱり入所者にしても通所者にしても、満杯に近い状態で、こういうふうには私のほうは経営も上手に進んでいますよというような感じの渡し方のほうが、譲渡するにしてもすごい何か、我々としてもそんなに手放さんでも本当はよかったのに、民間に譲渡したんだねというふうな考えを持ちたいわけなんです。経営ができなくなったから渡せばいいんじゃないという考えじゃないで渡してほしいと思ってるんですよ。そのところをどういうふうにお考えか教えてください。

#### ○桑田病院事業管理者

ただいま向こうの、民間のほうと定期的に今後どうするかということをお話しておりますし、そのために必要なことは私たちはすべきだと思っております。

それで、民間の方のアイデアを入れながら、今言ったような感じで作業員を増やしたとか、ほかに問題があるところは聞いて、それを改善するという動きは今出てますから、それは来年かけて少しでもよくなってくればいいなと思っております。

#### ○大田委員

そういうふうには、来年の4月1日から民間譲渡、受渡しが完了してオープンされるわけですが、直営で今まで「まほろば」やっていって、通所者、入所者が全く少なくなったと言われないように、今後もあと4か月弱ですが、そういう努力を「まほろば」共々、病院局のほうも一緒になってから推し進めてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○笹井委員

今回の補正で4,500万円追加で、当初と合わせては1億円ですかね。事務方、経理方としては当然資金のやりくりがありますので、これは切実な問題として推計をされてこういうふうな数字が出てきたと思うんですが、現場の介護、看護されるほうの業務としては、資金繰りというのが現場に何か影響が出ているようなことがあるんでしょうか。それとも現場は現場で、資金繰りとは関係なく介護をやっておられるということなんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

もちろん、現在の「まほろば」の状況等々は職員にも周知しております。ただ、業務に当たる上では、職員はまずは入所者の方のことを、適切で安心して安寧で過ごしていただけるようにするために、あまり資金的なことは求めてはおりません。

ただ、例えば必要のない電気を消すとか、そういったものに関しては職員への努力はお願いしているところではございます。

以上でございます。

○笹井委員

「まほろば」は、今現在まだ市営ですので、きちんと予算決算も審議させていただいていますし、入所者の数年の動向なども私ども決算審査で見させていただいています。ここ数年は1億円の繰り出しも要するというのも理解しておりますので、「まほろば」の現在の状況については、私どもも審議機関としてそれなりの責任と自覚を持って、少なくとも私はそういうふうには思っております。

その上で、民間譲渡ということ、これも方向性も出ましたし、その前から私も提案させていただいたこともありましたが、それがもうあと数か月というところに来ましたので、そこは介護の切れ目がないように取り扱っていただければと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず1点目としましては、光総合病院は、令和5年8月1日に山口県の紹介受診重点医療機関に指定をされました。紹介受診重点医療機関は、原則としてかかりつけ医等から紹介状を持って受診をする医療機関であり、より専門的な検査や治療を重点的に行います。また、かかりつけ医の医療機関と紹介受診重点医療機関との役割分担を明確にすることで、適切な検査や治療を円滑に受けられ、待ち時間の短縮、こういうものが期待をされています。

先ほどの期待される項目の1つとして、待ち時間の短縮というものが掲げられておりますが、本病院が山口県の紹介受診重点医療機関に指定された以降の待ち時間の推移、こういうものについてお示しをください。

○田中光総合病院医事課長



すみません、申し訳ございませんが、正確な待ち時間につきましては検査結果が出ないと診察に入れないといった患者さんもおられることから、今現在持ち合わせておりません。

8月以降現時点までなんですけども、初診患者さんの動向につきましては、2月から選定療養費の請求が開始ということもありまして、大きな変動がございません。

また、逆紹介の数につきましても、市内の各医療機関さんとは紹介重点医療機関に指定される以前より、紹介、逆紹介という役割分担も常に行っておりますことから、あまり指定によって変動、これもございません。

したがいまして、外来患者さん大きく変動がございませんので、待ち時間についても現時点では変動はないものというふうに考えております。

ただ、2月の選定療養費の請求の開始以降、これ以降は初診患者さんが徐々に減少していくということが考えられます。それに伴って、再診の患者も緩やかに減少していくと。ある程度長期的な期間を経て、待ち時間短縮につながっていくものかなと考えております。

#### ○小林委員

待ち時間というところで、今大体実際のデータはないというところで、今後中長期的な観点で見て、この待ち時間推移というところも見込んでいくということなので、やはり今回山口県の重点医療機関に位置づけになったということで、いろいろな明文化をすることで、待ち時間の短縮ということも期待の一つとして掲げられておりますので、やはり待ち時間を少なくするというところは、実際の患者さんの負担軽減にもつながってきますので、ぜひこの視点を持って、この待ち時間の短縮という部分にも取り組んでいただけたらというふうに思っております。

では、次の質問でございますが、令和5年に行われた光市病院局採用試験について少しお聞きをしたいというふうに思います。

看護師、そして臨床検査技師をはじめ、様々な職種の募集に対してどれだけの応募があったのか、また採用実績、こういうものについてもお示しをください。

#### ○藤岡病院局経営企画課長

おはようございます。

それでは、小林委員からの御質問、令和5年度に行われました病院局採用試験についてお答えをいたします。

募集の形態については、来年度からの採用に係るものと、今年度の随時採用に係るものがございますので、まずは来年度、令和6年4月1日職員採用に係る採用試験について、募集職種ごとにお答えをしたいと思います。

まず、行政職については2名程度の募集に対しまして応募が5名、そのうち採用予定が2名となっております。

次に看護師についてですが、病院ごとで申し上げます。光総合病院で10名程度の募集に対し応募が21名、そのうち採用予定が12名となっております。

看護師、大和総合病院では5名程度の募集に対し応募が3名、そのうち採用予定が3名となっております。

次に薬剤師についてですが、こちらは大和総合病院で1名程度の募集に対しまして応募が1名、そのうち採用予定が1名となっております。

次に臨床検査技師でございますが、大和総合病院で1名程度の募集に対しまして応募が4名ございましたが、採用予定はなしとなっております。

次に理学療法士についてですが、こちらは大和総合病院で2名程度の募集に対しまして応募が6名ございましたが、そのうち採用予定が2名でございます。

次に作業療法士でございますが、こちらは大和総合病院で3名程度の募集に対しまして応募が5名ありましたが、こちら採用予定はなしとなっております。

次に言語聴覚士についてでございますが、大和総合病院で1名程度で募集をいたしました但し応募がございませんでした。

最後に放射線技師について、光総合病院のほうで1名程度募集をいたしました。応募が5名、そのうち採用予定が1名となっており、現在のところ来年度、令和6年4月1日採用予定の人数は合計で21名となっております。

次に、冒頭申し上げましたように、令和5年度、今年度の随時採用職員の採用試験について、募集職種ごとにお答えをいたします。

まず看護師については、光総合病院で5名程度の募集に対しまして応募が4名ございまして、そのうち1名を採用しております。

大和総合病院のほうでも看護師の随時募集を行っておりまして、5名程度の募集に対しまして応募が4名、そのうち2名を採用しております。

次に、言語聴覚士について、大和総合病院で随時募集、1名程度の募集に対しまして応募が2名ございました。この2名を採用予定とさせていただいておりまして、随時採用に係る採用試験につきましては、令和5年度中の採用人数、随時の採用人数は現在のところ合計で5名となる見込みでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

詳細な各ポジションによる募集状況と実績、そして見込み、予定というところについてお聞きしました。おおむねよく理解ができました。

まず、ちょっと1つ聞いていて思ったのが、定期のところと随時のところ、これは少しお尋ねしますが、随時のところは、いわゆる令和4年度の定期の採用の中で埋まらなかったポジションを、令和5年の随時のところで埋めていく、そういう認識で考えてもよろしいでしょうか。

#### ○藤岡病院局経営企画課長

今小林委員がおっしゃっていただいたような、4年度で採用できなかった分、欠員を補充という側面もちろんございますし、年度途中で退職をされたところの補充というケース、もろもろ想定はされるかと思えます。ちょっと今きちんとそこに対応するもの

というのはすみません、持ち合わせておりませんが、おおむねそういったところで御理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

○小林委員

やはり、昨今、医療従事者の離職というところが結構社会的な問題になっているところで、その要因の1つとして長時間労働や休暇が取得できない、こういう労働環境の悪化というものがあるというふうに言われております。

一般的に、長時間労働や休暇を取れないなどの要因として、人員不足が挙げられております。

先ほどの御回答の中で、やはりいろいろなポジションに対して随時、適宜採用活動を行われているというところも大体理解できましたが、今回の令和5年の採用によって、6年度の人員体制の空きポジション、こういうものはおおむねゼロになったという認識でもよろしいですか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院におきましては、今回の採用で一応空きはないという認識でおります。以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましては、先ほど経営企画課長が説明したとおり、ある職種で応募人数の確保ができておりません。それにつきましては、空きポジションという認識であるとは考えておきまして、今後は会計年度任用職員の採用による対応とか、まだ本年度時間もございますし、再度の追加募集の実施の検討などをしております。

以上です。

○小林委員

状況がよく分かりました。やはり、労働環境という部分が医療従事者に対する離職につながるケースもございますので、今の御答弁を聞いて、随時募集もかけられておりますし、足りないポジションに対しては適宜対応されているということもよく理解できましたので、ぜひ適切な人員体制で今後の医療従事というところ、医療のサービスというものをやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

私からは以上です。

○田中委員

何点か質問できたらと思います。

まず、「まほろば」について1点お聞きしたいんですけど、民間譲渡が進んでいる中で、職員さんの今後という部分は今までもあったかと思うんですが、給食業務と委託業務を「まほろば」としてやっていると思うんですが、その辺りについてはどのようにな

るのかをお聞かせいただけたらと思います。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

最終的には民間事業者が判断することにはなりますが、継続して利用ができるよう、どのような業者を利用しているのか、情報の提供を行っているところでございます。以上でございます。

○田中委員

今委託されている方たちも、人員の確保とかを行って今まで取り組んでこられたと思いますので、今情報提供等ありましたが、一応つないであげて、判断は向こうになるかと思いますが、その辺りに取り組んでいただけたらと思いますので、お願いいたします。もう1点が、一般質問のほうでも取り上げる時間がなかったので質問ができなかったんですけど、旧光総合病院の跡地についてお尋ねしたいと思うんですが、他の議員の中でも合併特例債の活用という部分で、新病院を立ち上げるときに、一般会計から20億円を超えるお金を出しているんですけど、まず最初に、新病院建設前の現金額、そして新病院新築後の令和元年度決算時の現金額、令和4年度決算時の現金額についてお示しをいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

病院建設に関わる決算時の現金額について御説明いたします。

平成30年のときの現金額が34億728万円、令和元年の現金額が15億4,981万円、それから令和4年、直近の現金の額が19億1,031万円になります。

以上です。

○田中委員

分かりました。現金は新築後よりも増えているということで理解をさせていただきました。

もう1点なんですけど、旧光総合病院の跡地について、あと看護師寮について、病院事業としては速やかに売却したいという回答だったんですけど、私はちょっとそこについて疑問を持っている部分がございますので、まずその土地の取得の経緯について御説明をいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

旧病院跡地の土地の取得の経緯についてでございますが、昭和24年とか昭和20年代に遡るわけですけど、もともと当時日本医療団という組織が虹ヶ浜病院をそこで運営しておりました。

昭和26年7月に、旧病院の跡地については日本医療団から光市に所有権移転されていることが登記簿で確認されております。

次に看護師寮の土地についてなんですけど、こちらは昭和24年に日本医療団から光市に

所有権移転登記がされております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。日本医療団のときからの過去の経緯があつてということで御説明をいただいたんですけど、実は私も土地の確認をさせていただいております、今一応登記上は昭和43年の5月26日から光市の所有になっているはずなんですね。つまり、病院局の土地じゃなくて光市所有の土地になっていると思うんですけど、その辺りについてお考えを聞かせていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

所有権移転登記の所有者が光市であることについて、どうかということでございますか。

○田中委員

つまりですね、病院局が速やかに売却して、病院局のお金としたいというような答弁が今までもあったかと思うんですけど、土地自体は光市所有の土地だと思うんですけど、そのこの部分のちょっと考え方というか、なっていると思うんですけど、その認識についてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○川崎病院局管理部長

土地については、法人格が光市ということで光市の登記になりますが、それぞれの所管といいますか、旧病院の敷地については光市病院事業の資産ということに取扱いはなっております。病院事業の資産ということで、光総合病院の資産という形になっております。

以上です。

○田中委員

今、何か光市所有なんだけど病院局の資産だというような答弁だったかと思うんですけど、では日本医療団から光市のほうに昭和26年に移されたということなんですけど、それに対して病院局が資産にされるときに、何か病院局から支払いをされたのかとか、何か契約されたものが残っていたりというのはあるんですか。いわゆる固定資産なので、それを病院局に移したというようなものがあるんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

ございません。

○田中委員

ないのであれば、僕一応台帳を確認しているんですけど、一応所有、光市になっているので、私は光市の財産ではないかと思うんですけど、それを病院局が使用して今まで営業していたという理解になるんですけど、他の駐車場として使っていた土地も、光市の土地を病院局が借りて駐車場として使っていたという認識をしているんですけど、病院局と考え方が違うのであれなんですけど、この確認をちょっとしていただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院事務部長

旧病院の敷地につきましては、登記上は光市となっています。その内部的に所管として光市病院局が所管しているという形になっています。購入についても売買についても、地方公営企業法において病院局が行っていくという形になります。

補足ですが、現在の新しい病院の敷地も当然光市の登記になっています。

○田中委員

ちょっと公営企業法の部分が私も勉強不足で分からない部分があるんですけど、新病院については病院のほうがお金を払って購入したという経緯があるので、病院の財産だなというところはもちろん理解します。それで、登記上は光市になっているんだということも理解はできました。

ただ、今の旧病院については、取得についてお金を支払ったという部分もない中で、ちょっと書類上も残っていないという部分で、病院局の資産台帳にはあるから病院局の資産なんだというようなこともございましたけど、ちょっと私のほうも再確認してみる、公営企業法自体を勉強してみるという部分と、過去の経緯、昭和20年代のことも教えていただきましたが、やっぱりその辺りもありながら、病院局の資産といえども、やはり光市に来たという過去の経緯、そして今の新病院ができるときに一般会計から20億円を超えるお金を入れて、現金も持っているという部分、そしてまちづくりに大きく影響を与える部分という部分で、もうちょっと、光市といっても光市なんですけど、ちゃんと話し合っ、活用については考えていただけたらと思います。

それと、あと、それも踏まえて、看護師寮については少しまた位置づけが違うのかなという気がするんですけど、そこの部分の整理はいかがでしょうか。

○大濱光総合病院経理担当課長

看護師寮跡地についての今後についてなんですが、看護師寮跡地については解体後に市のほうに返すということになっております。

以上です。

○田中委員

看護師寮について、市に返すという部分の根拠については、いわゆる病院局の台帳に載っていないという理解でいいんですか。

○田村光総合病院事務部長

看護師寮につきましては、もともと所管が市の財産でして、その上に病院の看護師寮を建てたという経緯になっています。返すというより、もともと市のものだという考え方です。

○田中委員

その部分が外から見えないというのがございますので、今の病院、旧光総合病院があった土地については病院局の資産台帳にあるからという部分ですけど、私たちはそれ自体が見えないので、今の答弁を信じるしかないんですけど、ちょっとその辺りでまた確認と、情報提供もいただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

もう1点、それが病院局の資産台帳にあるということだったので、この土地の評価額について教えていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

土地の評価額ですが、病院跡地の評価額、取得時の土地の評価額が350万円程度になっておりました。

以上です。

○田中委員

350万円。

○大濱光総合病院経理担当課長

350万円です。

○田中委員

理解しました。ありがとうございます。

○河村委員

今の看護師寮と病院が、同じような状況にありながら扱いが違うというのが、ちょっとよく理解できないところがあるので、整理をして次回までには報告をいただけたらと思います。

ちょっとお尋ねするのは、この間「まほろば」の要は契約をされたわけですが、その際、処分する土地の値段と、それから建物の値段と、その他ということで備品等を含め、車両も含めた分け方であったんですが、その土地については不動産鑑定をやったところと、福祉が契約はしたけれども、その前段については「まほろば」が不動産鑑定

をし、建物についての鑑定については病院局がやりというふうになったのか、ちょっともう少し中身を分けて御説明いただきたいのと、金額をはじき出した根拠についても一緒に併せてお願いをいたします。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

まず、建物と土地については、プロポーザルを行う上で、当施設の資産が現在どのくらいの評価額になるかというのを試算するために、「まほろば」のほうを参考のために不動産鑑定を行いました。

その他の資産については、土地、建物以外の資産については、市場価値がないということで無償としております。すみません今の答弁はおかしい。訂正します。現在、譲渡時に耐用年数の経過しない資産はベッドと倉庫の予定であり、未償却残高は250万円程度と見込んでおります。

議会で答弁があったかと私は認識しているんですけども、要るもの、要らないもの全てを込めて民間譲渡する事業者へ引き継ぎますので、土地建物以外の資産については市場価値がないということの判断から無償としたと私は認識しております。

以上でございます。

○河村委員

根拠は。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

失礼いたしました。根拠としましては、土地建物の再調達原価13億4,194万円から減価額11億7,749万円を控除した1億6,400万円を積算評価としております。

また、減価額については、建物に係る原価は耐用年数に基づく方法と、観察減価法を併用した方法や、土地建物を一体として市場性に係る減価法を用いて算定したと評価されております。

以上でございます。

○河村委員

ふだんの業務だけでもいっぱいいっぱいな状況の中で、「まほろば」自身でそういった不動産鑑定に出したり、土地の。それから建物のそういった評価について、どこかに委託したんじゃないのか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

大変失礼いたしました。評価は委託しております。不動産鑑定は周南市の事業者のほうに委託して実施しております。

以上でございます。

○河村委員



建物は。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

土地建物は不動産鑑定をしております。

以上でございます。

○河村委員

土地だけじゃなくて、建物についても不動産鑑定士さんを入れて評価をしたと。なるほどね。その不動産鑑定士を入れたということであれば、そうか、うちの審議会は要らないのか。不動産価格審議会はどのようにこれを評価をしたんですか。

○吉本副市長

不動産鑑定は、原田係長が説明したように病院局のほうでやっておりますけども、令和4年4月から譲渡に向けての準備、これは市長部局のほうでやっておりますので、私からお答えをいたします。

財産価格審議会を開催しまして、その中でこの額で適正であるということをお答えいただいております。この額をもって公募に出したということでございます。

以上です。

○河村委員

それは令和4年の4月と今言われましたが、令和4年の4月に不動産鑑定評価をしたのか。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

すみません、令和4年民間譲渡の方針が示されて、当施設も不動産鑑定を行わないといけないということで、委託期間は令和4年の9月3日から令和4年の10月31日の期間で行っております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

本来であれば、今回の契約案件について説明要員がおらんという中でというのは、通常あり得ない話ですから、その辺りの処理についてはよろしく今後の材料にしておいてください。

それから、大和病院の機能評価についてですが、なぜやめたのかというところをちょっと教えてもらっていいですか。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院の機能評価につきましては、平成26年に実施いたしまして、5年ごとの

更新ということで、その後5年後に更新をするかどうかというのを判断いたしまして、電子カルテの導入などがございましたことから1年先延ばしという結論に至りまして、その後コロナも発生いたしまして、その後から機能評価を受審しておりません。

以上です。

○河村委員

それはなぜかと聞いた。

○植本大和総合病院事務部次長

先ほど申し上げましたが、電子カルテの導入とか業務も多忙というか、業務負担が。当然この機能評価も職員の手を大いに取られる業務負担がございますことから、電子カルテ等の大きな業務に取り組むに当たって1年先延ばしいたしました。その後、新型コロナが発生いたしまして見送っているという状況になっています。

以上です。

○河村委員

以前話をしたかと思いますが、入院患者さんの病室のトイレのタオルか何かの話をさせていただいたと思うんですけど、衛生管理が悪かったということについていろいろ苦情が出てきたわけですが、いやいや、うちの大和病院も機能評価を受けているので、そんなことはありませんよと取りあえず僕は言いましたが、現実的にはそうでなかった。要は、職員の中の体制的にいろんな苦情があったときに、それをじゃあ改善すると、苦情というのは人の思いがそれぞれだから、そうは言いながら、その思いの根拠にあるところだけは改善をしないと、ずっとその不満がくすぶっていく。そのためには、病院機能評価というのは定期的にやるところにその意義があるので、もう平成26年といたらもう10年になるわけですが、その辺りのふだんの業務の改善を含めて、うまくいっていないんじゃないですか。

○植本大和総合病院事務部次長

先ほど委員が言われたペーパータオルの件も含めまして、院内で設置しております患者サービス委員会、そこら辺でも検討を重ねております。患者様への意見箱というものも設置してサービスの向上に努めておるところです。そういったこともいろいろ、それ以外の苦情等もありましたら、こちらで迅速に対応するという体制は整えているつもりですので、機能評価を受けないからといって、こちらの衛生面のサービスが低下したというふうには考えていないところです。

以上です。

○河村委員

何で言うかということ、いろんな職員の方が中に入った発言を聞いてみると、やはり外部評価をきちっと受けないと改善ができない、どうしてもなれ合いの中で、ふだん業務

にも当たるケースが多いですから、そういったことを整理するためには外部の評価をきちっと受ける必要がある、そういうふうに思って、ぜひ機能評価を受けていただきたいと思ひますし、それができないというのであれば、それに代わる外部評価、あるいは前にどこだったですか常滑に行ったときには、外部評価委員会みたいなのがあって、一般市民を入れて、そういった取扱いをすることも大事だと思うんですよ。お金をかければいいというものではないから、お金をかけずに、じゃあそういう市民を外部評価委員に任命して、そういうのをやってもらいましょうと、そういうことでもいいんですよ。ただ、自分らだけでいつもやっていると、そこにどこか盲点があるので、外部評価をきちっと入れるというような努力をぜひしていただきたいと思ひます。

それからですね、先ほどの県の重点紹介医療機関の話があったんですが、初診料がこれから高くなるということを含めて、今光市の消防組合でいうと大体3,000回ぐらい救急車の出動があるんですね。ずっとほぼ一定ですよ。1,000件ぐらいうちの病院は受入れをしてもらっている。あと、その2,000件といたって、今の周東病院やらほかのところも一緒に中に入っていますから、そうはいつでも、もう500件ぐらいはどうも受入れをしなければいけない、今の1,000件をですね、外から見た話ですよ。要するに現行の救急件数が3,000回あって、今ずっと1,000件の受入れをいただいています、それを増やしていかないと、このままいけば初診で来る人が当然減ってきますから、救急業務をもう少し頑張らなくて受入れをしていかないといけんというふうに私は思うんですがね。そのやり方といいますか、何か今検討しよってですか。

#### ○田村光総合病院事務部長

救急に関してですけれども、今、年間1,000件と言われました。これが多いか少ないかは別にしましても、極力救急は受け入れる体制をつくっていかねばいけないのは確かだと思ひています。

ただ、現状として受入れがたい疾患の方とかございますので、今現在何をしていますかといいますと、日々の受入れた部分と受入れできなかった部分、それは一件一件全て記載させていただいています。内容によってはやむを得ない部分と、あと分からない、なぜとかいうのが当然ありますので、その辺の分析を踏まえた上で管理会議というか、毎月やっていますけれども、そちらで救急を増やしていけるようにできればと思ひています。

ただ、あまり救急が増えますと対応も困難になることがあるので、可能な限り、特に医師のほうはどこもそうですけど、専門医化してしまして、自分でない科の部分を診るのが怖いという部分もありますので、その辺を踏まえた上で救急を推進できたらというふうに思ひています。

#### ○河村委員

分析をすることが非常に大事なんで、今のような仕事を進めていただいたら大変ありがたいと思ひます。

大きな病院に行っても、夜間とか休日の救急については当直の医師が分担してやっているんですよ。私は外科だからこの患者は診れませんよとか、内科だから診れません

よというんじゃないくて、ある程度お医者さんになったら共通な知識と経験等があると思いますので、整理をされていると思うんですけど、うちはそうはいかないか。

○田村光総合病院事務部長

医師のほうも待機がありますので、自分の科でない救急に関しまして、医師の呼び出し等もある程度呼び出されています。この辺りを時間外を超えないようにしないといけないという部分はあるんですけども、医局の中では極力応援体制をやっています。住んでいるところの距離が離れたり、うちで診るより既に違うところに行ってもらったほうが対応としては早いという思いもある患者さんもいらっしゃいますので、協力体制はきちんとできているつもりではあります。

○河村委員

いろんなことを考えておられるようですから、ぜひ受入れについての、できるだけできるような体制づくりというものを考えていただきたいというふうに思っております。

それから、請求というか未収金の滞納整理の状況についてちょっとお尋ねをしたいんですが、現行は何か月、あるいは通常は入院患者についても、退院される場合にはほとんどその納入が済んでいると思いますが、長期にわたる未収金、1年以上ですよね、について、どのような分析をされているか教えてもらっていいですか。

○田中光総合病院医事課長

まず、光総合病院における滞納状況でございますが、直近の令和4年度の未収金につきましては、健康保険からの支払い日が未到達のものもありまして、ちょっと正確に状況を反映しておりませんので、令和3年度分から報告をさせていただきます。

まず、令和3年度112万9,927円、令和2年度130万3,291円、令和元年度101万6,067円、平成30年度が159万3,480円、平成29年度93万6,946円、平成28年度114万1,690円となっております。

分析というところですけども、毎年度末にどういった状況で滞納になっているかというところは分析しております。また、個別の患者さんにつきまして、どういう状況にあって未収になっているのかといったことは、その都度状況を分析して、患者ごとにデータとしてまとめております。

以上になります。

○河村委員

1年以上の未収金が令和3年でも112万円あったと。要はその対応なんですけど、昔だったら個別徴収、中には夜間等いろいろなケースがあったんですが、どういったことをやられているんでしょうか。

○田中光総合病院医事課長

督促の方法ということで捉えさせていただいて回答させていただきます。

まず、電話での支払いの督促、これを何度か行った上で、まだ未払いであると、そういった場合には文書での督促をさせていただいております。

○河村委員

電話でというより、文書というのはたしか未収金については毎年毎回毎月出てくるから、それで請求書は出しているんでしょう。そのことを言っているんじゃないの。

○田中光総合病院医事課長

請求書とは別に、支払いを督促するという意味合いの文書を出しております。

○河村委員

じゃあ、訪問したりすることはない。

○田中光総合病院医事課長

訪問については、年3件、4件程度個別の患者さんの状況に応じて行っているという状況でございます。

○河村委員

1年以上の未収金がこのくらいあるということは、例えば令和2年の130万円がどのくらい収納できたのだろうか。例えば、今この130万円のうち、何ぼ収納できたのか。

○田中光総合病院医事課長

今正確な数字はちょっと持ち合わせていないんですけども、過年度の未収分の毎年約10%程度収納されておると思います。

○河村委員

とすると、平成28年の114万円が、例えば10%毎年減っていけば、完全に収まるかといったらそうじゃなくて、じゃあこの中で10年以上未収金で残ったケースというのがあるのか。

○田中光総合病院医事課長

10年以上未収になっているものも帳簿上は残っております。

○河村委員

それはどのくらい。

○田中光総合病院医事課長

10年以上の経過となりますと、もうなかなかその年度で収納されるということがありませんので、ここで言いました今回お伝えした28年度114万1,690円ですけれども、大体

その言った額がそのまま推移しているという状況でございます。

○河村委員

本当に収納ができなければ落としていかなきゃいけない話になるわけですが、年に3回か4回本当に行きようるんかと。昔は、今の税の収納課と一緒に対策委員会をつくったりして整理をしようとしたんですが、結構病院も払わない、税金も払わない、あるいはそれが家賃の収納につながったりというようなケースがたくさんあったんですが、そういった会議みたいなものはやらないのか。

○田中光総合病院医事課長

市のほうの未収の対策の会議等には病院のほうも出席をさせていただいて、そちらと一緒に検討させていただいております。

○河村委員

そうすると、もうちょっとその分析が、未収金の分析が一定整理がつくような気がするんですけど、前に聞いたときには、請求書以外には出してないというような話もあったんで、もう少しどこかで活を入れたいといけんなどと思って、いつ取り上げようかと思よったんです。やむなく、本人が亡くなったとか、おらんようになったりしたケースの場合は、当然回収不能でいいと思うんですけど、そうでない場合には、病院に当然また来ますから、住んでおられる限りにおいてはね。そういったことが起きないように、対応をぜひしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

根本的なことをちょっと私が理解していないのでお聞きしたいと思うんですが、私は以前病院局の管理部は大和総合病院から光総合、まほろばを管理しているんですねとお聞きしたときに、はい管理しています、管理運営していますという答弁をお聞きしておったんですが、現在はそうじゃないよという答弁をされているんですが、それはいつ頃から、なぜそういうふうになったかというのをちょっとお教え願いたいと思うんですが。

○川崎病院局管理部長

委員の言われた関係のことが私よく覚えてないんですが、私の認識としては、光市病院局というのは病院事業管理者をトップに光総合病院、大和総合病院、「まほろば」、そして管理部4つが並列であるという形で認識をしております。

以上です。

○大田委員

私が議員になりたての頃にお聞きしたときには、病院局管理部として大和総合病院、光総合病院、「まほろば」を管理運営しているという答弁をそのときにしていたんです、そのときには。いつの間にか4部が並列になっているというのが出てきたわけなんです。だから、それはいつ頃から出てきたのか、なぜそういうふうになったのかというのをお教えくださいというのをお聞きしているんです。私がそういうふうにお聞きするのは、今管理部長がそういうふうに言われたんですが、それ以前はそういうふうに言われていたんです。だから、最近そういうふうに4部並列というふうに言われたその経緯が私は分からないんです。

#### ○川崎病院局管理部長

私は、平成29年の4月に病院局のほうに人事異動で参りましたが、そのときから認識としましては4つが並列の形というふうに認識をしておりましたので、それ以前のことについては承知をしておりません。

#### ○大田委員

病院局は管理者が1人で要するに4つの部局を管理運営しているということになるわけですよ、そうすると。管理者が1人でやりよると、管理運営しているということになるわけです。そうは私はなっていないと思っているんですがね。1人では管理運営できないと私は思っているんです。そこのところはどういうふうに考えているのか。

#### ○田村光総合病院事務部長

すみません、私は昔からいましたから説明しますが、合併したときに光市病院局というものができました。そのときに、組織図として管理者は市長の指名なのであれですけども、管理部と光総合病院と大和総合病院と「まほろば」は、今管理部長が言ったように横並びでやっています。ただ、その中身を見たら、管理部のほうは各部門の管理をする部分と、各部門に属さないことに関してはやっていくという形になっています。

管理運営といいますと、それぞれの病院と「まほろば」ですけども、そちらに長がいますので、それがそれぞれやっていきまして、まとめて会議をして、そこで管理者がトップに立って指示、指導をしていくという形になっています。

#### ○大田委員

そうすると、一般質問で本会議場に出ると、その光総合病院の運営に関しては光総合病院の事務部長ないし一番トップが出て答弁、大和総合病院になったら大和総合病院の運営する部長が出て答弁するのが当たり前なのに、管理部長が全部代弁者として答弁しようわけですよ。

#### ○田村光総合病院事務部長

運営と経営に関しては、それぞれの部門のほうで、光総合病院、大和総合病院、「まほろば」のほうでやっていますけども、こういう議会というか本会議とかの立場に出る

ときに、管理部がそこを対応するという形のことを記載していますので、そこにまとめて質問なり回答なりをするという形になっています。それで各病院の部長は出席をしていないという形になっています。

○大田委員

完全に把握されていないような答弁を私は大抵お聞きしているんですよ。各病院の完全なる把握をされていないような答弁を、本会議場では一般質問においてそういうような答弁をお聞きしているから、並列だったら当然各病院の長が出て、それに対する答弁をするべきじゃないかと思うんです。完全に把握していただけるんだったら、それはそれでもいいんですが、管理者は把握されているみたいな感じもしないでもないんです。管理部長がそこにおいて答弁されるときには、そのまま把握しないで言っているような感じを受けているものだから、その辺ちらっとお聞きさせてもらっているんです。

○田村光総合病院事務部長

管理部は管理者の補佐としてつくっていますので、間違ったことを言うことはないとは思っています。

○大田委員

多分間違ったことは言っていないと思うんですが、把握はされていないと思いますから、今後はそういうふうに代弁される場合には、しっかり把握をされるような対応をしてもらいたいと思っておりますので、管理部長、よろしくお願いします。

次に、院内保育所について、新しくできてから約5年たったんですが、そこで管理されているのは毎年入札されて、同じ業者だったと思うんですが、違いますか、そのところをちょっとお聞きしたいんですが。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院については、毎年ではないんですけど、長期継続契約で入札を行っていきまして、令和4年に入札を行って、結果的に同業者が業務に当たっているという状況でございます。

○大田委員

そこにおいて、3年契約ないし4年契約でそれなら入札されるんでしょうが、そこで指定管理ということは考えられないんでしょうか。

○藤岡病院局経営企画課長

光に限らず、大和の院内託児所も同様だと思うんですが、委員御案内の指定管理者制度につきましては、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的とするものということでもありますことから、その制度導入が施設が有効に活用されて、運営面においてもサービス向上につながった



りとか、制度自体の有用な期待ができるところは我々も認識はしているところですけども、ここで委員がおっしゃられる指定管理者制度で対象となります公の施設の定義なんですけれども、地方自治法にも規定がされておりますが、条文のところを切り出して言いますと、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設置した施設のことで、文化施設、体育施設、公園、小中学校などの公的施設がこれに当たり、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならないとされております。

両市立病院の院内託児所につきましては、広く市民の方が利用される保育所と違いまして、特定の病院職員が利用するために設置された施設でありますことから、病院局といたしましては、今御説明した指定管理者制度の対象となるいわゆる公の施設には該当しないものというふうに認識をしております。

したがいまして、院内託児所につきましては、開設当初から指定管理者制度を適用するということは想定をしておりますで、民間事業者に業務委託を行っているというところでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

光総合病院の中の院内施設だから、公の施設ではないという解釈の下に指定管理は行わないというような答弁だったと思うんですが、でも、そこにおいて病院局が管理している、つくっているというのは、病院局というのは公の施設であろうと私は思うんですが、それが違うという解釈はどういうふうな解釈になるんですかね。

#### ○藤岡病院局経営企画課長

すみません、ちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、いわゆる住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設というところに、それらに当たる文化施設ですとか体育施設、公園、小中学校などの公的施設ということが対象ですので、繰り返しになりますが、特定の者に対してのものというのは、ここでいう公的施設、公の施設には当たらないという解釈を我々はしておりますし、法の規定もそういったもの、特定の方だけに寄与するようなものというのは対象とはしていないという解釈をしておるところでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

となると、要するに病院にお勤めの方のための保育所だから住民の福祉ではないという解釈になるんですが、そこに勤めている方も住民ではないんですかね。

#### ○藤岡病院局経営企画課長

もちろん委員おっしゃるように、光市民、住民というくくりで言えばもちろんおっしゃるとおりなんですけど、そこで指すのは、やっぱり広くどなたもというところが解釈に

入ってこようかと思imasので、繰り返しとなりますが、特定の職員のみ、言ってみれば病院局側の職員に対する福利厚生の一環という見方もできようかと思imas。そう  
いったくくりで整理をさせていただいているというところですので、御理解いただけ  
らと思imas。

以上でございます。

○大田委員

自分のところの従業員をそこに持っていっておるから、一般的な福祉のものではない  
よという解釈で入札にしとるということで解釈させてもらうんですが、でも、そういう  
考えもあるでしょうが、指定管理のほうが私はやりやすいんじゃないかと思ってそうい  
うふうに申し上げたんですが、もう一遍そのところは考えてもらいたいと思ってお  
りますので、よろしくお願imas。

もう一つ分からない点が、ドクターの定年というのは大体何歳ぐらいを設定されて  
いるんですか。

○川崎病院局管理部長

医師の定年については65歳です。

○大田委員

65歳過ぎたら、もう極端に言うたら職員ではなくなるという覚えになるわけですかね。

○川崎病院局管理部長

65歳で定年を迎えられても、1年ごとの更新で、特例といいますか3年間職員として  
残る制度はございます。

以上です。

○大田委員

だから、会計年度職員みたいな感じで残られるんじゃないだろうと思うんですが、そこを70  
歳、今医師不足医師不足というのが結構出ているんですが、70歳ぐらいまでに延長する  
というような条例で定めることはできないんでしょうか。

○川崎病院局管理部長

詳しいところまで覚えていないんですが、条例上は3年間というくくりになっており  
ますし、以前他の病院等も調べましたが、3年間というような形だったと思imas。

以上です。

○大田委員

それは、要するに65歳、定年過ぎてからの極端に言うたら再任用みたいな感じで3年間  
ですが、初めの65歳という定年を、今普通の一般職でも60歳から61歳、62歳に延長され

ているように、医師の場合においても条例に定めて70歳までの定年ということにするような努力はされないんでしょうかとお聞きしておるんです。

○川崎病院局管理部長

令和5年の4月から定年の関係が変わりましたので、そのときに条例改正をする中で、医師の定年についていろいろと検討しまして、国家公務員の場合等を参考にしまして70歳まで延ばせる方法もあるんですが、他の病院の状況とか、院内でいろいろと、病院局の中でいろいろと検討して、65歳という形で医師の定年についてはやっていくという形でやっております。

以上です。

○大田委員

だから、できないんでしょうかをお願いをしているわけですよ。条例を変えてできないんでしょうかというお願いをしているわけですよ。そんなに突っぱねないで、考えてみますとかあると思うんですが、そうすると5年も延長、3年でもいいですが延長されると、医師の確保も見易いんじゃないかと思ってそういうように提案させてもらっているんですよ。そんなに突っぱねなくてもいいじゃないですか。そういう考える余地はあるんじゃないですか。

○川崎病院局管理部長

現在65歳の定年という形でやっておりますが、先ほどもお話ししたように、特例で3年間残れる制度とか、あと65歳で一旦退職という形になりますが、医師のほうから、会計年度任用職員という立場で引き続き医療のほうについてはやっていきたいという申出があれば、そういったところで検討させていただいて、引き続きお勤めをしていただいていることもございます。

以上です。

○大田委員

分かりました。そういうふうに四角張った答弁しなくても、もう少し柔軟な答弁もできるとお思いますので、今後そういうような考えを持って、柔軟な態度でもってやってもらいたいと思います。

終わります。

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第68号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：温品子ども家庭課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第69号 光市大和老人憩いの家設置条例の一部を改正する条例

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

老人憩いの家、そういう名称で今現在ありますが、これの建てられた理由というのは、どういう目的で建てられたのかお聞きしたいと思います。

○加川福祉保健部次長

旧大和町の時代に設置をされておりますけども、そのときの設置目的といたしましては、地域高齢者の交流及び活動ができる場を確保し、もって、心身の健康増進及び生きがいの促進を図ること、これを目的として建設されたものでございます。

○大田委員

今言われたように、老人の憩いというのは高齢者の憩いというか、そのために建てられたという目的で、今も現在も使用されておられます。それなのに、なぜ自治会の名前が出てくるのかちょっと不思議なんですけど、お聞きしたいと思います。

○加川福祉保健部次長

こちらにつきましては、先ほど公共施設等総合管理計画の内容ということで、少し申し上げましたけども、利用実態として、地域の集会所的な利用状況、これが目立つようになりまして、多くの施設でそのような利用をされておったということから、市のほうで今後の在り方を検討する中で、老朽化というのもございますけども、地域のコミュニティーの場として利用されているということであるので、公共施設としての機能を維持することは困難という結論をしたところでありまして、これは1年前にも説明を差し上げたとおりでございます。

○大田委員

今、地域のコミュニティーの場として、そういう方々が多く利用されていると、自治会が多く利用されているというような答弁だったと思うんですが、実際にそうですか。高齢者の方々が、極端に言ったらサロンの場とかのほうが多いんじゃないですか。

○加川福祉保健部次長

大和老人憩いの家、以前11施設ありましたが、その多くがそうであったということでございます。今回、廃止で上げております、三輪第二老人憩いの家につきましては、昨年の状況で申しますと、もう自治会は利用しないという意向を決めておりましたので利用されておりませんが、サロン2団体が238人の利用をされているというような状況でございます。

○大田委員

そういうふうに、各自治会が利用されていないと。岩田第一老人憩いの家も同じことだったんですよ。自治会の方がほとんど利用されていないくて、高齢者の方々が大変多く利用されていた。今回の場合においても、高齢者の方々が利用されるほうが多いんです。また、令和3年からコロナによってから、そこの老人憩いの家の使用を控えてくださるよというお達しも出ておりましたので、それ以前に利用されていた方々も控えておってから、だんだんそろそろ始めようかなという方々もおられるんですが、先にそういう方々の御意見を聴取しないで、自治会のほうから先に利用しないというサインをいただいておりますようにお聞きしておるんですが、そこんところの理由を御説明していただきたいと思うんですが。

○加川福祉保健部次長

協議の場といいますか、そういったものにつきましては、令和3年11月に関係者の皆さまをお集めして説明会を開催しております。その際に、検討、協議を行うための話合いの場の設置に御協力をお願いしました。その話合いの場というのは、利用団体、自治会等を一同に集めて話をさせていただきたいということで、お願いをいたしましたけども、なかなか全体が集まる場ということを確認するのが難しいということで、個別に対応をさせていただくということになりました。個別に対応するに当たっては、やはりその財産を取得するという可能性があります自治会さんを、まずは最初に話をさせていただいたと。このような経緯で委員がおっしゃられたような進め方になったというところでございます。

以上です。

○大田委員

その場においても、実際に利用されている方を先に話すんじゃなくて、自治会が利用されているから、自治会の人に譲るといって売却の意思を示された発言が随分されているんですよ。そのところは、自治会よりもそういう高齢者の方々のほうが多く利用されているところというのは、それはないところもあるでしょうが、多分に今のところなんかはあるわけですよ。そういういろんな場の利用者の方の把握をされているとは思っているんですが、でも、そういう令和3年11月の場においても、自治会の人を中心にあなたたちのという感じの物の言い方をずっとされていた。当然、自治会の人には古くなっ

たのを、今からどうしようかというのを考えるわけでありますから、実際に使用されていて、今後もそれを活用されようとされている方に、先になぜ話に行かなかったのかなというのも一つの疑問点であります。話は長寿命化対策で、初めからここをなくしてしまおうという考えの下に進めておられるように見えて仕方がないんですが、そのところはどうか。

#### ○加川福祉保健部次長

この施設は、先ほどからも申し上げておりますけれども、一部の施設は違うのかもしれませんが、全体的に地域の集会所的な利用をされているという現状がございましたことから、市としては公共施設の管理は、もう限界であるというところで、あとは地域の集会所ということであれば、自治会さんのほうが所有していただけるのであれば、そちらのほうにお譲りをしますよというところから始まっておりますので、説明会でも自治会という言葉を出しておるとは思います。また、話合いを進めるに当たっても自治会をまず最初に、我々としては利用団体も交えて全体をとということを御提案したんですけども、それがなかなか難しかったというところで、個別にとということになると自治会が先になったというような経緯がございます。

以上です。

#### ○大田委員

要するに、今も答弁があったようにいろんな方が使われていると。自治会の方も使われている。その場その場で全部違うんですね。だからその一括に自治会が使う、高齢者の方が使う、一括でやるんじゃないかと、その場その場が全部違うわけですよ。なぜそういうことをされなかったのか、面倒だったのかもしれませんが、そのところは、各老人憩いの家の使用方法は違うわけですから、そのところはもう一遍お聞きしたいと思います。なぜ一括でやったのか。

#### ○加川福祉保健部次長

利用団体の皆様につきましては、任意の団体でございますので、財産を取得するということができないというところがございますので、まずは我々としては、もう繰り返しになりますけれども、地域の集会所的な利用をされておったというところがありますことから、自治会さんにとということのお話をさせていただいております。利用団体の方につきましても、説明会では説明は同じようにさせていただいておりますし、その後、説明の要請があったところには出向いてやっているというようなことはございます。

以上です。

#### ○大田委員

要するに、もう長寿命化で年数きたから高齢者の方がもう使わなくてもいいように思っておられたように、今でも感じ取られるわけですよ。そのための理由づけとして自治会をそこに持ってきたと。自治会の人が使っていたから、そこに持って行ったような聞

き取りができるわけですよ。そうじゃなくて、実際に使用されている高齢者の方々が  
多い老人憩いの家に対しては、なぜそういうふうなことをされなかったのかというの  
があるんですよ。一部では自治会の方しか使っていないから、そののこのところ  
に対して自治会の方に話をされるのもそれはいいでしょうが、老人憩いの家のその  
のこの使い方が全部違うわけですよ。なぜそれを個々にやらなかったのかという  
のがあるわけですよ。一辺倒に全部考えてやる。そののこのところから、住民  
福祉の立場からちょっと違うじゃないかと思うんですがね。もう一遍お答え願  
います。

#### ○加川福祉保健部次長

説明の在り方は、先ほどまでに申したとおりですけども、それに併せてやはり建物の  
老朽化という問題がございます。今、例に挙げていただいている三輪第2憩いの家  
で申しますと、屋根のほうにも穴が何か所か空いておったりとか、天井とか床が何  
か所か下がっておったりというところが見えるところで、そのような傷みがござ  
います。中の見えていないところも傷みがある可能性があるということで、長々  
とこの施設を使うことができないという現状です。修繕をすればある程度は  
できる。自治会さんのほうに譲渡する際には、解体工事費の範囲内での修繕は  
いたしますということも申し上げておりますけども、自治会さんが所有しない  
というのであれば、この施設はそういった老朽化の状況も見えますことから、  
廃止に向けて我々としては動きたいというところはございます。その旨は利用  
者の方に説明させていただいております。そのことを御理解の上、確認書に記  
入をいただいたものというふうに理解をしております。

以上です。

#### ○大田委員

同じ答弁を常に繰り返しておられるんですが、自治会の方が使っている、自治  
会の方が使っていると言われてるんです。第二老人憩いの家にしても、岩田第一  
老人憩いの家にしても、自治会のほうが使用回数も少ないし、使用人員も少な  
いわけですよ。第三老人憩いの家にしてもそうなんです。要するに、高齢者  
の方々が使っているほうが多いんですよ。ただ建物が老朽化したから、そう  
したら解体するんじゃなくて、建物が老朽化したら、もう随分耐久年度が過  
ぎているんですよ。そういう言い方をするとこれはすぐ潰せということになり  
ますよ。そういう言い方じゃなくて、なぜ自治会の方ばかりを前面に押し出  
すんですか。高齢者の方々が使っている方々を前面に押し出したらどうで  
すか。その人たちが使って、皆さんが憩いの場として、憩いの家が使用され  
ている、その使用実態についてお伺いしておるわけですよ。それに対して、  
やれ自治会、自治会と言われますが、第二老人憩いの家の自治会と高齢者  
の方が使っている比率はどういうふうになっていますか。

#### ○加川福祉保健部次長

第二老人憩いの家の利用状況ですけども、先ほど申しましたけども、令和  
4年で申しますと、自治会はもう既に利用しないという意向を決めておられ  
たこともあって、利

用がありませんでしたが、他2団体、238人が利用をされております。

以上です。

#### ○大田委員

そうでしょ。また自治会の人にお聞きするのも、今後あなた方はこの老人憩いの家を使用しますか、譲渡を受けますかという問いかけがあるわけですよ、自治会の方に。自治会の方はもう古くなったから使えませんかということになったんですが、その問いかけもそういうふうに使えますか、使えませんか、もう譲渡して市は手放しますよ、維持管理やら解体費用は全部自治会で持ちなさいよという、耐用年数も過ぎたのでそういう問いかけをすれば、自治会の方は当然そんなのは要りませんということになります、それは。問いかけ方ももう少し違う考え方でお示しするほうが私は良かったんじゃないかと思っていますが、問いかけもそういう問いかけなんですよ。市は潰れますがということと言っておられるから。そこのところはどういうふうに思っているのですか。

#### ○加川福祉保健部次長

自治会の方が地域の集会所として、老朽化は進んでおりますけども、引き続き御利用いただけるというのであれば、6月議会で補正予算で上げさせていただいてますけども、1施設当たり300万円程度の予算を上げておりますが、そういった範囲内での修繕はさせていただくという条件はお示ししておりました。確かに老朽化という状況がありますので、自治会さんはいらないという回答をされました。利用団体の方につきましても、その辺り自治会さんを中心にとすることは、最初の説明会で全体に対して説明をする中で、一定の御理解をいただいておりますし、確認書を提出いただく段階でも、そういったことも理解をされた上で、了解した上で確認書を提出いただいているものというふうに理解をしております。

以上です。

#### ○大田委員

今、確認書なんかいろいろ言われましたが、その代表者の方にお聞きしましても、自治会さんが先にサインしておられますからちゅうような、あなた方もサインしてくださいねというような感じのものの言われ方したから、私は分からんままにサインしましたという方が結構、2代表の方にお聞きしたらそういうふうな答弁をされました。今説明がありましたが、そのようなことではなくて、こういう関係でいろいろと説明をされたように言われましたが、受け取る側はそういうふうを受け取っているわけですよ。我々よりも年上の方は、市と言えば御上という考えをお持ちの方が割合多いですから、御上が言うなら仕方がないからという感じでサインをされたような感じも受け取りました。そこのところが、もっと親切丁寧というか、まず利用されている方についてそういうようなサインをお願いするんだったらそれからいくべきであったんじゃないかなど。どうしても使用できなくなる場合はそれは仕方がないですが、あと三、四年は使用できるとは思いますが、そこになって初めて、これはもうだめだからよそに行って考えてくだ



さいよとかいう説明の仕方もできたと思うんですが、まず解体ありき、廃棄ありきの考えから行くべきじゃなかったように思うんですが、いかに思っておられますか。

#### ○加川福祉保健部次長

自治会を先に話をさせていただいたということは、もう何度も申し上げたとおりでございます。それから、利用団体の方に対しては、自治会さんの利用見込みの状況というのをお伝えする中で、ほかの活動の場所を探しましょうということで一緒になって探して、言われた団体、2団体につきましては、次の活動場所を見つけることもできました。こういったこともあってサインはいただいておりますし、利用団体と話をさせていただく中で1つの団体につきましては、四、五人を集めて、我々のほうがその前で説明をさせていただいて、皆さんおる中で確認書にサインをいただいたというところもでございます。

以上です。

#### ○大田委員

だから、その受け取り方が全然違うんですよ。言い方と受け取り方と。だけど、幾ら言っても自治会さんにサインをもらったから、利用者の方にサインをもらったからとその繰り返しなんですけど、そうじゃないやろっちゅうのを言いたいわけなんです。また、先ほど一番最初にお聞きしたように、老人憩いの家の一番最初の建てる意義といたしますか、建てる目的といたしますか、それも自治会で建てるんじゃないかと、高齢者の方々の癒やしの場として設けましょうという思いで、大和町時代には国の出資金100%で建てられたわけなんです。要するに建てられたものを高齢者の方が一生懸命使用されて、今まで行ってきたわけなんです。それで管理するのも、鍵管理やら管理人さんが草を刈ったり、いろいろしてから維持管理もしておるわけですよ。そこでできないときには、市のほうに何ができないからやっってくださいとかいうお願いはしておったんですが、ただそれがもう老朽化したから、もう自治会も使わないからというもんじゃないかというふうに思っておるわけですよ。そういうんだからもう少し長い目で見られないかなと思うんですが、そこんとかはどうですか。

#### ○加川福祉保健部次長

繰り返しになりますけども、大和老人憩いの家の目的については、当初の目的はそうございましたけども、時代が流れる中で利用の形態というのが変わってきて、全ての施設ではないですけども、地域の集会所ということになっておるという現状がございますことから、我々としても公共施設を適正管理していく中で、公共施設等総合管理計画において、未来を見据えた上で適正な公共施設の管理を検討する中で、集会所的な公共施設の在り方は検討する。ひいては大和老人憩いの家については、耐用年数を超えているということもありますし、公共施設として機能を維持していくことは困難であるという結論づけを行いまして、その後説明会等手続を進めてきたというところでございます。委員おっしゃられるとおり、一部の施設につきましては、当初の目的のものも継続利用

されているケースもありますけども、そこにつきましても施設の老朽化というところに鑑みまして、自治会等が使わないという判断をされた以上、関係団体の方が御同意いただければ廃止をすると、これは全体的な方針でありますので、この施設だけということではないんですけども、そのような対応をしたところでございます。

#### ○大田委員

要するに、今いろんな使い方がされているというようなこともありました。十把一絡げのようなものの言い方もされましたが、そうではなくていろんな使用をされておられるんですよ。本来の目的のとおり、老人憩いの家の使い方を、今残っているのはされているんですよ。そういうふうに、老朽化、老朽化と言われましたが、最低でも四、五年はまだ使用できる見込みがあります。そういうなのも考えられて、この条例をもう少し先延ばししてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○加川福祉保健部次長

建物の老朽化の話がございました。先ほども老朽化の状況については説明をいたしましたけども、目に見えるところだけで、何か所か老朽化が分かる範囲での問題が出ております。当然、見えないところがどうなっているかまでは、我々は確認はできておりませんけども、そういったところも相当傷んでいるということも想定されます。ちょっと四、五年利用できるというのは、我々はそういった根拠を持ち合わせておりませんので、この施設も耐用年数27年と言われておりますけれども、38年が経過をしておりますので、そういったことも踏まえて利用団体の方の次の活動場所を一緒になって探して決まったということもありまして、廃止をしたいということで今回条例を上げさせてもらっております。条例を延ばすというような考えは持っておりません。

以上です。

#### ○大田委員

今、老朽化、老朽化されたと言われましたが、木造だって1,000年だってもっているんですよ。世界遺産みたいになってから1,000年たっってもっているんですよ。老朽化、老朽化、耐用年数がきたから老朽化したと。この建物はどうなんですか。耐震設計もなっていない。これもすぐ解体したらどうですか。そう言われるんだったら。今度、何と言いますか、光市東部憩いの家ですかね。あれでも耐用年数が過ぎているでしょう。あれ老朽化しているんだからあれもすぐ解体したらどうですか。

#### ○加川福祉保健部次長

東部憩いの家は、この後の議案で指定管理として出てまいりますけども、あの施設につきましても、耐用年数50年に対して現在55年というところ。老朽化の状況が大和老人憩いの家と違うというのもございますので、あとは前回指定管理を始めた5年前にようやく耐用年数に達したというところがありますので、この施設については具体的な今後の在り方について、この5年間では検討していないというような状況がございまして

が、大和老人憩いの家につきましては、令和3年11月に説明会をしたときに、もう全ての施設が5年、10年以上の耐用年数を過ぎておったという状況があり、それぞれの施設でそれぞれの傷みが出ておるということがありましたことから、それと併せて、東部憩いの家と違うのは公共施設としての維持することが困難という地域の集会所的な、これも繰り返しになりますけども、そういった事情があったということもありますので、東部憩いの家と大和老人憩いの家を一律に判断するというのは少し、我々はそういった考えは持ち合わせておりません。

以上です。

#### ○大田委員

建物別々に考えておられるような言い方でありましたが、大和老人憩いの家は一部のところは自治会が使っているから、十把一絡げで自治会の言うことを聞かんにゃいけないという、その論法もおかしいんじゃないですか、そうなるよ。

#### ○加川福祉保健部次長

大和老人憩いの家につきましては、11施設が同じ目的で設置されて、同じいわゆるカテゴリーの中に入っておりますので、この11の施設については、同じ考え方の基に考えたというところでございます。

#### ○大田委員

いや、市当局も、要するに十把一絡げで言っているが、実際に老人憩いの家の使用目的でとおり、高齢者の方がたくさん使用されているということも把握されているのに、自治会の集会所としての十把一絡げのものの言い方されているんですよ。ね、十把一絡げ。そういうふうになっているんですよ。そこのところも、建物一つ一つのところにおいて考えていくべきじゃなかったかと思うんですが、いかに考えますか。

#### ○加川福祉保健部次長

三輪第二憩いの家につきましては、最近でこそそういった利用状況でございます。というところでありまして、繰り返しになりますけれども、施設を公共施設として維持することは困難という中で、これを建物として維持していこうとすれば、自治会さん等が所有いただくことが先決でありますので、まずはそういったことの話をしていただきました。利用団体の方につきましては、活動を継続していただきたいという我々の思いから、ほかの活動の場所を探させていただきました。その中で、見つかったわけですが、三輪第二老人憩いの家から四、五百m先のところの場所を提案させていただきました。そこで活動をしようということで了解をいただいています。人によっては、三輪第二よりも近くなるねというような声も聞いたというところもあります。我々は利用者の方のことも考えて対応はしてきたところでございます。

以上です。

○大田委員

耐用年数がきたから建物の維持が困難と判断されたんですが、三輪第二老人憩いの家は床も下がっているとかって言われたんですが、そんなこともないんですが、まあ少し雨漏りするんかも分かりません。見えていないところもあるんでしょうが。どういう判断でこの建物は、入ったら危険と思われて困難と判断されたんでしょうか。

○加川福祉保健部次長

入ったら危険といいます、外見的に先ほどから申し上げているような、少しずつ欠陥が出ておるといふところ、中が見えないところもあるといふところで、我々施設管理者としては、施設を利用することによって、住民の方がけが等されても困りますし、先ほどから言っている見えないところは見えませんので、次の活動場所を見つけていただいて、確認書にサインをいただいたということがございますので、廃止ということで結論をつけているところでございます。

○大田委員

だから、見えるところで判断すべきでしょ、見えないところ判断できないんですよ。見えないところ、見えないところと言われていますが、見えないところ判断できないから、見えないところの判断できませんがと言うしか言いようがないわけでしょ。見えるところだけでしょ、判断できるのは。この建物が明日すぐ崩れるような、維持困難が無理なようなことを言われておられました、そういうような判断というのは、長寿命化政策でこの建物をもう崩すよという判断をされたから、それに向かって突進されているだけでしょ。違うんですか。

○加川福祉保健部次長

公共施設等総合管理計画に基づいて対応しようとしているところはございますし、見えないところと言われても、見えないところがあって、何かあったら困るといふのもございますし、何よりも耐用年数がもう11年過ぎているといふところもございますし、繰り返しになりますけども、利用者の方が次の活動場所も見つけていただいて、御了解をいただいたといふところから、廃止に向けての進め方を進めているところでございます。

○大田委員

これでやめますが、何が何でも市が決めたんだから、それに向かって突進するのはしょうがないかも知れませんが、その使用されている方々なんかの御迷惑も考えられて、市の執行部が決めたんだからそれに向かって突進しないでも、やっぱり例外といふのもあります。そういうなのもいろいろ考えられて、今後も市のトップが決めたから、それに向かって突進ではなくて、いやこういうのはもう少しどうですかちゅう御意見を申し上げるのも、執行部の皆さんの一つの考えじゃないかと思えます。市のトップが決めたからそれに向かっていく、ただそれだけじゃないと思えますから、今後もよくお考

えになってください。  
終わります。

○笹井委員

今の件で、私なりに整理しておきたいことがあるので確認します。

今回の廃止になる2施設については、その地元自治会、そして利用団体について、全て市の方針を説明して理解して、一応同意はもらっておるということによろしいのでしょうか。

○加川福祉保健部次長

説明会を令和3年11月にさせていただきましたけども、その段階で利用されている団体につきましては、全て確認書をいただいております。ちなみに確認書には地域住民や利用団体で検討した結果、利用しないことを決定しましたという内容のものを代表者の方にいただいているという状況でございます。

○笹井委員

もう1点、公共施設については、何年前か記憶しておりませんが、公共施設マネジメント計画、そして公共施設総合管理計画が作成されています。これについては議会でも度々説明したり、質問もしたりしておるわけですが、今回の施設については、そのマネジメント計画の段階から将来的な用途廃止、もしくは地元で引き受けの意向があれば譲渡という方針としてはそういう方針でやってきて、その上でこのたび地元で譲渡する予定がないから廃止ということで、従前の計画からずっと基づいてやっているという理解でよろしいでしょうか。

○加川福祉保健部次長

公共施設等総合管理計画の中にございます。冒頭の説明の中でも申し上げましたけども、利用団体をはじめとする地域の代表に対し、市の考え方等を説明するとともに地域への譲渡等に向けた意向確認を進めるなどという内容で記載をしておりますので、この方針にのっとっているというところでございます。

○笹井委員

理解しました。  
終わりです。

○河村委員

先ほど解体費用が300万円なんで、それまでなら補修しますよとこういう話があったんですが、実際に、要は維持管理するために補修しなければいけないということで、見積りを取ったりはしなかったんですか。

○加川福祉保健部次長

施設ごとによってちょっと状況変わってまいりますので、見積り額を取ってということまではしておりません。

○河村委員

そうすると、要は2つあるんでどっちもそうなのかというのは分かりませんが、余分に費用がかかる、通常自治会館を造ったりするときには、今3分の2じゃったですかね、その補助があるんで、要はその枠の中にきちっと入れるような修理ができるのかできないのか、その辺りのところのお話し合いの中で、それができたのかどうなのか。

○加川福祉保健部次長

話合い、説明会の中では、そういったお話もいただきましたけども、その時点でそれぞれの具体的な見積り等も取っておりませんでしたので、その場では現状はお示しはできませんということでお答えをさせていただきます。ただ話が進むにつれて、そういった内容が出てくれば、我々としてはその辺りのことはお示しをする準備はしておりました。

○河村委員

ということは、そういった今後の利用条件について、話をしようと思ったけれどもそういう話は出てこなかったというふうにとれます。どうもね、もともと光市、旧光市とその大和の違いの中でね、私はそういう利用形態は望ましくないと思っておりましたが、何と云うかね、使っている人にもうちょっとやっぱり優しくないといけん。もしも自治会のほうで受けていただけるなら、ここまでのことができて、今見積りは実際この程度ですよというようなことは、話を進める中で進めていかないと、まあうちも田舎だけれども、田舎に住んでいる場合には、特に通常とは違うことの痛みを感じるような気がするんで、その辺りのところは十分注意して、今から最終的なお話が当然あると思いますから、接していただいたらと思います。

以上です。

討 論

○大田委員

議案第69号、光市大和老人憩いの家設置条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

大和地区の老人憩いの家の廃止に対しまして、使用される方々の目的を全くもって違う自治会の方に譲るという考えは、全くの目的外使用を行うものであって、役所の考えを押しつけるものであると思います。老人憩いの家への使用目的はしっかりと考えられて、今後の方針を進めるべきではないかと思っております。

市の建設物の長寿命化方針に従って、建物寿命化で年数が来ておりますので、壊すだけではなく、なぜなら老人憩いの家の目的は、老人憩いの家への背景は周辺住民た

ちが近くに憩いの場があり、普段出かけることが少なくなっているのを補う場でもありますので、ただ対応年数が来ただけで、修繕費用がかかるので改定するではあまりにも、高齢者に対する考えを考え直さなくてはいけないのではないのでしょうか。

市長は、高齢者対策をしっかりと支えていかれるように発言されていたと思うのですが、大和町時代に高齢者が大事にされていかれようとされて、国からの補助金を活用されて建てられたものと聞いております。その考えを継承されて合併されたのではないのでしょうか。皆様にその考えを継承されていかれることをお願いいたしまして、大和老人憩いの家の廃止に向けての反対の立場で討論いたしました。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

- ③議案第76号 光市西部憩いの家の指定管理者の指定について
- 議案第77号 光市東部憩いの家の指定管理者の指定について

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

何点かお尋ねしたいと思います。

まず1点目が、この2つの施設について、まず利用料金制なのか、使用料金制なのかについてお聞かせいただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

この施設は無料で使用していただいているということがございますので、使用料金制というのが正しいかどうかは分かりませんが、利用料金制ではないというところでございます。

○田中委員

それで、指定管理の西部のほうで言うと、87ページのほうに、7番で自主事業の実施に関する事項ということで、年間を通じ様々な事業展開を図るということで、西部については自主事業で事業展開をされているというのをお聞きしたことはあるんですけど、それぞれ、いわゆるこの指定管理料以外に指定管理者の収入になる自主事業みたいなものを行っているのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

自主事業についてでございますけども、西部憩いの家につきましては、決算のときにもお話をさせていただきましたけども、通信カラオケをされております。これは1日100円を利用されている方から取っておられます。それから電位治療器であるヘルストロンという機器を置いております。こちらは20分50円で利用者の方から使用料を取って

おられます。そのほかの自主事業として、餅つき大会であるとか、文化祭、囲碁将棋大会等がございますが、イベント参加については無料でやっておられます。

東部につきましては、ヘルストロンや通信カラオケは近年実績がございません。餅つき大会等のイベントをされておるといってございまして。

以上です。

#### ○田中委員

分かりました。それで今回指定管理を変えるに当たって、経費の見積り額で人件費設定見直しのための増額ということで、増額理由を書いているのですが、それぞれ金額が上がっているのですが、この人件費設定の見直しのための詳細根拠を御説明いただけたらと思います。ちょっと今回、指定管理の更新がたくさんある中で、値上げ幅が結構施設によって違ったもので、元の人件費分が幾らで、いわゆる最低賃金ではない何かしらの要因を受けて何%を見込んで、それが幾らになったからこの金額になったというような御説明をいただけたらと思います。

#### ○加川福祉保健部次長

西部憩いの家、東部憩いの家、考え方は同じで整理をしております。西部憩いの家で申しますと、募集要項において我々のほうで基準額として上限額を設定させていただいておりますけども、その算定にあたる根拠といたしましては、人件費部分について、5年前が約625万円、今回は730万円を設定しております。1年当たりですけども、約110万円の増額としております。こちらにつきましては、最低賃金が5年前、平成30年、山口県802円でありましたものが、令和5年には928円、約15%増加しているということがございますことから、こうしたことを参酌して決定したものでございます。

東部憩いの家につきましても、考え方は同じでおりますけども、金額を申しますと、5年前が約585万円、今回は670万円、約85万円の増額となっているところでございます。以上です。

#### ○田中委員

すみません。今差し引きした金額と今回議案で上がっている増減の額とが、なんかちょっと違うような気がするんですけど、ちょっともう1回整合性のところを御説明いただけたらと思います。

#### ○加川福祉保健部次長

ただいま説明したのは1年当たりの金額でございますので、西部であればそれに5を掛けた金額。

#### ○田中委員

すみません。私もメモしきれなかった部分があるんですけど、先ほど1年分を答えられたというのがあるので、1年分をもう1回教えていただくのと、それに5を掛けた金



額を教えていただけたら。

○加川福祉保健部次長

西部憩いの家につきましては、5年前が約625万円、今回が730万円、約105万円の増額でございます。これに5を掛けると525万円でございます。

東部憩いの家につきましては、5年前が585万円、今回が670万円、85万円でございます。こちらにつきましては、今回、単年での比較という形で出しておりますのでそれでよろしいでしょうか。

○田中委員

ごめんなさい。今、西武憩いの家の525万円アップということでは言われたんですけど、今いただいている資料で言うと、増減額が406万7,000円と書いているのではないかと思うんですけど、光市のほうがこれで設定して、結局指定管理者が減額になってこの金額で落ちたという理解でいいのでしょうか。要は人件費で増額となったと言われているので、人件費だけの影響で設定よりも安く落として、この金額になっているという理解でいいのかどうか。

○加川福祉保健部次長

今、人件費ということで、その金額の根拠等を申し上げましたけども、当然人件費だけじゃなくて様々な経費がありますので、そういった実績を基に今回算出をしております。そのため、先ほど申し上げた人件費の増減と今回お示ししている増減がイコールともならないところでございます。また、これは我々が設定の段階で検討した金額であって、実際指定管理候補者が人件費と物件費等をどのように見ているかというのは、少しまた話は別のところの議論となります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○田中委員

すみません。ちょっと休憩中にもう一度、自分でも計算をしていたんですが、東部憩いの家については、年額80万5,000円増額に多分なっていたんじゃないかと思うんですけど、西部憩いの家については、トータル525万円アップという計算になるんですけど、説明資料によると、406万7,000円というふうになっていて、この差額の理由について教えていただけたらと思います。

○加川福祉保健部次長

我々が上限額を設定する数字の話でございますけれども、人件費のほかに管理費等を設計しております。その管理費におきましては、5年前の積算額と、この5年間の実績額、これを見た上で設定をしておりますので、その部分にマイナスが出ておるといような状況でございます。

○田中委員

ついでにちょっと聞いてみるんですけど、今回、光市西部の地域包括支援センターのほうが憩いの家に入ったかと思うんですけど、その影響というのはこの中に入っているんですか。

○加川福祉保健部次長

金額設定の中ではその影響につきましては勘案しておりません。実際に、今年の3月に機能回復訓練室、こちらのほうに西部地域包括支援センターが入っておるんですけども、そこにあったマッサージ機等があったんですけども、そちらをロビーのほうに3月の段階で動かしております。そういったこともあって、今移した後で利用されておりますので、次の指定管理期間においては、それによる影響というのは見ておりません。

以上です。

○田中委員

私は、いわゆる一部分を別の機能で使っているので、指定管理の量としては床面積も減っているので、何かしら本来は影響があるべきじゃないかなと思うところを1点指摘しておくのと、先ほど管理料の部分でも変化があったという御説明があったんですけど、説明資料によると西部憩いの家、東部憩いの家も同じ表記で、人件費設定の見直しのためというふうになっているので、本来であれば、西部憩いの家は、人件費設定の見直し等のためで表記するのが適切ではなかったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○加川福祉保健部次長

積算の段階、5年前と今年で人件費以外のものが全く変わっていないというところではございませんので、正確には人件費設定等というほうがより正確であるというふうに考えております。大変失礼いたしました。

○河村委員

最初にお風呂がなくなった東部と西部の施設について、何が目的なんでしょう。

○加川福祉保健部次長

東部、西部それぞれの憩いの家の目的につきましては、設置条例を定めておりますけども、高齢者の休養及び交流の場を提供し、もって高齢者の福祉の増進を図る、これが目的でございます。

○河村委員

とするならば、東部と西部だけしかない。通常は4つの地域に分けて、整理をしようというふうなことを言っておきながら、そうでもない。たまたま施設があったから、余ったからやりおるというふうにししか見えんのですが、もう少し目的を含めて、整理を

しなきゃいけないんじゃないのかなと。現実的に、今、コミュニティセンターの利用を見ると、ほとんど高齢者ですよ。そういった中で、じゃあそういったコミュニティセンターとの違いは何なのかと。利用状況を見ても、朝から晩まで利用者がいっぱいという、今コミュニティセンターってないんですよ。そういったところの整合性というのは、そろそろ考えていく時期にきているのではなかろうかなと。

それから人員なんですが、どっちの施設も常時2人体制、常勤2人体制と。片一方は5年間で5,400万円ですか。もう一方のほうは、3年間で2,900万円。随分開きがあるのよね、その管理費の。これは何じゃろうか。

○加川福祉保健部次長

職員体制は、今委員が申されたとおりでございます。併せて管理者である非常勤の所長、これを置いていただくというところで、西部と東部についてそれぞれ利用の人数も異なりますので、西部のほうはその日数を多く設定しております。その辺りの差が少し出ておる。それから利用人数が違いますことから、若干光熱費等についても差があるというようなところでございます。

○河村委員

今の常時2人体制というところで、当然出勤簿とか、そういったものについては取っているんでしょうね。ほかの従業員、パートさんとかおられるかと思うんですが、その辺りの体制的な整理もきちっとできているという理解でいいですか。

○加川福祉保健部次長

常時2人、2人常駐というところで整理しておりますけれども、こちらにつきましては、今回ワーカーズさんが両施設ともやっただいていてというところも生かしながら、6人によるローテーションを組みながら、常時2人というところで体制を整えていただいております。併せて当然のようにその出勤簿というのは整理をされているというところでございます。

○河村委員

そういう監査はやっているということでもいいんですね。

○加川福祉保健部次長

月に一度報告をいただいておりますので、その中で確認をしております。

○河村委員

報告を受けるのと監査に行くんとは全然違うよ。監査に行っているということでもいいですね。

○加川福祉保健部次長

その都度は行っておりますけれども、常時定例的にというところは行っておりませんが、先ほど申しましたように不定期で確認には行っております。

○河村委員

できれば管理に対する監査というのは、定例的に、毎月1回やることはない、年に1回とか2回で十分だと思いますが、しっかりした管理を行っていただくことが重要だと思います。西部と東部でいうと築年数が違いますので、維持管理、あるいは利用するときの管理体制も随分違うと思うんですよ。その辺りの違いというのはどういうふうに理解しておるんですか。

○加川福祉保健部次長

やはり東部と西部では老朽化の状況が異なりますので、東部のほうは日頃から指定管理者において点検は強化されてやっておられますし、今回もそのような御提案はいただいております。

以上です。（「西部は」と呼ぶ者あり）

西部につきましては、東部はより、先ほど申しましたように、綿密にやっております。西部も当然やっておりますし、いずれの施設も管理については、指定管理の会社から提出いただいた提案書に基づいて適切にやっておりますし、先ほど申しましたように東部のほうは特に老朽化が激しいというので、その辺りを強化して見られておるといようなところでございます。

○河村委員

87ページの上からの5番目と、それから93ページの5番目に、安全管理への取組ということで書いてあるんですが、リスク管理の中で、今、維持管理についてどういうふうな取り決めなんでしょうか。

○加川福祉保健部次長

リスク管理、維持管理につきましては、経年劣化によるもの。10万円以上のものは市、それから10万円未満のものは指定管理者が負担というところで設定をしております。

○河村委員

東部については老朽化が激しくて、維持管理も大変だと思います。そうすると、全てみな市がやらないけんという話になるが、その辺の設定は。

○加川福祉保健部次長

そこは東部も西部も同じでやっております。東部のほうも近年の状況を見ますと、指定管理のほうである程度天井板が少し簡易な修繕であるとか、ちょっと防水の少し簡単な工事であるとか、照明の安定器の取り替えとか、そういったところは、指定管理者のほうで10万円未満ということでやっておりますし、近年10万円を超えた大き

な修繕というのは出ていない。市のほうで負担しておるといのは現状にないということではございます。

○河村委員

とすると市のほうで、要は瑕疵の部分とかそういった点検で見積りをされたということはないんですか。

○加川福祉保健部次長

今年に入りまして、東部憩いの家についてですけれども、屋外に避難するらせん階段というのがございます。こちらにつきましては、消防のほうから点検を受ける中で、避難器具としては少し不適切であるというような指摘を受けましたので、そちらについて少し市のほうの負担で、修繕をするというようなことが起きております。

以上です。

○河村委員

いや、修繕をしたかではなくて、市として今の東部の憩いの家の修繕しなければいけない箇所とか瑕疵とか、なんかそういったものは見てないかねと、点検はしてないかね。

○加川福祉保健部次長

施設の維持管理、指定管理者のほうにお願いしております、市のほうでその辺りの総括的な点検というのはしておりませんが、定期的に職員は行っておりますし、指定管理者から修繕箇所等のお話をいただいたときには、必要に応じて建築担当の職員とともに行くようにはしております。

以上です。

○河村委員

5年に1回ですから、5年に1回の契約の前には市の建築担当を連れて行って、点検あるいは幾ら程度かかるとか、チェックするのは普通じゃないの。

○加川福祉保健部次長

今回指定管理は3年とさせていただきましたけども、それに当たっては老朽化の状況等を確認するために、建築の職員と指定管理を募集する前に一度見ていただいて、その上で指定管理を行うという判断はしております。

○河村委員

しっかり事前の協議だけは詰めておいていただきたいと思います。

それから、西部憩いの家でカラオケをやられているというお話の中で、今年に入って、今、市内のカラオケのお店が3つ潰れたの。今、全くない状態。指定管理者だから別に

民業圧迫なんてことは思いはしませんけどね、この料金というのは、この指定管理料の中に入っちゃうの。

○加川福祉保健部次長

自主事業は指定管理の本業務以外の業務というところですので、会計は指定管理とは別のところで整理をされておりますので、自主事業は自主事業でそれぞれの採算を見ながらやっておられるというところです。

○河村委員

この事業については、指定管理者のほうで、自分の懐の中でやっているということいいんですね。

それから、さっき最低賃金が5年前802円であったのが、今度928円になって17%上がったと。この人件費のもともとの基本は最低賃金を考えているわけ。

○加川福祉保健部次長

もともとの設定は、光市の会計年度任用職員の給料表等を参考にしておりますので、最低賃金というわけではございません。

○河村委員

そうすると、今回の契約に当たっても会計年度任用職員の給料を基本として考えたという理解でいいんですか。

○加川福祉保健部次長

一番最初の設定の段階で、会計年度任用職員という、昔のパートの職員の給料設定で動いておるんですけども、今回の人件費の設定に当たりましては、その前回の金額にその最低賃金の上昇率を踏まえて設定したというところがございます。

○河村委員

ちょっとそこが理解できないんですが、要は人件費として考えるときに、今、制度として会計年度任用職員の制度ができたなら、そこが基本になるんじゃないんですか。あくまでも最低賃金、前のパートのときと会計年度任用職員になったときに上がったわけでしょ、人件費が。そういう考え方は、同一労働同一賃金ちゅうところからどうも外れちゃう話なんで。

○加川福祉保健部次長

最低賃金と会計年度任用職員というところのお話ですけれども、市の会計年度任用職員の給料につきましても、今一番低いところの金額につきましても、最低賃金のレベルのものでございますので、それが上がるとともに給料の見直しというのはしているところでございます。我々の設定につきましても、やはり最低賃金の上昇というのは、やっ

ぱり見る必要があるということで、今回も見させていただいているところでございます。

#### ○河村委員

言われることはもっともなんだけれども、例えば5年前のときの考え方と今とじゃもうガラッと変わってきたわけですね。5年前に契約していたパートの賃金とかという考え方と、今の会計年度任用職員になったという中での、こういった契約事項についての考え方はもう全く違う。当時から考えると、常時2人体制というのを労働者として見ちよるちゅうんなら、そのところちょっと考え方が違うような気がするんだけど、1回今までの考え方を全部捨てて、お金の基本、仕組みをもう一回つくり直さないといけないんじゃないかな。今までこれでやってもらえよったから、今回もこれで人件費の部分だけ上がったパーセンテージ、17%上がっただけでいいじゃという発想がずっと続くちゅうのは、どうもなんかおかしいような気がしますけどね。

#### ○加川福祉保健部次長

実際にどのような賃金形態でやられるかというのは、指定管理候補者のほうで考えられております。先ほど委員のほうから設定を見直しはということをしていただきましたけども、我々といたしましては、一つ5年前というのはベースになろうかと思っておりますので、それに最低賃金ということしかなかなか比較ができないので、その動向を見ながら人件費の上昇率というのを踏まえて設定をさせていただいておるところでございます。

#### ○河村委員

最後にしますけど、常時2人体制というのがあるから言うんよ、分かる。この指定管理の中身そのものは人件費なんですよ。だからその人件費の考え方が間違えると、いろんなところであなた最低賃金引っ張ってきたりするからやね、契約した相手がどういう雇用形態を取るかというのは自由ならそれでいいけれども、ちゃんと組織体制の中で常時2人体制って書いちゃうんだから。そうするとそこが基本になって、その周りを金額を弾いていかないけんとなるので、その辺りのところはしっかりと基本の金額を捉えて契約するようにしていかないと、全体を履き違えてしまうような気がします。要望だけにしておきますけどね。

#### ○森戸委員

1点だけ確認をさせていただきます。西部と東部で契約期間が5年と3年ということで、3年の部分に関しては、老朽化をしているということで3年ということはよく理解できるんですけども、公共施設等総合管理計画において、この2つの施設の今後の方向性、そこを確認させていただきます。

#### ○加川福祉保健部次長

東部、西部憩いの家につきましては、行政によるサービス提供の必要性等を整理し、

他施設との複合化や機能集約により施設総量の縮減を検討しますという方向性を示しております。

○森戸委員

実際にその部分についての動きが、こういった指定管理の契約年数にも表れていると思うんですけども、実際のところ話としてはどういうふうに進めていかれるんですかね。今後の議決に関わってくるので、それも併せて聞いておきたいなと思います。

○加川福祉保健部次長

西部憩いの家につきましては、現状で申しまして1万人以上が利用されているというような状況もございますし、一定程度ニーズがあるということで、今回は5年ということでさせていただいております。ただ、先ほど申しましたように、公共施設等総合管理計画におきまして、他施設との複合というようなこともございますことから、そういった動きも見ながら、必要に応じて検討していくということを考えております。

○森戸委員

なかなか全体的な総合管理計画で見て、20年の計画の10年でどれだけ達成するという計画を立てているわけなんですけど、その計画自体がなかなか進まないというのが現状でありますので、こういうものも含めてきちんと着実に進めていくという意思を持ってやるというのであれば、この議案が理解できるんですけども、ぜひそのところをきちんと進めていただきたいなというふうに、私としては強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○大田委員

今のに続いて、同じことをお聞きするんですが、東部憩いの家は老朽化で3年契約にされたという議案として出されたんですが、3年後にはどういう思いでおられるんでしょうか。

○加川福祉保健部次長

3年後どうするかというのは、現時点では決定しておりませんが、3年間の中で方向性についてはきちんとお示しをしたいというふうに、現状では考えております。

○大田委員

いや、3年後にお示しするんじゃなくて、3年後にはどういうふうにしようかと思うから、3年契約にしたいよという考えのほうが私はいいんじゃないかと思うんですよ。3年後になったら、そしたらすぐやめますとかじゃったら。これはまだなんぼ耐用年数過ぎててもまだもちそうだな思ってから、また3年後にやるか。続けるというんじゃないから、そりゃそういうことがあるかも分かりませんが、閉鎖するという思いで3年見てる



んやったら、そこで利用される方々が、今言われている1万人ぐらいおられるような答弁じゃったと思うんです。その方々が、今後どうするかというのを考えなくちゃいけないんですよ。そののところどういうふうに思っておられるかをちょっとお聞きしたいんです。

○加川福祉保健部次長

現時点におきまして、3年という期間をお示しさせていただいておりますけども、この東部憩いの家をいつどうするということは決定しておりませんので、現状といたしましては3年間で整理をするというお答えになります。またその間には方向性を整理する過程で当然利用者の方といろいろお話をさせていただくようになろうと思っておりますけども、やはり23団体、今利用されておりますので、少し調整にも時間を要するのかなというふうには考えております。

以上です。

○大田委員

今から3年間でいろいろになるじゃろうと思うんですが、風呂でも同じことなんですよね。海水風呂で東部は皆さんに知ってもらって、その目的でいろいろ入りに来られたんですが、故障してから使えなくなったということであって、風呂を使えないままいろいろ利用客が多いんですが、今度は老朽化という問題が出てきたら、また大和のようにすぐ潰されるんじゃないかという考えも出てくるわけですよ。長寿命化計画で執行部が言うたからと。そしたら、私らは今度どうしようかという考えも出てくると思うんですが、そういうところを、先に先にと言ったらあれかも分かりませんが、そういう考えをお示ししながら、執行部は進めていってもらったらいんじゃないかと思うんですが、そのところもう一遍お答え願えませんでしょうか。

○加川福祉保健部次長

東部憩いの家につきましては、3年間で方向性を整理していくということでお示しをこのたびさせていただいております。利用者の方につきましても、その辺りはしっかり説明をさせていただきながら、いろいろ考えていきたいというふう思っております。

○大田委員

いろいろ考えていきたいと、いろいろ考えていきたいと、答弁いつも同じになるんですが、そういうような考えを常にお持ちで、今後の方針はどうするかというのが常に頭にあると思うんですよ。そういうような考えをいろいろお示ししていってほしいと思うんです。

ちょっと話は変わるんですが、西部憩いの家の浴室の使用は禁止されたんですが、あれはどういう理由じゃったんですかね。

○加川福祉保健部次長

西部憩いの家につきましては、平成29年12月にボイラーが故障して、それ以降は入浴サービスを停止しているという状況でございます。

○大田委員

ボイラーの故障で浴室の使用は禁止したということになって、ゆーぱーくのバスを回しておられると。東部も湯が使えなくなったから回しておられる。現在はバス回しておられるんですかね。

○加川福祉保健部次長

現在も送迎事業は行っております。

○大田委員

バスの利用者数は何人ぐらいおられるんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

送迎バスの利用ですけども、令和4年の実績で申しますと、東部が129人、西部が507人でございます。

○大田委員

西部が507人で利用されて、東部が3年後に廃止するかどうかというのは分からない、129人がおられるということで、そこを中継基地として利用されている温泉利用者、バス利用者の方に対しては、今後の説明もいると思うんです。そのところはどのようなふうにご考慮されるか。

○加川福祉保健部次長

今の送迎の話と今回の東部憩いの家の3年間というのは、直接の関係はないというふうにご考慮しております。

○大田委員

直接の関係はないと言うのも、でも東部憩いの家を発着点にされているんですよ。違うんですかね。

○加川福祉保健部次長

東部憩いの家の利用者が送迎サービスを使っているというのであれば、関係はあろうかと思えますけども、その辺りの因果関係を現在把握しておりませんので、その辺りは何とも言えませんけども、当然東部憩いの家の利用者に対しましては、今後検討を進めていくという辺りのお話はさせていただきますし、送迎事業というのがいつまでどの

ように継続するかというのは分かりませんが、東部憩いの家がなくなったときに需要があった場合は、その発着点というのは少し変える必要があるかなと思いますので、その辺りは必要に応じて周知等はしていく必要があると思っております。

○大田委員

要するに東部憩いの家の3年後はいかにするか分からないが、3年しか結ばないということは改定、廃止の方向に進めるのだらうと思うんですが、その利用者に対して、こういうのはバスの利用者やあそこの東部憩いの家の利用者なんかも、今後の行き先が随分心配だらうと思うんです。そこのところは、大和憩いの家みたいに急でなくて、ゆっくりとした皆さんに納得のいくような説明を、今後はいってもらいたいと思っております。

よろしくをお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第78号 光市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

99ページの真ん中辺の人件費設定見直しのため増額となったものということなんですが、この人件費というのはどういう類いの人件費で、どういう給与表を採用しておられるんですか。

○岡村福祉総務課長

指定管理料としての人件費でございますが、市が生活介護の給付で上乗せで求めている入浴の介助員1名と理学療法士の配置に係る人件費を想定しております。入浴介助員につきましては、扶養の範囲内の103万円として設定。それから、理学療法士については、近隣の理学療法士の求人状況等を勘案して、1時間2,000円の4時間、2人分の介助費240日の384万円、合わせて417万円と設定しているところでございます。

以上です。

○河村委員

1時間2,000円の根拠は。

○岡村福祉総務課長

2,000円の根拠といたしましては、1つは近隣の求人状況等を確認させていただいたり、理学療法士の現行の指定管理者に対する聞き取りにおいて、2,000円程度の人件費がないと雇用が難しいということがあったのが1点と、あとは厚生労働省が示している賃金構造基礎基本統計調査による職種別の平均賃金の10年経験者の賃金が約2,000円というふうに示されておりましたので、その辺りを勘案して2,000円とさせていただいたところでございます。

○河村委員

分かりました。理学療法士、作業療法士のような感覚は、10年前と比較すると人件費が今下がっている。当初はそういう人はいませんでしたから、どこ行っても結構高かった。しかし、今学校からどんどん卒業生が出てくるので、金額的には随分安くなっている。そういったものを、恐らく次のときには参考にされるとは思いますけど、そういったところはしっかり見て、人件費であるならば、やはりそこそこの人件費をお支払いするような、103万円の入浴料介助というのは、ちょっとこれから先には当てはまらないような気がするんで、しっかりした、当然今の扶養制度そのものが変わってくると思いますので、その辺りについても臨機応変に対応してあげないと、働く人が不便にならないように対応していただけたらと思います。

以上です。

○田中委員

すみません。人件費の部分は聞いていただけたので、1点だけお聞きしたいと思います。97ページに、評価委員会でしたっけ、選定のときの評価の点数があるんですが、今回の事業者については、過去に指定管理を受けていたものを途中でやめたという実績がある部分で、本体自体が同じ事業者ということで、その点の実績を鑑みて、この点に反映されているとこっていうのはどこになるのでしょうか。

○岡村福祉総務課長

ひかり苑の点数に反映されているというのが、どういったところかというお尋ねだと思うんですけども、その点に関しましては、市が示しています今回の募集に当たっての仕様書に、詳細なそういう以前の過去の経緯とかについて勘案する旨の審査項目がございませんので、具体的にどういったところでというところはお答えしかねるような状況でございます。

○松村福祉健康部長

今、委員のほうから別の指定管理ということでお話しされましたけれども、辞退をされましたのは長期継続契約でございますので、その点については御理解いただければと思います。

○田中委員

失礼しました。指定管理ではなくて長期継続契約を途中で打ち切ったということで理解をさせていただきます。ただ、今、評価のときにそういったことを評価する項目がないというお話でしたが、事業者の基本的な事項として調べるときに、やっぱりそういう市との契約の中で途中で投げ出したというような実績があれば、それは評価すべき内容だと思うんですね。なので、評価基準の中にそういったことがないということであれば、今後評価するときにそういったことも見て、市の契約に対して誠実に対応していただける事業者がどうかしっかり判断して選定いただけたらと思いますので、お願いしておきたいと思います。

○大田委員

97ページの審査項目の中で、13番目、提案価格、ゼロ点なんですよね。ちょっとそのところを教えてください。

○岡村福祉総務課長

審査項目の13番目、提案価格の加点でございます。

本施設の指定管理の審査に当たっては、審査項目の1から12に掲げる実施体制が、合格点に達していることを第一条件に、この条件を満たした事業者について提案価格による加点を行い、総合的に指定管理者の選定を行うこととしております。今回指定したひかり苑につきましては、提案価格が本市が提示した価格と同額であったため、加点がないという状況でゼロ点ということになります。

以上です。

○大田委員

すいません。ちょっと理解しにくいんですが。もう少し分かりやすく教えてください。

○岡村福祉総務課長

今回、市が限度額として提示した年額417万円と、同額の年間417万円を指定管理料としてひかり苑のほうが提示してきたため加点がない。例えばこれが市が提示した価格よりも低い価格で提案をされた場合は加点があるということになります。

○大田委員

その417万円というのは、どこから出るんですか。

○岡村福祉総務課長

417万円につきましては、先ほど別の委員さんから質問がありましたとおり、リハビリの人件費として、入浴パートが103万円、リハビリのほうの人件費として314万円、合わせて417万円ということになります。

以上です。

○大田委員

入浴とリハビリだけが提案価格の募集要項になるんですか。

○岡村福祉総務課長

今回市が指定管理料としてお支払いするのは、今おっしゃった417万円となります。

○大田委員

その417万円というのは、見積り経費の2,850万円の中に入っているんですか。

○岡村福祉総務課長

2,085万円だと思います。

○大田委員

2,085万円。

○岡村福祉総務課長

こちらにつきましては、417万円の5年間分の計算になります。

○大田委員

そうなんです。要するに入浴とリハビリだけで2,085万円で、ほかのことはしないと。

○岡村福祉総務課長

本施設は説明でも御説明しましたがけれども、利用料金制を採用しておりますので、一般的な利用者からの利用料については、給付費として別に指定管理者に収入として入るようになりますので、市が指定管理料として設定したのは、今説明したとおり、入浴に対する介助員とリハビリ療法士の配置に係るものとさせていただいております。

○大田委員

となると、4番の組織体制人員配置の看護師3人、理学療法師2人、作業療法士1人、これは何ですか。98ページ。

○岡村福祉総務課長

3の(4)にある組織体制人員配置に関するところの、体制のことのお尋ねだと思います。これは生活介護という障害福祉サービスを提供するのに必要な人員体制のことが述べられています。

○大田委員

いやでも指定管理で417万円、入浴とリハビリだけが指定管理で2,085万円ほどで指定

管理料として出されたわけでしょう。ね、そうしたら看護師や理学療法師や作業療法師なんかは、リハビリのほうでいるという感じになるのか。

○岡村福祉総務課長

デイサービスの実施に当たっては、重ねての説明になるんですけども、人員としては管理者1人と生活支援員、看護師、理学療法師の配置が必要になります。基本的にはそれらの人件費については、障害福祉のサービス報酬として利用料金が入りますけれども、今回の指定管理料については、国が示した仕様を超えるサービスの提供、上乘せのサービスとなる理学療法士によるリハビリの提供と、入浴介助に係る人員について、指定管理料として年間417万円を指定管理者にお支払いしようとするものです。

○大田委員

今、一日定員が約20名というようなことを確か言われたと思うんです。それに対する入浴とリハビリで年間417万円、指定管理料として払いますよと。それに対する人員は、生活支援が10人、看護師が3人、理学療法士が2人、作業療法士が1人という体制で臨む。だからこの5年間で2,085万円の指定管理料を払うということじゃないのか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡村福祉総務課長

身体障害者デイサービスセンターは、障害者総合支援法に基づく生活介護の提供をしていただく施設になります。そのサービスの提供の前提となる組織の体制とか人員の配置について、ひかり苑のほうから提案のあった人員体制が98ページの中ほどに記載がされています。市が示した指定管理料については、この人員の中の市が余分に依頼する理学療法の提供と入浴介助員の提供に必要な費用について、指定管理料としてお支払いするのみということになります。

以上です。

○大田委員

入浴と理学療法士だけで、それのみで2,085万円の指定管理ということは、何となく理解しようとしておりますので、今後とももっと優しく説明してください。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

④議案第59号 令和5年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

さっきのどこへいったかな。まほろばのお金が4,500万円が載っちょたと思うんですが、18ページの下段じゃねえか。これ、まほろばの予算の前にこっちのほうを先やらなきゃいけんかったんじゃないんかね。このお金が根拠でまほろばの予算なんじゃないの。

○委員長

病院局より先に、こっちが先というそういう意味合いでですね。

○河村委員

そうそう。ほかに意見はありません。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第61号 令和5年度光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

※報告事項

①第4次光市障害者福祉基本計画（案）及び第7期光市障害福祉計画（案）中間報告

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員



基本計画の51ページのほうに生活支援の充実という項目がありまして、書いてあるのは、1番上は補装具で義眼、車椅子、2番は生活用具、それから5番目ぐらいに情報アクセシビリティでICTのサポートとあるわけです。ちょっと考え方を聞きたいんですけど、私も知り合いにいろいろ視覚、聴覚障害の方がおって、そういう方が最近スマホとかで随分コミュニケーションが取れるようになったというふうに言って、これいいことだと思うんですが、ただスマホ自体はあんまりこういう補助とか無料対応みたいなものがないようでございます。こういう障害のある方への交付について、どういうものは補助なり給付をして、どういうものは個人負担なんかと、その辺の境目みたいなものの考え方がありましたら教えてください。

#### ○岡村福祉総務課長

給付事業における貸与とか給付の対象についてのお尋ねだと思いますが、日常生活用具の給付については、厚生労働省令で要件が定められておりまして、その要件の一つに用具の製作、改良または開発に当たって障害に関する専門的に知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものというような規定がございます。ですので、スマートフォンについては、現在生活用具として広く普及しているため、日常生活用具給付事業の対象外として給付は行っていないところでございます。

日常生活用具として給付しているものにつきましては、今参考までに、視覚障害がある方については、いわゆる弱視等に対する視覚障害によって、見えづらい書類とか案内、パンフレット等を拡大して画面に映し出したり、書類の文字をOCR機能文字認識機能を用いて読み込ませて音声化する道具、拡大読書機というものがあるんですが、そういったものや、パソコンの周辺機器、視力障害者の方に対応するパソコンの画面に表示された情報を読み上げて視力障害がある方にお伝えするようなもの、それから文書の御覧になったことがあるかどうかちょっと分からないですが、画面の書類の右下にQRコードのような音声コードがついているものがあるんですが、それを機械に読み込ませて、その文章を音声化して、読み込んで、内容を読み上げる活字文字を読み上げる装置というものがあるんですが、そういったものが対象になります。それから、聴覚障害の方については、光や振動で呼び鈴やチャイム、ファックス等の着信があったことを知らせる屋内信号装置が給付の対象品目として挙げられています。現在、委員さんからお尋ねのあった貸与というものは、制度としてございません。

以上でございます。

#### ○笹井委員

分かりました。我々が使っておるようなものは便利でも、補助とかの対象にはならないと。特殊な障害のある方に合わせたものになるというふうに理解しました。

#### ○森戸委員

確認なんですけれども、58ページのユニバーサルデザインの導入といいますか、バリアフリーの取り組み、特に建物に関してなんですけど、これを見ると今後建設を予定す

る施設には、そういったユニバーサルデザインの整備に努めるというようなことを書かれているんですが、今後のところは当然といえますか、こういう計画に掲げるんですから当然のことだと思うんですが、現状の施設ですよ、そういったところに対する認識はどのような認識があるんですか。例えば駅のスロープであるとか、これも交流施設とか、コミュニティセンターですよ、例えば島田コミュニティセンターなんかは、そのままのらせん階段ですし、それ以外に、例えば高齢化していますから、例えば市民ホールのトイレなんかは洋式が少ないですよ。そういったところで相当不満の声が出ています。それだけではなくて、例えば都市計画でいうと、多核連携型のまちづくりということで、歩いて暮らせるまちづくりということを掲げているわけなんですけれども、そういった歩いて暮らせるまちづくりの中で、例えば道路を見たときに、ちょっと休憩できる場所があるのかとか、ベンチがあるのかとか、それ以外にも公園の入り口に、例えば手すりとかがあるんじゃないかとか、墓園にしてもそうなんですけど、西部墓園なんかもそうなんですけど、前も手すりを設置していただいたことがあるんですけど、例えばスロープ、階段のところの手すりをつけて入りやすくするであるとか、そういった現状の施設の認識はどのようにしておられるのか、その辺は定期的に調査をしていくのか、見ていくのか、要望がないと、依頼がないとやらないのかとか、ユニバーサルデザインを所管する福祉として、どのようにやっておられるのか。その辺のところからまずお願いします。

#### ○岡村福祉総務課長

委員お示しのように、バリアフリー化に対する要望は、市民の方から福祉所管に要望されることも多くありますし、直接所管のほうにされていることもあろうかと思えます。福祉所管のほうに寄せられた御要望については、福祉所管で全てを対応することはできませんので、各所管のほうに投げかけ等させていただいているところでございます。公共施設のバリアフリー化の状況についてなんですけども、道路とか公園とか全ての施設を網羅はできてはいないんですけれども、建物のバリアフリー化の状況については、自動ドアの設置とかスロープ、エレベーター、点字ブロック、バリアフリートイレの設置、オストメイト対応トイレの設置の状況について、年に1回各所管にその整備状況について確認をして、そのときに合わせて各所管において必要があれば、修繕とか改修等の対応をお願いしますというような対応とかお願いをさせていただいているところであります。

今後も引き続き福祉所管としては、人に優しいまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、関係所管に御協力がいただけるようお願いしていきたいというふうに考えております。

#### ○森戸委員

各所管で、今申し上げた点の部分は、各所管で今まで言ってきたなんですよ。でもなかなか進まないんですよ。ということでこちらにぶつけてるわけなんですけど、これだけ高齢化も進んできたり、こういう計画もつくられるのであれば、やっぱりそういうと

ころは誰かが推進をしていかないとトータルでマネジメントしていかないと、公共施設の総合管理計画も同じなんですけど、所管任せでは進みませんし、やっぱり全体を統括する福祉の所管が強力に推進をしていく体制をつくっていかないと、絵に描いた餅といえますか、そういうふうになっていくんじゃないかと思いますので、今公園の手すりとか、駅のスロープとかコミュニティセンターの部分とか、公共施設のトイレの洋式化もそうだと思うんですけども、そういう部分はやはり責任を持って誰かがやるところをつくっていかないと、光市のやさしいまちづくりというのは進んでいかないとしますので、ぜひその辺を肝に銘じていただけたらと思います。

以上です。

#### ○河村委員

先ほど視覚障害の話が出て、スマホをもちろん皆さんお持ちのケースがたくさんあるんですけども、私らもスマホを買い替えたなら新しい機能で、すごい使いにくいんですね。今スマホにそういった視覚障害の方のためのアプリが、ものすごい勢いで今進化しているんですね。先日ちょっと会議があったときに、視覚障害のスマホの取り扱いの研修をやられる方のプレゼンテーションがあったんですが、スマホでこうパッと写真を撮ったら、この部屋の状況から含めて音声で言ったり、あるいは駅で写真を撮ると、駅のホームの状況を教えてくれたり、今、本がありますよね。今、点字の本とかというと、郵便で送ったり返したりせにゃいけないのですが、アプリで読んでくれる。ただ、最初アプリを入れるのになんか3,000円とか幾らかお金がかかったりするんだそうですよ。そういったことへなんか支援ができればええんがなと。さっき、もらってからこれ見よったんですが、今視覚障害の方が85人いらっしゃるという中で、具体的にじゃあ何の支援ができるのかというのはあまりないんで、恐らく来年になったら、また新しい進化したものが出てくるとは思うんですよ。でも、できるところをしてあげると、要は視覚のない人にとって周りの景色を含めて音声で入ってくると、生きていることが全く違う面に見えると思いますので、そういった何か御支援ができればいいがなと思ったんで、できれば本当は新年度予算になんかそんなのが入ったら、目玉になるんじやがなというのは、今度、来年から県の盲人協会の協会のほうで、そういった講習会の支援が起こるんですよ。うちが今、下松と共同で年8回やっていますので、そういったものにもただやってもらっちゃうんじゃなくて、行政の支援もどこかでありゃあええがのと思うんですが、今、iPadでWi-Fiが入ってないという話を聞いて、当然こういったところに入りされる方は高齢者の方が多いんで、畳の部屋に行ってくださいとかという話じゃなくて、会議室どこでもWi-Fiが使えるというのが普通なんで、そういう環境だけはまず整備をしてほしいなと。もしそれができなくても、じゃあ市のほうで必要なら、今の市のほうで貸しますからね、そういったものを借りてぜひ御利用くださいというぐらいの案内はやってほしいと思いますので、お願いだけです。

#### ②光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）中間報告

## 質 疑

### ○小林委員

それでは、何点か御質問のほうさせていただきます。

まず、ひかりファミリー・サポート・センターの事業について、少しお聞きをしたいというふうに思います。

まず、この事業というものは育児の援助を受けたい人、そして育児の援助を行いたい人が、お互いに会員になって助けられたり助けたりして、地域で子育てを支え合う相互援助活動を行うための会員組織であるということは皆さん御存じのとおりでございます。

まずは、ここ数年の依頼会員、そして協力会員、両方会員の登録状況、そしてマッチング状況とその内容、さらに本事業を活用された依頼会員と協力会員の声をお示ください。

### ○温品子ども家庭課長

お尋ねのファミリー・サポート・センター事業の会員の登録状況でございます。直近の3年間でお答えさせていただきます。

まず、育児の援助を受けたい人、依頼会員でございますが、対象が3か月から小学校6年生までの子供を養育している市内在住者が対象となりますが、依頼会員が令和2年度で299人の登録、令和3年度が279人、令和4年度が286人となっております。

続いて、協力会員、育児の援助を行いたい人でございますが、市内在住の20歳以上の方が会員の対象でございますが、令和2年度の登録が108人、令和3年度が101人、令和4年度が107人となっております。それから協力会員と依頼会員を兼ねている両方会員でございますけど、令和2年度が30人、令和3年度が27人、令和4年度が26人となっております。

続きまして、マッチング状況でございます。新型コロナウイルス感染拡大前までは、件数が年間約350件程度ございました。令和3年度、令和4年度はそれぞれ年間100件程度減少しておりますが、子供の習い事への送迎や放課後児童クラブへの送迎といった送迎の依頼が、全体の7割となっております。それから保護者が外出時の子供の預かり業務、これが全体の3割となっております。

それから、この事業を活用された依頼会員と協力会員の声でございますが、まず依頼会員、援助を依頼したいほうの方の声といたしましては、「子供が協力会員さんとの家族と仲良くなって、リラックスしている様子を見ると安心して利用できる」、「この制度を活用することで一人の時間をゆったり過ごすことができ、リフレッシュできる」というのが依頼会員からの声でございます。一方、協力会員の声でございますが「子供が小さかった頃を思い出す」、「活動中にお話ししたり、手をつないで歩いたりすることで癒しの時間をもらっている」と。それから、「子供と関わる仕事をしたいと思うが、日常的になるとハードルが高い。自分が余裕があるときに短時間で活動ができうれしい」と、こういった意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

ただいまのお答えの中で、本当に実際の依頼会員とか協力会員、両方会員の登録状況というところがここ最近の推移というところがよく分かりました。あとマッチングの状況も含めてですね。やっぱり少し協力会員、そして依頼会員の声というところも、やはりすごく感銘を受けたのが、依頼会員の声としては、リラックスして、仲良くして、ゆったりして、リフレッシュできるとか、協力会員としても、やはりなかなか子育てから離れたところで思い出すというところで癒やされるというところですね。やはりこの活動というのは、双方にとってハッピーな事業だと思うので、引き続きこういうところの事業というのを積極的に活用していただきたいというところで周知のほうもお願いしておきたいというふうに思います。

すみません。もう一つ質問なんですが、少し気になった部分があって、協力会員に登録されている方のうち、実際に援助をされた協力会員、先ほど協力会員って何名かおられたというふうに御報告があったんですが、実際に援助をされた協力会員、この人数というところをお示しく下さい。

○温品子ども家庭課長

令和4年度でお答え申し上げますと、令和4年度に協力会員登録していて一度でも活動の協力を行った方が、登録者107人のうち18人となっているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

107人のうちの18人ということで、やはり少し限られた方に負担がかかっているのかなというところも、少し実際の件数と動かれた人数というところを考えていくと、マッチングにもよるとは思うんですが、そういう少し状況もあるのかなと思いました。そうしていくとやはり協力会員というところが、この掘り起こし、こういう部分が少し必要かなと思うんですけど、この協力会員の勧誘とか掘り起こし、これどういうふうな取組をやっているのか、これについてもお示しをください。

○温品子ども家庭課長

協力会員の掘り起こしでございます。

市の広報、あと子育て情報誌チャイベビへの掲載、あと子育て世帯を対象とした各種講習会でPRをしているところでございます。そのほか依頼会員としての退会時、子供が小学校6年生卒業するとなると退会となりますが、そういった卒業時に協力会員への切り替えのお願い。それから既存の現在の依頼会員の方からの人づての紹介というのもお願いをしているところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

掘り起こしという部分で様々な取り組みをやっているというところは理解できましたが、やはり最近の数値だけを見ていくとなかなか増えていない現状がございますので、少し変わった切り口でもぜひ御検討いただけたらというふうに思います。

もう一点、やはりこの活動を活性化させていくためには、依頼会員と協力会員の相互理解が必要であって、彼らをつなぐアドバイザー的な役割がすごく大事だと思っています。現時点におけるアドバイザーの体制とか、そしてアドバイザーのさらなる資質向上に向けた取り組み、これについてお示しをください。

#### ○温品子ども家庭課長

アドバイザーの体制についてでございます。

平成17年度の事業開始時から専属の職員を子ども家庭課に配属しておりまして、会員の登録業務や、あと依頼会員からの依頼を受けて協力会員との活動調整、こういった業務を行っているところでございます。アドバイザーの資質向上に向けた取組というところですが、アドバイザーとして大事なことだと考えているのが依頼会員からの依頼内容に合わせたマッチングをするということが大事だろうと思っております。現在、依頼の中には不登校の児童や自閉症の児童の送迎依頼もございまして、その依頼内容を的確に把握して、対応が可能な協力会員さんに円滑なマッチングを行うということが求められているように思います。そのため、まず事業実施後には協力会員と次回の対応に向けた振り返り、反省会を必ず行うようにしております。それから毎年県が主催する研修会等に参加して、他市の課題に対する解決方法の取得や、他の自治体の職員とのネットワークの構築により、ケース対応の幅を広げる取組をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

非常にアドバイザーの体制、そして資質向上に向けた取組という部分でよく理解ができました。やはりアドバイザーの人の役割というところでいくと、すごく感銘を受けたのが、やはり活動に対してそれを反省をして振り返るというところ、それが次の活動にもつながっていくと思いますので、このスキームというところは、ぜひ継続してやっていただきたいというふうに思います。この活動という部分は、非常に今、依頼会員でいうと小学生までという部分がございますが、非常にこの依頼会員、協力会員の声を聞くと、非常にこの活動というのは、まだ幅が広がっていくんじゃないのかなと個人的には思っています。ですので非常に多面的な視点で、今後この事業というところも検討していただきたいということもお願いして、以上で終わらせていただきます。

#### ○田中委員

すいません。3点お願いします。

新聞を見てみましたら、全国市町村で昨年10月、約38%が医療用ウィッグの購入助成を行っているという記事がございました。今年8月には約52%に増えているということ

で、私も過去にがんの患者さんから医療用ウィッグの購入助成についてお願いしたいという声も聞いたことがあったんですけど、今現在光市における医療用ウィッグ等の購入助成についての状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○田中健康政策担当次長

医療用ウィッグ購入助成についての御質問でございます。

医療用ウィッグ購入助成につきましては、現在県事業として、がん治療に伴う外見、アピランスの変化に対するケアを通じ、社会参加を支援し、がん患者のQOLの向上を図るため、山口県アピランスケア推進事業助成金制度により医療用のウィッグのほか、医療用ケア帽子、胸部補正下着、乳がん用温泉入浴着の4つの補整具の購入費について、3万円を上限に2分の1助成が実施されております。そのほか、県内4市1町でも所得制限等で県の助成制度に該当しない方に、助成事業を実施していることは承知しておりますが、本市では現状では助成事業に関する研究、検討にはいたっていない状況でございます。

○田中委員

県の事業が基本的にはあるという部分があるんですけど、ちなみに光市の方でどれくらい利用されているのかというのが、数字が分かれば教えていただけたらと思います。

○田中健康政策担当次長

令和4年度に光市民の方の本事業の申請は、実人員で10人、内訳では医療用ウィッグが9件、医療用ケア帽子が3件、胸部補整具1件の合計13件の実績の報告を受けております。

以上です。

○田中委員

分かりました。利用があるということで、アピランスでいったら胸部の部分もあります。それで光市としてはおっぱい都市宣言していたり、それとかがんのほうも光市の市民病院のほうに緩和ケアもできましたので、ぜひそういった声に応えるべき整備を光市でもやっていただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

次が、こども食堂と地域食堂について少しお聞きしたいんですが、第4期の光市地域福祉計画・地域福祉活動計画の中で、令和4年度に準備期間があって、5年度から実施ということでこども食堂、地域食堂への支援とあるんですが、その中で、今現在光市での取組について、状況をお聞かせいただけたらと思います。

○和久子ども相談担当課長

こども食堂につきましては、現在市内に6か所あるというふうに把握をしております。本市についての取組でございますが、こども食堂の支援は県が主体的に行っておりまして、市はそれに協力をさせていただいている状況です。

社会福祉協議会のほうで、こども食堂の運営団体の方に情報共有のために集まっていたという事はお聞きしております。

以上です。

#### ○田中委員

県が主体的に、全面的に協力して今立ち上がりが増えているんですけど、光市においても数年たっていろいろな支援が必要だという時期にきているのではないかと思います。また、こども食堂、地域食堂という部分で、いわゆる子供だけではなくて、高齢者の独居の食の支援とかにも機能的にありますので、ぜひですねこういった現状と福祉で支えたい人への課題をすり合わせるというか、お互いがこううまいこと噛み合って助け合いの世の中になればと思っておりますので、今紹介ありました社協のほうで代表者会議等をやっているということなので、うまいことそこで意見を聞き合いながら、今後支援につなげていただけたらと思っておりますので、そのことをお願いしておきます。

もう1個最後に、みんなウォーキング事業という部分で取り組まれておりますが、先頭で聞いてしまうんですけど、結局今、介護の計画等出ましたけど、若いときからやはり予防に努めるということが大事ということで、このみんなウォーキング事業非常にいいなと思っております。その中で、イベント的に今事業を行っている部分もあるんですけど、いわゆるこういった方たちが、今認知症で行方不明になられる方とかがいる中で、そういったちょっと講習を受けて、視点を持ってパトロール隊じゃないんですけど、ウォーキングの中でそういった視点で歩く、まだいざ行方不明があったときにその人たちに呼びかけて面的にそこを捜索してもらおうというようなそういった発展的にオレンジパトロール隊というか、オレンジサポーターみたいなそういったなんか認知症の研修、そして防犯の研修とかそういったことができないものかなと思うんですけど、今後についてお聞かせいただけたらと思っております。

#### ○田中健康政策担当次長

みんなウォーキング事業についてでございますが、令和5年度は291人の参加を得ております。本事業ではウォーキングを習慣化するという視点から、光を歩こう、みんなで歩こうをコンセプトとしております。日常的に身近な場所を歩くことで地域への理解も深まります。ウォーキングの途中には近所の方に出会ったり、また困っている高齢者の方に出会うという場面も想定されます。そういう面からいきますと、ウォーキングの推進から地域の見守りという視点は考えられるものかなとは思っておりますが、まず本事業については、ウォーキングをとにかく習慣化していただくということを目指しておりますので、今後また事業の事後フォローとして、事業終了後3か月をめぐりにウォーキングを継続できているかというような調査等をさせていただく予定としております。また習慣化されてきた方について事後フォローということで、先ほど御提案のあったような内容について啓発というところは検討できるのではないかと考えております。

以上です。



○田中委員

分かりました。入り口が健康増進という入り口なので、田中次長のほうに回答いただきましたが、福祉部ということで全体でいうと、この事業からうまく利用して発展的になればなと思っておりますので、ぜひ検討いただいて実現していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。病後児保育の再開についてお尋ねをいたします。

もう1回確認なんですけど、いつからということと、どこが受けておやりになられるか、その辺の辺りからちょっとお願いします。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの病後児保育の今後の展開の見込みでございます。

まず、今実施再開に向けて協議させていただいているのは、浅江地区にある虹ヶ丘幼児学園でございます。ここと令和7年4月の再開を目指して、今相談、協議をしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

再開まであと1年半ということなんですけれども、例えばその虹ヶ丘幼児学園さんということであれば、その敷地のどこでやられるのかといいますか、建屋を建設されたりするのか、その辺のところはどんな感じなんですかね。

○温品子ども家庭課長

今、協議をしている段階なので、保育所側の意向としてお答えさせていただきたいと思っております。

保育所の意向といたしましては、やはり医療機関ではございませんので、他の園児への感染等を考えると同じ保育スペースの中で保育することは難しいという見解のようでございます。そのためこの事業専用の施設を建設の意向となっているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その専用の施設を建設ということなんですけど、どういった部分の保育をやられるかによってもいろいろ変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、病児保育なのか、病後児だけなのか、トータルでやるのか、その辺のところは医師の関係もあろうかと思っておりますけれども、どういうやり方をされるんですか。

○温品子ども家庭課長

今、協議をさせていただいている中で、幼児学園さんの意向といたしましては、症状が一定程度安定をしている病後児対応型での実施を、今考えておられるところでございます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。そういう施設を建設されるに当たっては、いろんな基準があろうかと思うんですが、配置基準とか、建物の基準とか、その辺についてはどういうものなのか。

○温品子ども家庭課長

病後児保育事業の基準でございます。

まず、職員配置として保育士と看護師の配置が必要でございます。まず、保育士は利用児童おおむね3人に対して1人以上の配置。看護師は利用児童おおむね10人につき1名以上の配置。これが人員的配置で必要となります。

それから設置基準といたしまして、保育施設は当然でございますが、隔離機能を持つ観察室、それから調理室、それから全体的に児童の養育に適した場所であること、こういったところが設置の基準となっております。

以上でございます。

○森戸委員

そういった基準を満たすために支援策といいますか、その辺はどのようにになりますか。例えば保育士さんの新たな採用とか、看護師さんの新たな採用とか、隔離室とか調理室とか、その辺の部分の補助的なもの、その辺はあるのかないのか、その辺のところは分かりますか。

○温品子ども家庭課長

事業実施に向けての支援でございます。まず3点ございまして、1点が施設建設に係る費用への補助といたしまして、補助基準額が4,250万9,000円を国3分の1、県3分の1、市3分の1、それで事業者10分の1の負担という制度でございます。それからもう一つ、屋内の棚や冷蔵庫、おもちゃなどのその備品購入に係る費用という、開設準備という観点でなんでございますが、こちら補助基準額400万円、これが国3分の1、県3分の1、市3分の1となっております。それから事業開始後の運営に係る委託料として、病後児保育でありましたら、基本額として年額が518万7,000円でございます。これに利用児童数に応じた加算があるということになっております。本市の場合、新型コロナウイルス感染拡大前の利用状況が、大体毎年300から350ぐらいで推移しておりましたので、もし事業実施後に同程度の利用があった場合につきましては、加算が376万円の補助と、そういった補助がございます。

以上でございます。

○森戸委員

この再開に当たっては、担当課が願いをしてという形の流れなんですか。それとも手が挙がったといいますか、それのところはいかがですか。

○温品子ども家庭課長

今年度、まず医師会を通じて医療機関をお願いをさせていただきました。ただ病児ということなので、新型コロナウイルス感染者が拡大している中、なかなか状況は進行いたしませんでした。その後、保育所の園長が集まった園長会議で、ぜひこういう事業があるので考えていただきたいと、御説明をさせていただいたところ、虹ヶ丘幼児学園さんが考えてくださって、そこから現状に至るという状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

それは本当に光市にとってはとてもありがたいといえますか、おっぴい都市宣言のまちとして、こういった保育の部分については、会派でも質問させていただきましたし、要望も出させていただいておりましたので、ポイントはやっぱりこれから長く続けていただくことだと思いますので、開始までに時間もございますので、必要な支援は積極的をお願いをして、支援制度も含めて御紹介をして、協議を進めていっていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、大和地域の民間診療の誘致条例に関しては、これまでに何回か診療科目の拡大ということで、一般の質問でもさせていただいて、委員会でも質問させていただいたんですが、なかなか新たな誘致が見込まれないということでもありますので、今後の方向性ということでお尋ねをいたしますが、今後の方向性とすれば、診療科目を広げるのか、もしくはこのままの状況で何かあったときのためにこの条例を残しておくのか、それかもしくは条例自体を廃止するのか、その辺のところはどのようにお考えになられておられますでしょうか。

○田中健康政策担当次長

大和民間診療所誘致事業につきましては、今までのお答えの繰り返しにはなりますが、大和病院において失われた科目についての補助を図る意味での条例でございますので、診療科目を増やすということについては考えておりません。

今後の条例の在り方ということにつきましては、地域医療の状況等が条例制定当時からかなり変化しているというような状況、また様々な状況を踏まえて、条例について一定の整理を検討する段階にきていると考えております。今後検討していきたいと考えます。

○森戸委員

分かりました。私も何度も診療科目の拡大については質問してきましたので、今後こ

の条例を持つことで、お金も思考といいますかね、考えるということで時間も取れるかも分かりませんので、一定の結論を出していただきたいというふうにお問い合わせおきたいと思います。

それと、みたらい保育園について少しお尋ねをいたします。

みたらい保育園では、多子世帯が増えてきて人口増加の希望といいますかね、そういうものが見て取れていたんですが、来年3月で閉園をするということでありますので、その辺のところの苦労話というんですかね、そういったものがあればしていただけたらなと思います。

#### ○温品子ども家庭課長

みたらい閉園までの人員の流れを改めて御説明させていただきたいと思います。

昨年9月に閉園を発表した際、全部で26人の子供たちがおりました。そこで園長をはじめ保護者に説明、保護者の意向を確認いたしまして、令和5年、今年度の年度当初には新年少さんが3人転園し、年長を含む16人体制に今年の4月になりました。その後改めて、また園長をはじめ子育て所管で保護者の意向を確認し、年長の6人は卒園意向、そして残りの方も令和6年から6人が転園意向を示し、その児童については現在、他の保育施設へのお願いと調整が済んでおります。このたび一般募集を開始した10月25日の時点で、4人の方が継続でみたらいと、その当時、募集スタートしたときにはそういう意向があったんですけれども、集団の保育、そういったどンドン子供の転園意向がというのがありまして、締切りの11月24日の時点では全員が転園意向となったということで、毎年度、園長をはじめ子ども家庭課の職員が保護者に話を聞きながら、保護者の意向に沿った対応に努めてきたところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

担当課長からのお話もいいんですが、現場の苦労話ということで、ぜひ園長先生にお聞かせいただけたらなと思います。というのが、私も現場を視察をしたことがありましたので、そのときにいろんな多子世帯が増えているんですよというような声を聞きましたし、希望みたいなものを感じることができました。温暖な気候で見晴らしがよくて、すごくいい立地だなというふうに思いました。ただしアルゼンチンアリの部分もありますので、その点が少し気になるころではありますけれども、そういったところでの子育てをされてきて、その辺の苦労話がお聞かせいただけたらなと思うんですが、何かあれば一言コメントいただけたらと思います。

#### ○山野井子ども家庭課保育指導担当課長

苦労話というようなことはありませんけれども、先ほど課長も申しましたように、最後、来年度の継続について4名ほど、10月25日から11月24日の間には4名、来年も続けてぜひみたらい保育園を、見晴らしもいいし、環境もいいし、先生たちもいいから、ぜひということはあるんです。ですけれども、その中で保育指針にもありますけれども、

集団の育ちについて子供は集団の生活を通して相互に影響し合い育ち合っていきますと示されております。そのような集団の子供さんの育ちを考えたり、実際に来年度残ったときに、子供たちの生活を保護者の皆さんもイメージをされたときに、その集団の育ちが果たして経験できるか、それから運動会とか、発表会とか、みんなで遠足に行くとか、そのような経験はちょっと難しくなってくるだろうなということで、1人転園希望、もう1人というふうになって、最後もう締切りのときには転園希望しますということで、ぎりぎりのところで11月に入って急遽このようなことになりましたが、もう私たちも保育士として、教育養護の面としても、いろんなアドバイスをするとき、いろんな教育機関とか、園長とか、保育士に皆、どういうふうにアドバイスをしたらいいかなというのは、本当にみんなが話し合っ、やはりそのような決断の方が子供の最善の利益を考えたときにはいいだろうというアドバイスで、皆さん納得の上で、今このような形になったというところです。

以上です。

#### ○森戸委員

ありがとうございました。ぜひその知見を光市の保育の発展のために尽くしていただけたらと思いますので、ありがとうございました。

以上で終わります。

#### ○河村委員

公園ことで、さっきインクルーシブの公園という話があつて、今、都市政策のほうで公園管理になっていると思うんですが、実質的には都市公園を自分のところで事業費を出して管理する程度の話で、児童公園、草刈りもままならない状態であると私は認識しておるんですが、元へ戻して公園管理ができませんのですか、あなたらは。要は児童公園でインクルーシブの公園を造ろうと言ったって、利用できんような公園じゃあ話にならないのですよ。今ある公園から利用しやすい体制づくりというのをしとかなないと、新しい公園を造っても、また同じことですから。その辺りちょっとどうですか。

#### ○吉本副市長

以前は委員が言われたように、福祉所管のほうで維持管理をしていたんですけども、その後道路と同じように公園についても一つの部署、市民の皆さんにとって見える化ということで、今、課名から言うと都市政策課のほうで維持管理をしております。どうしても都市公園法に基づく都市公園と、それ以外の児童遊園ということで、維持管理の仕方、一応線引きはありますけども、そうは申しまして、技術職員のいる都市政策課のほうで、維持管理していくほうが、いろんところで効率よくやっていけるのではないのかなというふうに思っております。いずれにしても、おっばい都市宣言のまちとして、児童遊園についても適切に維持管理をしてまいりたいというふうに思っております。必要な経費は適切に執行しながら、維持管理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○河村委員

現実的に自分のところの都市公園は何とか草刈りができている状態。しかし従来からある児童公園、児童遊園については草刈りもやらない。そういう状況の中で、私前に一般質問したときに、急いで自分らで公園回ったんじゃよ。見たら分かるよ、後で回ったんだから。そういうような管理の仕方というのは、じゃあ今新しい公園を造ろうと、今インクルーシブの話が出たから言うんですよ。新しい公園を造ろうというその話もこれから出てくる。遊具を使った問題の中で、そういった中で次にも行かれませんか。造ったって誰が維持管理するんだよと、草刈りもやらせん。遊具の点検もできなせん。今、現場のほうへ管理をするようなことを、今話がちょっとありましたが、現実的には公園遊具の管理資格を持った人もおらんのではないの、今都市政策の中に。そういったところもやっぱり平素からしっかり整理をして使える、実質的に役に立つというやり方をぜひとってほしいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

ちょっと聞くんですがね、国が政策として、子供がおる各家庭に7万円の給付を年内に配布するというような市町村があるというふうにお聞きしたんですが、光市としてはどのようになっているんですか。

○岡村福祉総務課長

今、委員お尋ねの件は、子供を対象にではなく住民税非課税世帯を対象にとの7万円の給付の件だと思いますが、これについては、11月29日の日に国の補正予算が成立して、その後、市町村に給付の基準日を12月1日とするような内容の事業の詳細が順次示されているところでございます。

本市としても早い時期に、市民の皆様にお届けできるように現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○大田委員

今、準備を進めるのは分かりましたが、年内に配布できるのかどうかというのはどうですか。

○岡村福祉総務課長

予算の御議決等をいただく必要がございますので、現状で年内の給付というのは難しい状況にあると考えております。

以上です。

○大田委員

補正予算でも載っていなかったもので、どうかという思いもあったんですが、配布される市町村もあることですから、なるだけ早く配布してもらいたいと思うんです。補正予算に載っていないと、そうすると来年の1月、2月なんかも当然無理なんですから、早くても3月以降になるんじゃないと思うんですが、それになると、よその市町村よりも遅くなると思うので、なるだけ早く出すようお願いしたいと思います。

それと、休日診療所の人間が足りないっちゃうんで委託するのもなかなか大変だから、直営でやるようなことを前回の質問に対して言われていたんですが、直営で選ばれて雇い入れをされて活発に動きよるんですかね。そこのところちょっと教えてください。

○田中健康政策担当次長

休日診療所の事務補助員についてでございますが、9月議会で御議決をいただき、令和5年10月より、報償費対応として個人に業務依頼することで業務を回しております。現在、医療事務が4名と補助員3名のローテーションで受付、会計業務を行っているところでございます。

○大田委員

だから、それはもう市直属の職員ということで考えてよろしいわけですかね。

○田中健康政策担当次長

市で直接お願いしまして、報償費でお支払いをしているという形でございます。

○大田委員

これは、会計年度職員なんですが、それとも市が直接雇い入れになるんですか。

○田中健康政策担当次長

報償費対応の一時雇用という形になっております。

○大田委員

ということは、市の職員と考えてもいいわけですか。ちょっとそこのところ一次雇用、二次雇用と言われてもちょっとあれです。

○田中健康政策担当次長

市の職員ではなく、日々雇用の雇い上げの職員という形でございます。

○大田委員

すいません。職員制度がちょっとよく分からないので、会計年度職員とかがあると思いますので、そこのところをちょっと教えてください。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○田中健康政策担当次長  
会計年度任用職員ではない一時雇用の職員という位置づけでございます。

○大田委員  
それはけつが決まっちゃうんですか。例えば2年契約とか3年契約とか。

○田中健康政策担当次長  
雇用契約は交わしておりません。

○大田委員  
また後で教えてもらいましょう。その雇用契約という……。終わります。

#### 4 経済部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①議案第79号 フィッシングパーク光の指定管理者の指定について

説 明：経済部次長 ～別紙

#### 質 疑

○田中委員  
何点か質問ができたと思います。

まず、103ページのほうに、(7) 自主事業の実施に関する事項というものがあるんですが、実際どのような事業案が示されているのかをお示しいただけたらと思います。

○西村経済部次長  
実施事業は、次の3つが提案されています。

1つ目が、福利厚生事業者との連携による会員優待です。事業の目的は、福利厚生倶楽部中国と提携し、会員優待サービスを行うことで、集客効果を図るものです。会員がクーポン及び会員証を窓口に提示することで、基本釣り料を大人、子供、共に100円引きにするものになります。

次に、2つ目として、観光情報サイト「じゃらん」への掲載があります。事業の目的は、株式会社リクルートの運営する観光情報サイト「じゃらん」に限定利用プランを掲載することにより、遠方や新規利用客の獲得を図ることになります。じゃらんサイトでの釣りの予約申込みにより、釣り餌を無料プレゼントしています。

3つ目は、自動販売機の設置です。飲料水の自動販売機3台を設置しています。以上でございます。



○田中委員

よく考えられているなど今お聞きして感じたのが感想です。

それでまた、コロナ禍でなかなかイベントできなかつたと思うんですけど、ケーブルテレビとかと、テレビ局とかもコラボして、釣り大会を開催されていたというのも今までであったかと思うんです。これ今の1、2のあたりは新規で取り組まれた、今までもやられていたんですか。

○西村経済部次長

まず、福利厚生事業は、令和2年、3年、4年に実績があり、ずっと続けてきた事業です。

じゃらんは、令和3年度から始めている事業になります。

以上でございます。

○田中委員

コストもかかるのに指定管理者の努力としてやられるということで、すばらしいと感じました。

この指定管理自体についてなんですが、利用料金制か使用料金制かの確認をさせていただけたらと思います。

○西村経済部次長

利用料金制になります。

○田中委員

利用料金制ということで、指定管理者の努力で収入を得られるということなんですが、これ指定管理料以外に指定管理者の収入になるものが何々あるのかをちょっと教えていただけたらと思います。

○西村経済部次長

指定管理料以外の収入は、釣り料や入園料となる利用料金があります。それと、貸しごおや釣り具、餌料、氷代などがあります。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。

それで、それも含めて、最後ちょっとお聞きしたいんですが、これ今回増額が82万8,000円の増ということで、人件費等の経費の増額に伴うものとございました。

それで、他の今回指定管理がいろいろ変えるところがあって、金額で見たら安いような印象も受けたんですが、この人件費等の経費の増額に伴うもの、増額の詳細根拠の説

明を頂けたらと思います。

○西村経済部次長

人件費は、今回賃金単価を見直すこととし、厚生労働省が定める賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金を採用することとしました。

さらに、令和元年から4年までの山口県最低賃金の上昇率から、今後5年間の時給を推定し、その中央値により人件費を算出したものです。

以上でございます。

○田中委員

すみません。詳細ということで、例えば人件費部分が何円から何円になったということの御説明と、あと等がついちよるので、等の部分が何が含まれているのかを教えてくださいましたらと思います。

○西村経済部次長

もともとの人件費は、4か年の平均の開園日数で割って、1日当たりの単価を出して、平均の開園日数を乗じて人件費を計上しており、今回も同じようにやっていたら1,146万6,000円になります。今回は単価を見直して日数を乗じて算出すると、人件費が1,152万8,000円になっています。

以上です。

○田中委員

すみません。ちょっとよく分からなくなっていて、5年分でこの金額、以前が1,146万6,000円だったものが、今回1,152万8,000円になったという理解でいいんですか、1年分、ちょっと分かりやすく。

○西村経済部次長

もともとの考え方は、過去の実績の平均から人件費を算出しており、その金額が1,146万6,000円、今回は厚生労働省が定める賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金から妥当とされる単価を採用して、条例等で定める開園日数に乗じて算出した結果、人件費が1,152万8,000円になったものでございます。

○田中委員

1年分で考えると、今総額聞いても、ほかの施設よりすごい値上がり幅が小さいんだなというのにびっくりしているのと、あと今で言うと、1年分6.2万円の値上げになると思うので、それ以外の等の部分が何なのかをお示しいただけたらと思います。

○西村経済部次長

前回のものと今回のものを比較すると、まず、人件費は前回1,026万円、今回1,152万

8,000円、餌料、氷代が117万円という説明になりますが、これで分かりますか、増えたところだけをお示しましょうか。

○田中委員

すみません。ちょっと答弁を聞いて分からなくなっているんだけど、先ほどの人件費の部分は1年間1,146万6,000円の部分が1,152万8,000円に今回なったということで、その差額が計算すると、6.2万円分ぐらいになると、1年分の今回出ている部分を割ると、16.56万円ぐらいの増額になっていると思うんですけど、その理由について、人件費等の経費の増額と言われているので、その16.56引く6.2の約10万円ちょっとの部分がどういったものの経費で上がっているのかということの御説明を頂けたらと思います。

○西村経済部次長

前回と今回を比較して一番大きく上がったのが人件費で、前回1,026万円だったものが、今回1,152万8,000円となっており、130万円ぐらい増加したことが一番大きな要因となっています。

その他、いろいろな支出を1日当たりの平均単価で割り戻したときに増減して、1年間の差引きで110万7,000円ぐらい、前回から言うと、30万円ぐらい増えたようになっており、その5年分が前回分と比較すると、82万8,000円増額しているということです。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○西村経済部次長

フィッシングパークの収入見込額が1,377万円、支出見込額が1,487万7,000円で、その差額分となる110万7,000円を指定管理料として見積もっております。この指定管理料を5年分して553万5,000円となります。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。細かく答えてという部分でちょっと分からなくなっていたので、整理していただいてありがとうございます。出の部分で増える部分もあるけど、入りの部分の増えるのもあるから、合算してこういう数字になっているということで理解をさせていただきます。指定管理者のほうの努力部分がここに反映されているんだなということだと思しますので、理解をしました。ありがとうございました。

○河村委員

2番のサービスに関する事項の中で、専門的知識を持った職員を常勤させると、こうあるんですが、この職員は光支店の正職員、扱いはどういう扱いなんですか。

○西村経済部次長

釣り全般にわたる専門知識を持った職員は、パート職員となります。  
以上でございます。

○河村委員

いや、常勤させるって書いちゃうけど、パートなの。

○西村経済部次長

パート職員として2名が常駐しております。  
以上でございます。

○河村委員

どういった方かというのは分かりませんが、漁協を定年になったとか、そういった方なのか、保険とかの適用というのはどういうふうになっているんですか。

○西村経済部次長

まず、どういった方については、漁協が釣り好きの人をパート職員として採用していると聞いております。  
保険等の適用は、資料を持ち合わせていないため、分かりません。  
以上でございます。

○河村委員

今言うたら、人件費の話で細かい数字まで積み上げちよるのに、その保険の中身が分からんちゅうのはおかしいね。雇用保険とか、今の健康保険とか、年金とか。いや、この2番に書いちゃう専門的知識を持った職員を常勤させるという言葉は、結構重たいのよ、これ。

○西村経済部次長

専門的知識を持った職員とは、釣りの愛好家で、釣りのことが詳しくて、お客さんに釣りの楽しみを伝えられる方という認識で漁協は雇用していると理解しております。  
以上でございます。

○河村委員

これは、市との契約じゃろう。釣り好きの人に対して、これを言いよるわけじゃないわけいね。市と県漁協光支店との契約の中身の話やから。

○西村経済部次長

フィッシングパーク光の職員体制を申しますと、パート職員2人がフィッシングパークに常駐しておりますが、基本的にパートだけでは労務管理や施設の運営などが難しいので、山口県漁協光支店の支店長と漁協職員1名が労務管理や施設管理、入園管理、通

常業務補助等を行い、その下で、パート職員2人が働いている形になっております。  
以上でございます。

○河村委員

ということは、フィッシングパークにおける、要は職員というのは2名で、もしも欠員ができるようなときには光支店から応援に來ると、だとすれば、今この決算書というのは出よるんかいね。

○西村経済部次長

決算書というのはありませんが、毎月どれぐらいお客さんが入ってどうであったとかいうモニタリングの調査や事業報告書が年度終わりに市に上がってきております。  
以上でございます。

○河村委員

いや、あなたは細かい数字を今積み上げてやっちょるのに、今のような話はないと思うんじゃないけど、当然、前年度分の決算書を見て、どうも翌年度の今金額についてははじき出したというふうに見えるんで、本来なら、昔は、フィッシングパークの決算書は皆ついちやったからあれじゃけど、もうちょっと、何というんじゃないか、こういうふうな内容で契約をされるんなら、指定管理者というのは契約じゃないか、そこを言うてみんさん、何なのか、どうぞ。

○吉本副市長

先ほどから委員が契約と言われていたので、多分一般的な業務委託契約、いわゆる維持管理業務委託契約という意味での御質問、発言だろうと思いますが、指定管理者の指定は、維持管理業務を単に委託するのではなく、行政処分的一种という位置づけです。

これには、契約という行為ではなく、書類の取り交わしも協定書、協定という形でやっております。先ほどから申し上げているように、業務委託で相手と契約するのであれば、例えば当初発注した内容が変われば変更契約をしたりしますが、今回は指定管理者制度として、最初に適正な支払額をいろいろな要素を加味して算出した上で、上限額を設定して公募します。それに対して相手事業者から提案がある。

公募しない施設もありますが、委員の言われる、例えば職員がどのような保険に入っているかまでは、市は求めていないことになります。

指定管理者制度は、公の施設の最終的な管理権限を市に残したまま、実質的な管理を指定管理者に委ねる制度であり、通常の維持管理を事業者に委託するものとは制度が異なるということで、指定管理者を指定するときに議会の議決を頂いた上で事業者を決定し、基本協定を結んで、単年ごとに年度協定を結ぶ手続になります。

以上です。

○河村委員

ほかの指定管理を見たときも、リスク管理等を含めて細かな協定をしたということですが、それはあくまでも契約ですよ。協定というのは、収入印紙は貼らんの。（「貼らんでしょ」と呼ぶ者あり）協定書に収入印紙は貼らんの。本当かいな。（発言する者あり）はい、分かった。

○笹井委員

私も今の話に興味があるので、ちょっと続けていきますが、指定管理をして、そちらの団体に管理をお任せするというのは分かりましたが、その場合でも利用状況に加えて、年度を通した、年度をまとめた決算書みたいなのは、報告義務が私はあるんじゃないかと思っておるんですが、そこはないんでしょうか。

○西村経済部次長

年度を通した決算状況も含め、指定管理者から事業報告書の提出を受けております。以上でございます。

○笹井委員

分かりました。その決算が分かるような事業報告を基に、また今回の新しい指定管理料を市当局として積算されたんだと理解しております。

今回は、この施設については非公募でよかったんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。それで、非公募の場合でも、当然あちらから一応指定管理を受けたいという申請書類は出てくるんでしょうか、そして申請書類の中にあちら側が積算した管理コストみたいなものについておるんでしょうか。

○西村経済部次長

指定管理者候補者の審査等を行っておりますので、そこに対して申請が出ております。以上でございます。

○笹井委員

一般的な指定管理は市当局側で条件を示して、いろんな団体が募集して、その際に各団体の特性に応じて積算も変わってくるし、行政の施設を任すにおいてはできるだけ安く、当然それなりの品質を持ったところに選定するというのが基本だと思います。

ただ、今回は公募していないので、結局団体が出してきた指定管理料と市当局で見積もった額というのは、これは全く同じであったということなんでしょうか。

○西村経済部次長

同じ内容となっております。以上でございます。

○笹井委員

一団体で、漁協という団体なので、結果は仕方がないのかなと思うんですけど、やはり一団体の場合においても、その管理団体がどういうふうにしてコストを低減するかとか、あるいはどういうふうにして集客を増やすかみたいなものは、その指定管理団体を取りに行く団体の責任として考えて、そういう策が要るのかなと、団体がそこにあんまり、そこに知恵を使っていただかないと、いい指定管理にはならないのではないかなと、ちょっと感想を述べさせていただきました。

終わります。

○田中委員

すみません。先ほど決算書がないというようなお話で、年度をまとめた報告書ということだったんですけど、これはお金を扱う団体としてそれが適切に処理されているか、場合によっては、本他市でありましたけど、過失ある、ない、別にして、ちゃんとお金が扱われているかというのはチェックしないといけないし、市として、人件費として、こう見て、払っているんだという部分は、人件費として適切に使われているという部分はチェックが必要だと思いますが、ちょっといかがお考えか。

○西村経済部次長

説明が足りなかったところがあったと思います。年度当初には事業計画として、予算が報告されておりますし、年度終了時は事業報告として、決算状況も合わせて報告されています。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。チェック必要だと思いますので、よろしく願いできたらと思いますし、先ほど指定管理の部分で言うと、指定管理のよさというのは、今回ここ利用料金制ですけど、民間事業者のアイデアで利用者を増やして、収入を増やして、ほんでその後には指定管理料が下がっていくというところのバックがあるのが当初の指定管理の目的だと思うので、その辺りでしっかりチェックをしながら取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第59号 令和5年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：経済部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か御質問をさせていただきます。

まず、1点目としましては、今年度から事業者の事業継続や持続的な本市の経済の発展、そして従業員の本市定住を促進するために「光に住んで、働こうやー！」支援事業が創設をされました。

まず、今回につきましては、知ってもらいをコンセプトとした中小企業等知名度向上・ブランド化補助金並びに住んでもらうをコンセプトとした中小企業等人財定着・定住支援補助金に対する問合せ状況と申請件数、また現時点における予算の残り、さらに申請された業者の職種、こういうものについてもお示しをください。

○萬治商工振興課長

中小企業等知名度向上・ブランド化補助金の状況は、7事業者から11件の申請を受け、予算残高は136万8,000円で、業種は製造業2事業者、建設業2事業者、福祉・医療、サービス、運輸がそれぞれ1事業者となっております。

次に、人財定着・定住支援補助金のうち従業員の定着につながる研修費等の補助は、2事業者から4件の申請を受け、予算残高はこの補助金全体で544万6,000円で、建設業1事業者、福祉・医療が1事業者となっております。社宅等の借り上げ経費の補助は現時点で申請はございません。

以上でございます。

○小林委員

はい、よく状況が理解できました。少し予算の残りがまだあるというところで、引き続きこの事業の周知というところを行っていただきたいということをお願いをしておきます。

1点だけ、先ほど、いわゆる従業員に対する教育という部分で2件あったというふうにお聞きをしましたが、どういう内容を、例えば教育としてやられたのか、この部分について、分かる範囲内で教えていただけたらというふうに思います。

○萬治商工振興課長

働く上で必要な資格等の講習に行ったと聞いております。

以上です。



○小林委員

非常に有効に働く上で必要なスキルを学ぶための講習に行くということは大変必要なことだと思いますので、ぜひこのところを伸ばしていただきたい、しっかりと皆さんに周知をしていただいて予算をしっかりと使っていただきたい、そのように思っております。

あともう一点、少し毛色は違うんですが、令和5年度の山口県高度産業人材確保事業に関わる奨学金返還補助制度の対象者募集についてお聞きをします。

県や市のホームページ等の様々なチャンネルを通じて、令和5年5月8日から9月29日まで募集されていましたが、応募の状況と決定人数、これについてお示しをください。

○萬治商工振興課長

山口県高度産業人材確保事業に係る奨学金返還補助制度は、理系大学院や薬学部で高度な知識を習得している学生を対象として、学生が大学院修士課程修了または大学卒業後、県内の製造業または情報サービス業に一定期間従事した場合に貸与を受けていた奨学金の返還額の全部または一部を補助する県の制度ですが、平成27年度から実施されており、今年度の状況を県に聞いたところ、応募が13人で、全員が対象者として決定したとのことです。

以上です。

○小林委員

状況がよく理解ができました。少しこのホームページ等を見てみますと、対象者決定後の就職サポートとして、就職ガイダンス開催、キャリアカウンセラーが就職活動を伝授、こういうものがあるんですが、この具体的な内容というところと活用の実績、これについても分かる範囲内で教えていただきたいというふうに思います。

○萬治商工振興課長

県によると、県が設置した就職支援施設である山口しごとセンターのカウンセラーが対象となる理系学生に特化した45分程度の就職ガイダンスを実施しているとのことです。

活用実績は、毎年対象者の半数程度が参加していると聞いております。今年度も現在の対象者に案内をしているとのことです。

以上です。

○小林委員

状況がよく分かりました。やはりこういうふうにキャリアカウンセラーがしっかりとしたスキルを受けること、講義を受けるによって就職活動をする、今回の対象者も含めて、すごく参考になるというふうに思いますので、引き続き対応のほうをお願いしておきます。

それと、あともう一点、光市の観光促進に向けて、本市ホームページにだるまの夕日

というものが特集をされています。だるまの夕日というところは、いろいろ項目として、光市の名物的なところなどもあるんですけど、「運良く見ることができれば、素晴らしい新年を迎えられるかも」というメッセージが添えられていて、非常に興味深い案件だというふうに私は思っています。

こういうような本市の特色を市内外に大々的にアピールするためには、撮影会の開催、観光雑誌への掲載、さらにだるま夕日に関わる商品の開発、こういうものが必要と考えますが、見解のほうをお示しをください。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

だるま夕日は、11月後半から2月頃によく晴れた冬の日没時、大気と海水温の温度差が大きいときに、水平線へ沈む太陽の光が屈折することで現れる自然の産物です。

本市は、室積で見られる夕日が島など遮られるものがないことやフィッシングパークの棧橋といった人工物とのコラボなど、ロケーション的にもきれいに見ることができます。この先、しばらくの間、条件のそろいやすい時期となりますので、先日ホームページにアップしたところです。

委員からは、撮影会の開催や観光雑誌の掲載等について御提案を頂きました。撮影会はシーズン中にだるま夕日を見ることができる条件がそろう日が数日であり、日にちを限定することが困難ですので、撮影した画像を投稿していただくとか、フォトコンテストを実施するといった形のほうがより多くの方に参加していただけるのかなと考えております。

また、観光雑誌への掲載については、本市の観光ガイドブックへの掲載はしておりますが、把握する限りでは、これまで民間が発行する観光雑誌などへの掲載はしていない状況です。

今後は、本市にお越しいただく一つの契機となることから、観光スポットとして様々な媒体を活用して発信していければと考えております。

また、商品開発は、現時点で方向性をお示しすることはできませんが、今後の課題として研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

ただいまの御回答のほうで、撮影の開催というところは、なかなか天候があるということで、フォトコンテストというようなやり方でやっていくということは非常によいと思います。

観光雑誌についても、今の段階ではやられていないということですが、今後の検討課題として捉えられていることは非常にありがたいというふうに思っております。

開発等も、現段階での方向性というところはないんですが、非常に研究を重ねていくということで、これについても、私は、よいと思っております。この本市の特色という部分をしっかりとアピールしていくことは、非常に私、重要だと思っております。

逆に言うと、このだるまの夕日に代わるようなものも今後出てきてくれたらというふ

うにも思っておりますので、引き続きの対応のほうもお願いしておきたいと思えます。

先日息子とだるまの夕日を撮りに行って、いい感じで撮れたので、それを私の県外の方にお伝えをすると、今度光に帰ってきたときに撮ってみようというような声もあったので、やはりこの情報の発信、この情報社会の中ですから、ぜひこういう時代の中であるからこそ、こういうSNSを活用した取組というのは、引き続きの対応のほうをよろしくお願いしておきます。

私からは以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。

都市政策部のほうで、公共空間でのキッチンカーによるにぎわいづくりというのがうまくいっているということで、第2弾として、冠山総合公園等でやるというようなお話がございました。こういったキッチンカーの事業者というのは、市内にどのぐらいあるのか、そういうものの把握をしていらっしゃるのでしょうか。

○萬治商工振興課長

キッチンカーについて全てを把握しているわけではございませんが、これまでのイベントに出店された方とか、商工会議所や商工会から聞き取った範囲で申せば、6事業者ほどであると認識しております。

以上です。

○森戸委員

その把握した6事業者というのは、光市内に、何と申しますか、住所があるのでしょうか、そういったものなんでしょうかね。

○萬治商工振興課長

光市内にあるものです。

○森戸委員

山口県のほうでは組合的なものがあるというふうに思われますが、そういったことでよろしいですかね。

○萬治商工振興課長

県の組合については、よく承知はしておらず、光市の組合については聞いたことがございません。

○森戸委員

県のほうではそういうものがあって、例えばそういうイベント等でそういったものを活用しようとするときに、そこに連絡を取ると、いろんなコースがあって、事業者が何

店があるわけなんですけれども、要はそこに頼むと、マッチングをしてくれるといったような機能があるわけなんです。その辺は御存じないですかね。

○萬治商工振興課長

詳しくは承知しておりません。

○森戸委員

ぜひお願いしたいのが、そういったかなり盛んになってきていると思いますので、そういうふうなマッチングの支援、もう一つ検討されたらいかがかなと思いますし、事業としてやられる方というのが結構出てきているのではないかと思いますので、そういった、例えばキッチンカーを購入して事業を始める、これも起業の一つの形だと思いますので、そういったことに対する支援ができないのか。

例えば、お店を借りてやるよりリスクも低いと思いますし、1個の店だけではなくて、何店も集まれば総合力として戦えるといいですか、大きいところに勝っていけると思いますので、そういった観点が必要じゃないかなと思いますが、その辺の2点はいかがでしょうかね。マッチングの支援とキッチンカーを使って事業を始めるに際しての支援、それについてはいかがでしょうかね。

○萬治商工振興課長

マッチングにつきましては、市内事業者6事業者の連絡先等を把握しておりますので、問合せ等あれば、紹介ができると思っております。

支援につきましては、本市での創業や新規事業を展開するときには、基本的に全業種を対象にしていますので、キッチンカーについても多業種の創業者と同様に、保証料を市が負担する市の融資制度の利用が可能となっておりますので、活用していただけたらと思います。

また、会議所等で、創業についての相談も受けておりますので、そういった創業支援を御活用していただけたらと思っております。

以上です。

○森戸委員

ポイントとしては仕組みとして構築することだと思いますので、例えばそれ向けに、そういうふうに窓口をつくっていかないと、なかなか分かりにくいと思いますので、ぜひ一つの起業の一形態だと思いますので、ぜひ検討していただけたらなと思います。

それと、防府市は、2024年問題に対応するために、運転士確保緊急対策事業補助金というのを設けました。これは、防府市内で事業所、営業所を有するバスとか、タクシーとか、トラック、バス、運転代行業が事業に必要な運転手を新規雇用する場合、1人当たり20万円を支給するということです。新規雇用をして免許を取得させる場合は10万円を加算ということで、1事業所当たり上限は10人ということで、週20時間以上の勤務条件で、無期または6か月以上の有期の雇用契約を締結することを要件としているという

ことでありました。

こういった2024年問題に対応するというための支援、人手不足の支援、働き方改革の支援ということで、こういった仕組みが我が市でも必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○萬治商工振興課長

人材不足、人材確保への支援は、防府市のように、従業員を雇用した事業所に対して補助金を交付する方法もあると思いますが、本市ではその雇用する一步前の雇用するための活動、従業員募集に係るPR費用等について補助する方法を取っております。

今年度から開始した「光に住んで、働こうやー！」支援事業の中小企業等知名度向上・ブランド化補助金がそれに当たりますが、これはもちろん運送業に限った制度ではございませんが、この活用も考えていただけたらと思います。

以上です。

#### ○森戸委員

都市政策のほうで聞かなくて、なぜこっちで聞いたかというところ、運輸業界全体としての支援という形で入っているのだから、こちらで聞いた次第です。

でも、現実的には厳しい状況があらうかと思っておりますので、ぜひ次のステップのところも御検討いただけたらなと思います。

それと、光市の木材利用促進基本方針についてお尋ねをいたします。

先日、やまと学園の基本計画の説明があったわけなんですけれども、市の木材利用促進基本方針にのっとって木材が使われていこうとしているのか、所管としてはそういった働きかけをやっているのか、この光市の木材利用促進基本方針自体は平成25年につくられたものでありますから、それにのっとって、私は、木造建築とか、木造の製品の利用を脱炭素の流れの中で進めていくべきだと思いますけれども、こういった新しい建物が建つときというのは、そのチャンスだと思いますので、その辺のところは経済部としてはどんな動きをされたでしょうか。

#### ○西村経済部次長

委員御案内のとおり、平成25年3月に策定いたしました光市木材利用促進基本方針の第2条には、基本的事項として、「光市が行う公共建築物の整備にあたっては、可能な限り市産及び県産の地域産木材を使用するよう努める。」とあり、多くの市民の使用に供する公共建築物等において、木造化・木質化を促進することとしております。

こうしたことから、建物の更新や改修を予定している所管課に対し、木造化が困難な施設であっても、内装の木質化や施設の備品等における木材利用の推進に積極的に取り組むよう、本方針を説明し、周知に努めているところでございます。

委員お尋ねのやまと学園の施設整備基本計画の基本方針のうち、生活の柱の一つとして「ぬくもりのある学び舎」があり、整備にあたっては「木のぬくもりや和室の落ち着きなど、物質的なぬくもりから心のぬくもりにつなげることができる空間を工夫する」

ことが示されていることなど、今後木質化に向けた検討が進められていくものと理解しております。

以上でございます。

○森戸委員

理解しているところというのは分かるんですけど、例えばこういった方針が徹底されているかとか、その辺はどういうふうに感じておられますかね。所管がマネジメントするのかが分かりませんが、市としては、方針をつくっているわけですから、たまたまなのか、それに基づいてやっているのか、どんなもんなんですかね。

○西村経済部次長

所管としては、光市木材利用促進基本方針に基づいて、木質化を推進するようお願いをしておりますので、その取組に当たって、いろいろな課題はあると思いますが、それぞれの所管に対して積極的に進めていただくよう、お願いしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

はい、分かりました。ちょっと聞き漏らしたと思いましたので、ぜひ公共施設の全般的な部分に関してお願いできたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○田中委員

すみません。何点か聞きたいと思うんですが、まず通知していますので、キッチンカー、先ほどお話もございましたが、市内6事業者ということで御説明もありました。

そして、都市政策部より前に聞くということでちょっとあれなんですけど、今、光市のほうでもキッチンカーを利用したにぎわいづくりというものを行っておりますので、そのキッチンカーを使ったにぎわいづくりについて、経済部としてどのように考えられているのか、まずはお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

都市政策部による光駅でのトライアル・サウンディングや光やまとワイワイまつりなど、市内のイベントでキッチンカーが出店されており、お客さんも集まっていると認識しており、にぎわいをつくるという意味では、キッチンカーを活用するのも一つの方法だと思っております。

以上です。

○田中委員

こういった意味で、にぎわいづくりという部分と事業者の事業収入になっていくという部分があるかと思いますが、その部分で具体的に経済部としてどのように考えているか、お聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

キッチンカーの事業者が創業されるにあたり、御自分で投資されて、御自分で資金を用立てて、事業を始められて、利益を上げるということは、大変いいことだと思っております。

以上です。

○田中委員

新しい形、ここ数年広がっておりますが、新しい形の先ほども言われた創業とか、起業形態だと思いますし、にぎわい自体も、今、光市に必要なことで、市としてもさらなる支援を行っていくべきだと思います。

先ほど6事業者が市内にあるということだったんですけど、私が分かっているうちでは6ないんですけど、その数の中で、都市政策部がやったトライアル・サウンディングでは10を超える事業者が出店していると、その中で、じゃあ市内事業者が何件かという部分を都市政策部のほうに聞こうと思っていたんですけど、もし把握されていたらまずお聞きしてみたいと思います。

○萬治商工振興課長

4事業者と聞いております。

以上です。

○田中委員

分母が何分の何かという部分はお願ひできますか。ごめんなさい。全体出店者が何台で、そのうちの市内が4台という部分で教えていただけたらと。

○萬治商工振興課長

都市政策部所管であり、全体は、承知しておりません。

○田中委員

ごめんなさい。分かりました。そういう意味で、10を超える事業者が出店されていたと思いますので、半数以上が市外の事業者が出てきたんだと思うんですね。にぎわいづくりという意味では確かにいい部分があると思うんですけど、じゃあ事業者としての売上げ、収入、消費がどこに流れているのかと考えると、市外に流れて出ていってしまうという現状がこのトライアル・サウンディングの部分から、経済部としても分かったと思うんですね。

じゃあ、先ほどキッチンカーの創業支援という意味も含めて、支援を行うべきじゃな

いかという声もございました。国のほうでのコロナ支援の中で、いわゆる新しい事業形態へのチャレンジも含めて、キッチンカーをつくるのに30万円の支援というのがあった時期がございますので、そういった支援が、今、光市が取り組んでいるこのトライアル・サウンディングを含めて、経済部として、私は、取り組むべきじゃないかなと思っているんですが、先ほどの回答ではちょっと後ろ向きな回答だったなと思うんですけど、そういったことも踏まえて、経済部としてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○萬治商工振興課長

トライアル・サウンディング等でキッチンカーが注目されていることから、事業者の方が、これは利益になると、御自分で資金を用立てて、投資をされて、その中で市の創業支援を活用しながら、創業されて事業を営まれるのが一番よいと思います。

キッチンカーに限った補助ということだと思いますが、固定の店舗を構える創業者に交付せず、キッチンカーのみに交付するとなると、同じにぎわいをつくり出す創業者への支援制度として公平性からも、よくよく検討する必要があると感じております。

光駅周辺の整備や立地適正化計画の都市機能誘導区域、居住誘導区域のような市の政策に合わせて何か特定の創業者などを誘導してくるとか、特定の支援をすることが考えられ、例えばある政策を実現するには、キッチンカーが必ず必要になるというものがあれば、そこに支援をすることはあり得るかなとは思っています。いずれにしましても、現時点では補助金をキッチンカーに限定して交付することは、よくよく検討する必要があると思っております。

以上です。

#### ○田中委員

現時点ではということで答弁いただきましたが、固定店舗にも補助していくというのは、光市は、ないというのは、事業者からもよく言われていた部分なんですけど、ありとあらゆるものを私はやったらいいと思うんですね。

今、キッチンカーの部分の立地適正化の中の誘導区域とかいう話もございましたけど、今何をしているかという、いわゆる市の使われていない公共の場所を活用してそういうにぎわいをつくれなにかとか、例えばキッチンカーであれば、地域のお祭りのところに出店してにぎわいをつくれるとか、またいわゆる店舗とか全然ないところでも、場所さえあればそこでにぎわいをつくれるという有意性を今持っています。

そしてまた、山口県のほうも、このキッチンカーに対して食品衛生の部分で、いわゆる露店での営業に対して厳しくしていくというような方向性が今出てきていると思いますので、その辺の状況も見ながら、今、市が取り組んでいるので、そこにこうして消費を市内に誘導していくという政策を打っていただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきたいと思っております。

それでは続けて、ちょっと明るいニュースという部分で、ひまわりプロジェクトについてお聞きしたいと思うんですけど、先日地産地消の観点からブロッコリーの販売を始められたとお聞きしておりますので、その部分についてお知らせを頂きたいという部分



と、あと市民の方から、あの夏のヒマワリ畑を見て、あそこまで大規模はできないんだけど、自分の持っている、いわゆる休耕田とか、耕作放棄地にヒマワリの花を咲かせたいといったような声も届いているんですけど、今後についてどのように取り組まれるのかをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○影土井地産地消担当課長

ヒマワリが咲いた後の畑でブロッコリーを生産され、「ひまっコリー」の愛称で販売されております。これに際しては、本市の補助事業であります農林水産物高付加価値化促進事業を活用いただき、ただブロッコリーを売るだけではなく、一つの付加価値を与えて売り出していく取組として、今後の光市の目玉になっていければと思っております。

ひまわりプロジェクトの取組状況と今後の見込みは、本年度、市内の6つの法人、農業者の方の御協力を頂き、耕作放棄地の有効な活用と再生、「光」をイメージする花として、まちの各所にヒマワリを咲かせ、種の収穫までを実証実験として取組を進めてきたところです。

本年夏には、ひまわり見学会を小周防で開催し、多くの参加者が圃場に集い、本市の新たな夏のイベントとして、その足がかりを築けたように感じております。

併せて観賞用と油糧用、食用、この3種類のヒマワリの種の播種をお願いし、その生育の実証実験を進めました。

その結果、観賞用ヒマワリは十分生育し、満開のきれいな花を咲かせましたが、油糧用、食用ヒマワリは、うまく生育を見ることができませんでした。圃場の状況や生育の管理に違いがあったのかもしれませんが、この辺りはさらなる調査研究を深めていく必要があると思っております。

一方、この夏、新たな彩りを与えてくれたヒマワリですが、圃場管理者において、秋にはヒマワリを土に戻し、ブロッコリーを栽培、さらには6次産業化への取組として、本市の補助事業を活用して売り出すことや、併せて、様々な形でSDGsの理念にも貢献できる事業かと思っております。

今後の事業展開ですが、本年度の取組を踏まえ、市民の皆さんにも広く声をかけさせていただき、また新たな夏に向かってヒマワリ畑を市内に広めていけるよう、また多くの皆さんとしっかりと楽しめる見学会の開催を進めていきたいと思っております。

本年と同じように、その後、農作物ができれば、新たな付加価値も与えながら、販売を促進し、さらに種まで取ることができれば、次年度の取組に活用していく、こうした持続可能な循環型の事業サイクルの構築にもチャレンジしていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

ありがとうございます。特に、小周防のヒマワリ畑がすばらしくて、本当に明るいニュースとして皆さんに伝わったと思います。そしてまた、そこから6次産業化で、高付加価値の地産地消につながっていくという部分で、今回ブロッコリーということで、何か今後また違う商品の展開が広がっていくのかなということは答弁でもちょっと感じた

ので、引き続きそういったことに取り組んでいただきたいのと、あと今後については市民参加につながるように、このいい話題が市内全体に広がっていくように取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。

先に海の家チャレンジショップについて振り返りをちよつとお聞きしたいと思ひんですが、出店された方たちと意見交換をして来年に生かしてほしいということをお願ひしていたんですが、ちよつと整理の意味で、市からの支出としてチャレンジショップにどれくらい出ていたのかという金額と、あと実際にプレハブを設置しての部分で、その設置等の事業費についての支出がどれくらいあって、一方、家賃等の収入を得ていると思ひますので、その部分の収入金額が幾らで、その差引きについてお示しを頂けたらと思ひます。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

チャレンジショップは、観光協会が海水浴場のにぎわいの創出と海の家出店者増加の契機とするため、7月から8月の2か月間の募集を行い、2者の方が出店されました。市は店舗設置等に要する経費を補助金として観光協会に支出しております。まだ年度途中で、確定ではありませんが、現時点での金額を申し上げますと、プレハブの設置及び撤去に144万円支出し、実績は98万9,000円です。

また、家賃、月10万円、売上げの5%を出店料として頂くこととしており、収入見込みは80万円でしたが、実績は62万9,000円でございます。チャレンジショップに係る経費のみの差引きにつきましては、支出の面では45万円の余り、収入の面では17万円の不足で、トータルで28万円余りが出たこととなります。

以上です。

#### ○田中委員

すみません。ちよつと整理をさせていただきたいんですけど、プレハブの設置、撤去で144万円、観光協会に支出したということだったんですけど、一方で、家賃の月10万円と売上げ5%が入りとしてあったということなんですが、この入りはどこに入りとして入ったのかという部分と最終的に28万円余ったということがあれば、終わった後に意見交換会でどういう声があったか分からないんですけど、当初予定していたお金をしつかり使って、事業者がよりやりやすいようにしたほうがいいのではないかなと思ひてしまふんですが、その辺りについて、考えをお聞かせいただけたらと思ひます。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

2者からいただいた出店料は、観光協会に入っております。出店者の方からいろいろな意見を頂きましたが、今年初めての取組でしたので、多くの課題が出てくることは想定していました。そうした声を踏まえて、今後またチャレンジショップを実施することになれば、検討をしていかないといけないと思ひております。

以上です。

○田中委員

はい、分かりました。何が言いたいかといったら、これは市が補助金を出してやっているんですけど、その中に、入りは観光協会に入っているということは、観光協会はプラスになっているんじゃないかと思うんですね、今の説明だけ聞くと。

であるならば、市が補助金も出しているわけなので、出店者にメリットがあるように私は取り組むべきだと思うんですけど、ちょっと今、私も聞きながら、もしこの認識が間違っていたら御指摘いただけたらと思うんですが、お願いいたします。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

観光協会にプラスが出たというご指摘ですが、市としては観光協会の全体の事業の中でチャレンジショップにかかる補助金を支出しており、これだけで見れば確かにプラスにはなりますが、観光協会の事業全体として見ていく中では、それぞれ増減がありますので、観光協会の事業のひとつとして取り組んでいると認識しております。

○田中委員

はい、分かりました。ちょっと端的にまとめると、結局その事業をやるのに補助金のベースの部分は出したんですけど、それで得た利益という部分は観光協会がそのまま受けていることになるので、いわゆる持ち出しがないまま利益だけ得ているということになるんじゃないかなと思うので、その部分でちょっと今回指摘をさせていただきましたので、出店者の声をしっかりお聞きしながら、よりいいものになるように来年取り組んでいただけたらと思うので、よろしくお願いします。

すみません。それと、あと2点ほど聞けたらと思うんですが、もう一点が高就労から移管しました新開松林の清掃についてお聞きしたいと思うんですが、約1年半ぐらいたっているわけなんですけど、今現状と課題についてお聞かせいただけたらと思います。

○西村経済部次長

高齢者就労支援事業による室積新開の海岸松林の清掃は、事業の見直しにより、令和4年度から廃止されております。

現状は、令和4年度から農林水産課が海岸松林の維持管理として同一箇所を整備を行うこととなり、これまで高就労が実施していた松葉かきは市の他の海岸松林と同様、市では行わないこととしております。このため、これまで高就労により実施されていた松葉かきが行われなくなることが課題ではないかと考えております。

こうした課題の解決を目指し、市民ボランティアによる松葉かきの推進を図るため、室積中学校が毎年6月に実施している室積海岸の清掃活動に松葉かきを追加していただくようお願いし、実施していただいております。

また、毎年2月下旬に実施しているむろずみ緑十字清掃・植樹大作戦において、例年室積海岸清掃であったものに室積海岸松林内の松葉かきを追加していただき、例年以上に多くの方が参加されたと聞いております。

また、室積新開の有志の方から、松葉かきのボランティア活動を実施したいがどうしたらいいのかという御相談があったため、ボランティア清掃を進めるためのノウハウややまぐち農林振興公社の支援事業などを御紹介し、今では月1回の活動に取り組みられています。

このほか、室積・虹ヶ浜海岸の海岸松林内の松葉かきのボランティア活動を行う方とつながりが深いという利点を生かして、環境事業課との連携により、農林水産課でもごみ袋の配布等の対応を行うこととしております。

今後の課題として、市民ボランティアの取組を持続可能なものにするとともに、その取組の意義をより広めていくため、普及啓発を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

ボランティア清掃に対して全面的に協力されているというのは、よく私もお聞きしているので理解をしております。

その中で、令和4年度から、高就労の福祉事業のほうから来たということで、これは来たときに、その松林を清掃するという目的と予算が一緒にひっついてきたと思うんですね。

その中で、市で行わないということで、ボランティアに頼って行うということだったんですけど、まずもって目的に対しての予算がついてきた部分で、されていないという部分で、その予算がどこに行ったのかという部分と、あと清掃目的というのがまずもってきているんですけど、今ボランティアに頼んでいる部分で、当初の目的が達成されているのかどうかというところをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○西村経済部次長

海岸松林の保全を図るためには、下刈りや除伐を行い、クロマツ以外の樹種の生息が拡大しないように抑制する必要がありますので、こうした予算を現地の状況を勘案しながら、必要な対応を進めていくようにしております。

令和4年度を例に挙げれば、状況をずっと見ていく中で、草が生えていることが確認できておりませんので、対応していないものです。今後も、その状況に応じて、こうした予算を活用していきたいと考えております。

#### ○田中委員

今現状、草が生えていないということなんですけど、松葉が何かというと、砂浜の中に松葉がたまって、それが堆肥化して、そこに草木が生えてくるという、これは森ができると同じサイクルなので、そうならないように常にきれいにしておくことが大事ということで皆さん取り組んでいるので、そこはちょっと生えてからだと手に負えなくなってしまうという部分がありますので、ちょっと考えを改めていただけたらなという部分と、あと予算については下刈りとか、除伐のほうに使いたいということだったんですけど、だったら今までやっていた部分に、二、三百万円あったかと思うんですけど、

それを上乗せして行っているという理解でいいんですか。

○西村経済部次長

この新開以外のところは、下刈りと除伐を市が行い、その他松葉かきはボランティアで行う形で進めておりましたので、そちらに合わせたというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○田中委員

そういう理解をした上で、松葉清掃に、高就労にかかっていた予算が、こっちに来た部分の予算を全てそっちに増額してやっているという理解でいいんですか。

○西村経済部次長

その面積全てで、例えば下刈りが必要になった場合に対応できる予算を確保しているのご理解いただければと思います。

○田中委員

決算のときに見れたらと思うんですけど、基本的にその確保していても使わなかったら不用額で出ますし、例えば下刈り2回やっているのを3回に増やされたとか、そういう部分で使われるんなら分かるんですけど、今、多分現状どこに行っているのか分からないような気がしましたので、今回確認させていただきましたので、1つは、高就労から下りてきた部分なんですけど、市民の方の関心も高い松林の適正管理に向けて予算を使って取り組んでいただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきたいと思います。

最後に1点、移住・定住についてお聞きしたいと思うんですけど、ちょっと全体感にはなるんですけど、現状の取組状況と今現在の評価についてお聞かせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

移住・定住促進事業は、本市への移住・定住者の増加を図るため、移住に関する相談対応をはじめ、移住を検討している人や移住してきた人に対する各種支援等を行っているところです。

今年度の取組状況を11月末現在で申し上げますと、観光・シティプロモーション推進課をはじめ、子ども家庭課や建築住宅課など、移住に関係する情報を有する課への移住相談対応が66件、移住を検討するために本市を訪れた方に対し、市内での宿泊費やレンタカーの利用料の一部を助成するひかりUJIターン滞在補助金の交付が3件2万円、一定の要件の下、東京都等から移住された方に対し補助金を交付するひかり移住支援補助金の交付が1件100万円となっております。

その他、転入された方が対象となる可能性のある支援制度について、チラシを作成し、

市民課窓口に設置するなど、制度の周知に努めております。

また、今月9日には、大阪府で開催された九州・山口合同移住相談会にブースを出店し、8件の相談を受けるなど、県外の方に本市への移住を検討していただく機会の創出と活用にあつめたところではあります。

評価としては、支援制度の活用による移住の検討や促進を図ることができたと考えておりますが、移住についてはその方の人生に大きく影響するものですので、一朝一夕にかなうものではなく、地道な取組が必要と考えております。

以上です。

○田中委員

今、地道な取組が必要ということだったんですけど、どう誘導していくかということで、政策をどう打つかということが大事だと思っております。ちょっと一般質問のほうでも取り上げさせていただいたんですけど、1人減ることによって10万円というのは、1人増えることによって国の普通交付税についても10万円増える、消費についても1人当たり約年間100万円のものがあるということで、例えば100人誘導すれば、普通交付税で言っても10万円掛ける100人で1,000万円、消費で言っても1億円ぐらいのものが増えるということになるので、ぜひそういった視点で今後取り組んでいただけたらと思っております。

そして、1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、庁内プロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいるということがあったかと思いますが、その辺りで今どのような活動をされているのか、お聞かせいただけたらと思っております。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

庁内プロジェクトチームは、企画調整課の所管となっております。

○田中委員

分かりました。すみません。ありがとうございました。

以上です。

○河村委員

新しい工業団地の排水計画について、何か進捗があれば。

○萬治商工振興課長

新産業団地の排水計画は、新団地全体の利用図面等にも関わりますが、今設計中で、年度内には設計はされる予定となっております。特に進捗はございません。

以上です。

○河村委員

どっか発注したんやったかいね。

○萬治商工振興課長

排水は、雨水排水と事業系の汚水処理後の排水と2つあり、雨水は県が団地造成と一緒に設計しております。事業系排水はさきの補正予算で調査、設計を予算措置していただきましたので、事業者との契約に至っております。

以上です。

○河村委員

それから、市内企業の貸付制度というのが何点かあったかと思うんですが、それのちよっと今内容と返済状況について教えてもらえますか。

○萬治商工振興課長

市の融資制度は、小口融資と不況対策融資があります。小口融資には創業資金や事業承継資金がございます。コロナ融資は今年度4月の段階で終了しております。

返済状況は、順調に進んでいると認識しております。というのも、貸倒れが起こると信用保証協会が代位弁済をすることとなりますが、光市の企業分全体として、5年11月末時点で3件、このうち市の融資制度に係るものは1件で、コロナ融資と聞いております。

そのほか、返済は、令和5年に入って、国や県の借換え制度ができましたので、経営が苦しいところは借り換えるなど、返済計画の変更で対応しているという認識を持っております。

以上です。

○河村委員

小口融資は800万円かいね。今、何ぼになっちゃうんか、1,000万円か、（「1,000万円です」と呼ぶ者あり）1,000万円もある。

○萬治商工振興課長

小口融資は、何種類かありますが、長期資金は1,000万円、事業承継資金も1,000万円、設備投資促進資金は2,000万円、創業資金も1,000万円になっております。

以上です。

○河村委員

それぞれに借りることができて、じゃあ一番たくさん借りている人というのは、重複して借りている方もいらっしゃるんですか。

○萬治商工振興課長

資金の併用は、県の信用保証協会と調整して運用しており、必ずしも全部の資金が併用して借りられるものではありませんので、どの事業者が同じ小口の中で幾つか資金を

借りているという資料は今手元にはございませんが、そんなにはないと思います。

ただ、コロナの融資は別枠で借りることができましたので、これとの併用はかなりあったと思っております。

以上です。

#### ○河村委員

はい、分かりました。

それから、この間たまたま郵便局へ行ったときに、上関の栽培センターのクルマエビの宣伝のチラシがあって、郵便局が小口配達をする、自分ところの利益に使うてんで、ああ、待てよ、栽培センターじゃたらうちにもありやせんかと思って問合せをしたら光漁協もやりよったんで、さっきも情報発信の話があったんですけど、やっぱり取扱いについての宣伝を担ってあげると、非常に喜ばれると思うんですよ。

特に、前に栽培センターに行ったときに、要は売りをするとき市場と、それからそういう商店というか、間を取り次ぐようなところと、それから自分がほとんど今出荷をしているんで、市場の分は安く出荷をするけれども、それ以外、じゃあほとんど安く出荷しないんで、ということは光漁協にとってもメリットが大きいんですね。その辺り日にち限定というか、12月の頭ぐらいで大方、皆終わりなんで、もうちょっと宣伝してあげればよかったかなと、こう思うたんで、どねい思うてですか。

#### ○西村経済部次長

漁協の事業として実施する水産物の販売促進など、水産振興に関する考えと捉え、お答えしたいと思います。

漁協で漁獲した魚介類は、まず仲買人に販売され流通するルートがございます。

ただ、現状は、仲買人が減少しており、仲買人だけでは漁獲量に見合った需要が確保できない状況があると漁業者から聞いております。十分な需要がなければ魚価の低迷につながることから、漁協としても新たな販路拡大を図るため、その販売先を模索していると聞いております。

市としても、引き続き漁協や漁業者との連携を強め、本市の水産振興や地産地消、販路の拡大等の取組について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

前に特産品の話でも同じようなことを言ったと思うんです。せつかくいろんな形で選定をして出しても、継続してある程度の売上げを確保してあげないと、一生懸命取り組みないというところがあるような気がしますのでね。

もう一点、この間ちょっとびっくりしたんですが、里の厨の弁当が通常100食、一遍、今まで受けていなかったと、こう思うたんですけど、100食の弁当を出していたんですよ。あそこの調理室のキャパ、お昼の弁当を作ろうと思うたら、大体朝早くからやって10時、遅くても11時には出さんにやいけんのですが、どの程度までできるんじゃないかな。



○影土井地産地消担当課長

里の厨の加工品のお弁当提供について、どのくらいまでという最大数は、把握しておりません。限られた従業員で作ることになりますが、100食程度は注文を受ければお出しできると聞いております。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。前、200食頼んだときは断られたのよ。できんちゅうてね。そちらのほうもできれば、結構、里の厨の中だけではうまくいっているように外に見えるんで、ある程度の支援をしてあげたらと思います。

それから、前に下松の日石の棧橋について話をさせていただいたんですが、それから何か分かったことがありますかね。

○西村経済部次長

漁業権という観点から申し上げると、漁協に確認をしておりますが、あの設備ができることによって漁業権の侵害になるかどうかの話合いが行われたとの話は確認できておりません。

以上でございます。

○河村委員

恐らく埋立てをするときに、あの辺りの漁業権まで皆、恐らく整備をしたと思われるんで、だからうちの内部資料の中で、例えば下水をやったりしたときの中にそういうものがもし、例えばうちが払ったとしたら下松市に対してもらってもいいような気がせんでもない、その漁業権分については。

○西村経済部次長

漁業権は漁業者の権利であり、お金を支払うのも漁業者に対して行われるものであることなど、市がどこまで関与できるかについて、判断することは難しいものと思います。

○河村委員

何というんですか、光市の要は地先をああいう形で棧橋を造って、全く受ける金額がないというのは、ちょっとどうも腑に落ちないんで、ちょっと検討をしていただいたらと思います。何かあるんじゃないのかなと、そうでなかったら、じゃあうちも、ほんなら下松のほうへそういうふうに進出したり、あるいは田布施のほうへ行ったりすることができるちゅうことになるから、そんなことじゃないと思いますので、何か研究をしていただいたらと思います。

それから、もう一点、有害鳥獣で、束荷に熊が出たと、こういう話があって、足跡とかふんとか、いろんなことを言われたんですが、その後、全くその話を聞かないんです

が、調査みたいなことはされたんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

光市においては、7月26日の三輪鮎婦での目撃情報が最後となっております。この件は、職員が現場確認を行い、熊と特定される痕跡の発見には至っておらず、熊らしき動物の目撃情報として整理しております。

熊の情報が寄せられた場合、ツキノワグマ出没・捕獲時の光市対応マニュアルを基に、係員を現地に向かわせ、痕跡等を探し、動物の特定を行い、熊の可能性が高い場合は、住民への周知をしております。6月4日の東荷野尻地区の痕跡は、足跡と認められましたが、その後は追跡する手段がないため、行方は分かっておりません。

しかしながら、小周防から東荷地区において目撃情報が相次ぎましたので、行動等进行分析した結果、危険度が増したと判断し、山口県猟友会へ熊出没に精通した光地区猟友会員の方々にお願いし、5名をクマレンジャー隊として選定、組織化し、新しくマニュアルに追記しました。今後は熊出没時の対応を迅速に行えるようになったと考えております。

以上でございます。

○河村委員

全国的に見ると、熊でこの間亡くなったというようなケースもあつたりするんで、ちょっとイノシシとは対応が違うんだろと思うんですよ。

6月4日のその東荷のその今足跡とかふんの話は、これはもう間違いなく熊なんですね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

6月4日の東荷地区の足跡は、熊で間違いございません。

以上です。

○河村委員

その後、どうなんですか、定期的な巡回とか、このクマレンジャーができて、どの程度のその活動をされたのかは分かりませんが、発見するための方法、そういったものは何か取られたんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

熊が発見された場合、市は、住民の皆様から情報を頂いてからの動きとなりますので、こちらから山に入ってまでということはやっておりません。

以上です。

○河村委員

命に関わると言うてもええぐらいのところなんで、発見したとか、こういう出くわし

たとかという話とは別に、せつかくそのレンジャー隊5人もおられるんなら、月1回ぐらいあの辺りの見回りをするとか、何かそういった住民の安心につながるようなその施策が取れないのかなど。

ある程度やっぱり人間を見て逃げていくということであれば、そういったところに人が出入りすることが大事だというふうに思いますので、そのあたりはちょっとよく御検討いただけたらと思います。

以上です。

○大田委員

有害鳥獣の捕獲の依頼に対して、猟友会に依頼をされているというふうにお聞きしているんですが、いかがお考えかお聞きしたいんですが。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

有害鳥獣の捕獲について、本市は、猟友会の会員である捕獲隊に依頼しております。以上でございます。

○大田委員

そうすると、光地区の猟友会と捕獲隊についての関係ちゅうのは、どういうふうになっているんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

光地区猟友会は、会員相互の連絡・親睦を図り、狩猟の進歩・発達・同義の向上、鳥獣資源の確保を図ることを目的とした組織です。一方、捕獲隊は光市有害鳥獣捕獲対策協議会において、有害鳥獣捕獲を円滑に推進するため、有害鳥獣捕獲隊を設置することとなっており、捕獲隊の編成や担当地区などを定め、捕獲隊の隊員を協議会において選任することとなっています。

以上でございます。

○大田委員

今言われた光市有害鳥獣捕獲対策協議会とたしか言われたと思うんですが、それはどういう機関なんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

協議会は、農林水産業の健全な発展と生活環境の保全に資するために、有害鳥獣被害を軽減する総合的かつ効果的な施策を円滑に実施することを目的としたものでございます。

協議会の主な協議事項は、被害防止計画や有害鳥獣捕獲の計画、捕獲区域、時期、期間の調整となっております。

以上でございます。

○大田委員

いろいろ国の政策やら言われたんですが、ちょっと協議会において、有害鳥獣を捕獲するんじゃないかと、それを防止するような感じの言い方をされたように思ったんですが、そうなんですかね。ちょっともう一遍ゆっくり説明お願いします。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

協議会は、被害防止計画を立てて、捕獲頭数や区域、期間などを協議してもらい、計画どおりに取組を進めるということです。

以上です。

○大田委員

要するに有害鳥獣を捕るための被害防止の計画を立てて捕獲する協議会という意味だろうと思います。そうすると、その協議会の構成とか委員とかいうのがおると思うんですが、それについて教えてもらいたいんですが。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

協議会の構成は、市長を会長とし、委員として山口県光地区猟友会、JA光支所と大和支所、農業共済東部支所、東部森林組合光事業部、農業委員、山口県保護管理委員、山口県漁業協同組合光支店、周南農林水産事務所、光警察署となっています。

以上でございます。

○大田委員

その中に捕獲隊の名前が入っていないようにお聞きしたんですが、協議会に捕獲隊は出席されているのでしょうか、どうでしょうか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

協議会には、捕獲隊の隊長さんも出席されております。協議会の会長は会議に委員以外の者の出席を求めることができることとなっており、実際に捕獲する捕獲隊の皆さんから捕獲に関しての意見などを聞くために、オブザーバーとして出席頂いています。

以上でございます。

○大田委員

いや、捕獲隊は計画して捕獲、協議会はその被害防止計画やら、実際の捕獲する計画を立てて捕獲をする協議会というふうにお聞きしたのに、協議会のメンバーの中には捕獲隊の会長が委員以外、オブザーバーとして出席されているのはどうかと思うんですが、捕獲隊の隊長さんないし捕獲隊の会長さんが一緒になって委員の中に入るべきじゃないかと思うんですが、そのところはどうかというふうにお考えでしょうか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

光市有害鳥獣捕獲対策協議会設置要綱に、委員は、先ほど申しましたJAさんや森林組合さんなどと定められております。捕獲隊は委員さんではないため、捕獲に関しての意見等があった場合に、参考とさせていただくためにオブザーバーとして参加していただいています。

以上です。

○大田委員

オブザーバーと参加するよりは、委員になるのが当たり前じゃないかと思います。

また、捕獲隊と市と規約やら協約、要綱などがあるんだろうと思うんですが、そこについてはどねえなっているんですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

捕獲隊と市は、箱わな管理委託の契約はしていますが、それ以外はしておりません。規約等はないです。

以上です。

○大田委員

要綱もない。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

捕獲隊に関する要綱は、ありません。協議会の中で捕獲をしていただく方の承認を得ることになり、市と捕獲隊という関係はないです。

○大田委員

ないね、実際ないね。そうですか。またあれしましょう。

このたびは実施隊が結成されたようにお聞きいたしました。この実施隊ちゅうのは、どのような活動をされておられるのかをお聞きします。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

実施隊は、現在農林水産課有害鳥獣対策係の職員のうち、市長が指名を行った者7名で構成をしております。業務は市民からイノシシ被害の相談や有害鳥獣対策の防護柵補助制度の説明などを行っており、現場において指導・追い払いなどを行っております。

また、今年度から新たに任用いたしました狩猟免許を有する有害鳥獣対策専門の会計年度任用職員による捕獲や、必要に応じて担当捕獲隊に現地確認や箱わな設置の検討依頼をしております。

以上でございます。

○大田委員

今、実際実施隊の方をまた募集されたようにお聞きしているんですが、それはそういうことはないですね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

新たな実施隊員の募集は、現在行っておりません。  
以上です。

○大田委員

はい、実施していないですね。捕獲隊は現在どのような活動をされているんですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

光市には、先ほども申しました協議会で承認された有害鳥獣捕獲隊が3隊ございます。捕獲計画に基づき捕獲を行っていただいております、わなの管理など被害の拡大防止に取り組んでおられます。

以上でございます。

○大田委員

今、実施隊も捕獲をするような答弁はなかったんですが、ほとんどが実施隊と捕獲隊が同じような活動をされているようにお聞きしたんですが、実施隊と捕獲隊の違いというのをお示してください。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

捕獲隊と実施隊の違いは、隊員の構成と任命権者になります。捕獲隊の隊員は実施要綱に基づき協議会が光地区猟友会会員の中から積極的な協力が得られる者を選任し、隊員となります。現在の実施隊の隊員は有害鳥獣対策係の中から、市長が指名をした職員となっております。

以上でございます。

○大田委員

市長が指名した職員となっているというんですが、一応実施隊というのは、準公務員といいますか、臨時公務員といいますか、1回出動するたびに出動手当というんですかね、あれなんか出る規約があると思うんですが、そのところはどねえなっているんですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

委員がおっしゃっている実施隊は、民間の実施隊員になるものと思われます。現在光市にある実施隊員は市職員で構成された実施隊員のみとなっております。民間の実施隊員は今後検討していくことが必要になってくると思われます。

以上です。

○大田委員

そしたら、それ民間の実施隊というのは、今光市は応募さっきはされていないようにお聞きしましたが、応募今後もしないんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

今後の民間実施隊導入を考えていく上で、参考のために光地区猟友会の会員の皆様へアンケートを、実施しております。

以上でございます。

○大田委員

捕獲隊と実施隊がうまいこといくと、光市は他市町村に対して、実施隊というのは市の職員だけでやっていると。ほかの他市町村は民間も一緒にやって、いろいろな活動をされているというふうにお聞きしていますから、光市も実施隊の方を募集されて、それに対する有害鳥獣対策に対して、今後も推し進めていってほしいと思っていますので、よろしくをお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたしますが、執行部より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

先ほど、捕獲隊の選任は、定められていないと言いましたが、光市有害鳥獣捕獲実施要領に、捕獲隊の隊員は次の各号のいずれにも該当する者のうちから協議会において選任するということが定められておりますので補足いたします。

以上です。

○大田委員

要綱があったということで、はい、次に行きます。

6次産業化を光市が推し進めておられます。販売店といえば、里の厨と漁業関係者の販売所などと思われれます。光市の政策を推し進めていくには、もっと販売所や生産量などを増やさなくてはいけないと思うんですが、光市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○影土井地産地消担当課長

6次産業化で生産されるものの販売先、流通先等の拡大に向けた取組は、大切な視点の一つだと認識しております。

そうした取組の一つとしまして、本市では農林水産物の高付加価値化促進事業に取り組んでおり、これまでの補助要件の一つに、販売先に里の厨を含めることを必須条件としておりました。

しかしながら、商品の内容や申請者の状況によっては、里の厨だけでは販売できないケースもございましたことから、令和5年度より、申請者の御意見等も参考にしながら、補助要件を一部緩和し、里の厨での販売要件を努力義務に見直したところです。

6次産業化によって開発された商品が、里の厨などで限定的に販売されるのではなく、市内外で広く販売、流通できる仕組みを目指しながら、多くの消費者の目に留まり、消費がさらに広がっていけるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

今までは何か里の厨の極端な言い方をすれば、独占的に販売をしなければいけないようなことだったんですが、何か努力義務されたというふうに言われました。市内経済の活性、活気を取り戻すために、6次産業化を通して開発された商品等についても、市内の様々な店舗等を通じて販売する等、販路拡大、販売促進に向けた取組が私は必要になるだろうと考えておりますが、市の方針としてはどのように考えておられるかお聞きしたいと思うんですが。

#### ○影土井地産地消担当課長

里の厨は、市の施設ですが、開発された商品は市民に限らず、多くの方に流通、消費されることを目指す必要があると思っておりますので、販路拡大に向けて引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

ぜひとも販路拡大されてほしいと思うんです。光市内の活性化、経済の活性化を取り戻すためにですね。そしたら、そういう6次産業化への取組を通じて、開発または製品化された商品がどのくらいあるのか、また、どこで販売されているか。また、どのような流通をされているのか、ちょっとお聞かせください。

#### ○影土井地産地消担当課長

6次産業化の取組として、平成30年度から令和2年度までは、「6次産業化促進事業」として開発された商品がございます。平成30年度に商品化されたものに「光のトマトもち」、令和2年度に「光のドライベジ」と「光レンショウ」の3件ございます。

令和3年度からは、「農林水産物高付加価値化促進事業」を活用して商品化されたものは、令和3年度には「ひかりのルビー」、光のイチジク「カドタのフィナンシェ」、本年度が、「ひまわり畑から生まれた光のブロッコリー」、愛称ひまっコリーという形で商品化された3件、合わせて計6件となっております。



以上でございます。

○大田委員

それがどこで販売、またどういうふうな流通されているのか教えてください。

○影土井地産地消担当課長

里の厨を基本としながら、例えば「ひかりのルビー」で申しますと、ツカリベリーズ、光市観光協会、JA光の「菜さい来んさい」等で販売しております。

以上でございます。

○大田委員

努力義務という里の厨をされたようですから、それに対して市内の各地で経済の活性、活気のためにもっと販売、また流通もいろいろ考えておられると思いますから、ぜひとも促進に努力して行ってほしいと思います。

次には、私は観光シティプロモーションで一般質問させてもらいましたが、おおよその大まかなお考えは分かりましたが、では今後の具体的にはどのように光市として今度、光市を売っていこうかというのが考えられるわけでありますから、そのところをお聞かせください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

一般質問で部長からお答えしましたが、光市といえればこれといった魅力を磨き上げて、積極的なプロモーション活動を展開することで本市に関心を持っていただき、観光客や移住・定住者を増加させることと考えます。

そうしたことを踏まえ、今後のプロモーション活動において、例えば観光客の誘致活動であれば、「海とアウトドアスポーツ」や、「伊藤公と明治維新」といった魅力を磨き上げて売り込む。

一方で、移住相談会といった移住促進活動では、「自然豊かで住み心地いいまち」や、「子育てしやすいまち」といった魅力を磨き上げて売り込むというように、これまで以上に各ターゲットの心に刺さるようなプロモーション活動を意識するということと、私たち職員もより熱意を持って発信していきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

いろいろ言われておるんですが、先ほども移住・定住のこともお聞きかせ、同僚議員が聞いてから件数なんかも言われましたが、常々光市に来てもらうため、または光市に住んでみたいと思えるような魅力を伝えるプロモーションが、私は絶対必要だと思っておるんです。

そのためには、シティプロモーション推進課として、今後どのように取り組んでいられるのか、見解をお示しくください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

移住という観点でお答えさせていただきますと、移住者が求めるものは何かということとを適切に把握してアプローチするということと、本市の住みやすさや資源の豊かさといったものをPRし、本市に住んでみたいと思っていただけるようなプロモーションを心がけていきたいと思っています。

以上です。

○大田委員

観光で来てもらいたい、住みたいといろんなことを言われましたが、アウトドアスポーツなんかも勧めたいというようなことを言われておられましたが、具体的にちょっとお聞きするんですが、虹ヶ浜海岸とか室積海岸とか、白砂青松で日本松林百選ですかね、とかに選ばれて、観光客もそれに目がけて来てもらえるだろうと思うんですが、それで夏だけの松林でなくて、冬にも来てもらえるような感じになったら、若者も集まるような感じになるんじゃないかと思うわけですよ。

その中でアウトドアスポーツとかいう感じの中で、一例を挙げれば、スケボーとかローラースケート場の施設なんか造ったりして、また市がシェアハウスみたいなのを造って、先ほど家賃が10万円取られる、もらえるようなことも言っておられました。そのような例えの考えを私が今示したんですが、そのような考えはどねえなでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

虹ヶ浜海岸といった本市が誇る海岸の活用は、観光という面で大変重要と思っています。

アウトドアスポーツなど、今ご紹介いただいたいろいろな取組があると思われる中で、光駅前開発のことなど、政策的なものとも絡めながら何ができるかということも考えていきたいと思っています。

以上です。

○大田委員

観光の面にしても、今各地区にいろいろなそこに埋もれた観光施設がありますから、そういうところをいろいろ掘り起こして、そういうなんを魅力を発信するような感じのプロモーションをしていただき、それを皆さんに見えるようなところをしていってほしいと思います。

観光シティプロモーション推進課の使命と私が考えるのは、光市の認知度の向上を盛り上げていくことで、市民が住み続けたいと思えるまちにすることを、私はそうなったらいいなと考えております。

また、そのためには、その方向に市が邁進していくのが常套じゃろうと思いますが、そのように思っておるんですが、そのところについてお考えがあったらお示してください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

本市の認知度の向上については先ほども申しましたが、光市はこれという誰もが即答できるような特徴的な魅力を確立して、プロモーション活動の武器とし、インターネットやポスター、雑誌といったツールを活用して発信していくことと思います。

盛り上げていくということについては、今年度新たに、ひかりの魅力発信・発見事業を展開しており、そうした市民の皆さんの新たな取組を支援することや、にぎわいの創出につながる取組、本市の豊かな自然を生かした取組など、小さなことかもしれませんが、地道に取り組んでいくことが重要と思います。

以上です。

○大田委員

そういうふうに光市に名前を知ってもらおうと同時に、光市に来てもらうということも大事な条件の一つであろうと思うんですよ。

壇上でも申しましたが、一日体験コースとかいうようないろいろなあれして、体験コースになったら、おいしい食事なんかもお勧めして魅力を、そういうような具体的な考えもお持ちであるじゃろうと思うんですが、そのようなことをぜひ押し進めてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

産業振興として前回もお聞きしましたが、企業には融資をいろいろされておられるんですが、従業員の方々がそこに住んでもらうのが、一番の私は光市の発展のためになるじゃろうと思っておるんですが、その従業員の方たちが住んでもらうようにするのは、どういうふうにされようとされているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○萬治商工振興課長

従業員の方に住んでもらうには、まず従業員を増やす、つまり雇用確保する取組から始まると思っております。

雇用を生むために事業所設置奨励金による企業誘致のほか、雇用にもつながる創業支援などを行っております。また、県と協同の新産業団体の整備により新たな雇用も生まれることも期待しています。

そのほか、今年度から光に住んで、働こうやー！支援事業により、事業者が行う人材確保への取組への補助を開始したところです。

この事業の中の人材定着・定住支援補助金では、事業者が社員寮の借り上げに要する経費に対して、補助率の2分の1の助成をしております。これは、光市在住者の居住決定要因を聞いた際に、職場への近さや社宅があることを挙げた人も多かったということがありましたので、事業者に社宅等を積極的に借り上げていただき、まずは本市に住んでいただくということが、企業の人材確保にも本市への定住にもつながると考えたもので、従業員の居住に関する直接的な支援として、この補助金を今年度開始しております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに入材定着推進事業において、社宅なんかも設けるとときには補助金を出しておられるというふうに今御答弁されていましたが、先ほどの同僚議員の中では、その社宅なんか借り上げるときは、このたびはゼロの補助金出資じゃったというふうにお聞きしております。

その辺、ゼロではなくて、もっとそこに魅力あるまちとするために、社宅を建ててもらえるような好条件をいろいろおつけになったらと思うんですが、またそこに社宅を建てると、住んでもらうということは、そこに購買する場所がその近くにあるということが一つの条件じゃろうと思うんですが、光市として購買意欲を促すには、どのようにされようとしておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

#### ○萬治商工振興課長

買物する場は、人が暮らす上で重要な要素の一つであると思います。また、逆に人が多く住めば、それによって新たな買物する場が進出してくるという面もございます。

企業誘致により働く場を増やして人口を増やす、また創業支援により商店や飲食店等買物する場の創業を支援するなど、両面での支援が必要と思っており、この二つを実施しているということは、先ほどお答えしたとおりです。

直接的な購買意欲を促すものとしては、ここ数年、商品券発行事業をしております。今年度は、光応援プレミアム付商品券発行事業を実施中で、11月から使用開始となっております。この事業により、約2億4,500万円が市内で消費されることとなります。

商品券発行事業は、確かに一時的な消費喚起事業ではありますが、この機会を通じて新たに買物する場所などを発見していただけたら、今後の市内の消費にもつながるのではと期待しております。

また、各商店会等においても、お客様感謝祭や買物キャンペーンなど、独自に取り組まれているイベントがございます。様々な団体がそれぞれ工夫されて、地元での消費を拡大させるような事業を展開されることは、非常に重要なことであると考えております。

こういったように、行政と経済団体等が双方で取り組み、また連携しながら取り組んでいければと考えております。

以上です。

#### ○大田委員

そういうふうに入材定着推進事業においては、商品券なんかも発行されて、購買意欲を高めておるといのは確かに分かりますが、普段の買物なんかが、いわゆるどこに行こうかといって商店街が、今大和でもそうなんですが、ある程度のところが大体個人商店がだんだん引き上げて、店がなくなる傾向にあるわけです。

そうすると、どうしても購買意欲がなくなって、よその市に住もうかという例もたくさん多々出ています。そういうことで、光市にも購買意欲を上げるために、今後はどういうふうにしたらいいか、光に住んでもらい、そこで住み続けてもらい、移住・定住してもらおうということもいろいろ考えられると思いますが、今後の方針ですかね、先ほどキッチンカーのことも出ましたが、それらも一つのええ例であります。

ですから、そういうふうに、そこに購買する場所があるから購買意欲を上げる、だから光市に住もうかというような政策を今後取ってもらいたいと私は思っておるんですが、そのところどういうふうに考えておられるか、経済部としての考えが一つの課じゃなくて、部として考えられるところだと思っんですが、皆さんのそれぞれの今後のそういうような商店街ないし、購買意欲を高める場所をつくるとかいうのは、考えがあるんでしょうか、どうかちょっとお聞きしたいと思っんですが。

○萬治商工振興課長

商工振興課は、先ほど御答弁したとおり、誘致して働く場を増やして人を増やすというものと、創業支援で商店等の創業を支援するという両面を支援していくことになると思います。

商業振興や雇用の促進は、光市総合計画に掲げておりますので、それに沿って進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○西村経済部次長

農林水産課は、農業者、水産業者、漁業者の販売促進に力を入れており、市が支援できることを積極的に推し進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

観光・シティプロモーション推進課は、移住者が求めるものは何かというのが重要になると思います。ある情報通信会社が東京に在住する20代から40代、1,500人を対象として実施した調査の結果があり、移住したい理由として最も多かったのが、「自然がある環境がよいから」という結果でした。

こうしたことから、本市の豊かな自然を一番の売りに、それに加えて生活に必要なものは市内で十分そろうといった住みやすい環境があるということをPRできると、本市を移住先として選択する人が増えるのではないかと思います。

また、定住という観点で考えますと、購買意欲を生む場所があることは、このまちに住み続けたいという一つの要素になると思いますので、当課としてはそういったものの情報収集に努め、発信をしていくということが役割と思います。

以上です。

○大田委員

そういうふうに、皆さんいろいろそういうふうに前向きにお考えになっておられます。ほんならそうなると、まち自体をインフラ整備なんかも当然して行って、そこに民間の能力っていうんですか、民間資金を投入していこうかという考えもだんだん増えてくると思います。

だから、そういうような下ごしらえをするのも市の務めじゃろうと思っておりますの

で、ぜひともそういうような下ごしらえをするような、民間が出資できるようなまちづくりをして、今後とも光市の発展のためにいろいろ尽くしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○笹井委員

じゃあ、2項目ほどお尋ねします。

1つ目は、プレジャーボートの関係で、これまでの質問で台帳整備されたということ聞きまして、これも随分時間と苦労がかかったかと思ひます。大変評価をしております。

その後、つくられた後、そのじゃあプレジャーボートの増減はあるのでしょうか。また、台帳に掲載されていないプレジャーボートみたいなものはありますでしょうか。

○西村経済部次長

その後の増減について、光漁港戸仲地区は増減ありません。西ノ浜地区は1隻増え、4隻減少しました。八幡地区は2隻増え、1隻減となっております。

現在の船舶数は、戸仲地区11隻、西ノ浜地区42隻、八幡地区25隻、全体で78隻となり、台帳作成時点から2隻減となっております。

次に台帳にないボートについて、この台帳は漁業と競合が想定されるなど、漁船との利用調整が必要な戸仲地区、西ノ浜地区、八幡地区の漁港に関して整備を行っているものであり、これら以外の台帳は現状整備されておひませんが、こうした漁業との競合が想定されず、漁船との利用調整が必要でない漁港以外の区域、例えば普賢波止や象鼻ヶ岬には陸上・海上合わせて30隻以上のボートがあります。

これらについては、現状進めておひます放置艇対策と合わせて係留状況等を確認するなど、今後も放置艇を増加させないよう、必要な取組を進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。ちょっと私も勘違いしておひまして、台帳ができたから私は光市の海岸にある全ての船の台数と所有者が分かっているのかと思ひましたが、今の話ですと、戸仲、西ノ浜、八幡については漁業エリアでもあるから、きちんと把握してあると。それ以外については、そこまではしていないというふうにおひました。

ただ、従前から海域におけるプレジャーボートの台数については、毎年把握をされておったと思ひますが、そういう意味でまず漁港以外のエリアについても、台数については増減直近何台泊まっているかというのは、把握をされておるのでしょうか。

○西村経済部次長

海上部に12隻、陸上部に21隻あることは確認しております。これらが放置艇かそうじゃないのかというところを、今後確認していくところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

はい、分かりました。放置艇過去にも数年、10年までいってないですけど、数年に一遍は放置艇対策をきちんと予算を計上した上で、地区を絞られて対応されとったと思います。放置艇になれば当然問題も出てくるんで、そのところは評価しますが、とするとじゃあ放置艇になっていないけれども、泊まっているのはやっぱりあると、台数を把握しているけど、台帳整備はされていないというところは理解をいたしました。

私自身はきちんと条例化をして、きちんとやるべきだという思いは今でも持っているんですが、現状今、従前の状況に比べて把握が済んだことは前進というふうに考えております。

次の項目に参ります。

松原海岸の工事、排水口の延伸工事が進んでおります。この工事に関連して西ノ浜地区の海岸に工事用専用道路ができたり、あるいは今まで繁茂しちよった草を工事のためだと思えますけれども、全部撤去されました。

特に、これ撤去されると昔の白い砂浜の状態に戻って、大変景観が私はよくなったというふうに思っておりますが、これ工事終了後はどうなんですか、この繁茂されている状態に戻るのでしょうか。それとも、今撤去されて大昔の状況に戻っておりますが、その状態が続くのでしょうか。

○西村経済部次長

光漁港海岸保全施設整備事業に関連して、仮設道の設置や余剰な砂の養浜材としての利用可能性を確認するために実施した調査に当たり、これらは除去された状態となっております。

今後は、仮設道の撤去や養浜材として利用するため、砂を採取する可能性はございますが、植物等を元のように再生するという予定はございません。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。元というのが、世代によって違うんです。確かにこの前まで植物が繁茂して、繁茂すると逆にごみとかも出てきて、あるいは蜂がおったりとかですね、大変だったんですけども、私の記憶にある限り大元は砂浜であったと。ただ、海で砂浜があつて、それで波で陸に砂が上がったり、波がもう家に打ち寄せる状況があつて、それでテトラポットを3か所築いて、そういう波を抑えるようにしたと。

そうすると今度波が動かなくなつて、植物が繁茂した状態がここ20年ぐらいの状態であつたというふうに思っております。だから、元の状態がどこなのかというのは、どこまで遡るかということになりますが、ただ今見てもテトラがあるから、波はもうこれ以上来ないわけで、なおかつ白い砂浜になるときれいだなど。

私は今の状態を維持してもらいたいなと思っておりますんですけど、工事とか周辺にいる

いろ話をする過程において、そういういろいろ植物についてとか、今の状態について地元自治会とかで意見などは出てきておりますでしょうか。

○西村経済部次長

地元自治会によりますと、西ノ浜は、過去にはあれだけの広い砂浜ではなく、もう少し短い砂浜だったようで、かつての海浜形状に戻すため、もし現地の砂が使えるのであれば、養浜材として利用できないかという御提案は頂いております。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。後はちょっと環境の関係で、ちょっと所管も変わってくるかと思えますけれども、元の白い砂浜の状態で維持するためには、若干その繁茂した雑草を清掃などで取っていくと、今の状態が残るのかなと思っております。

ちょっと部局が違って答えられなかったら答えられないでもいいんですけど、そういう砂浜を地元自治会の清掃作業などできれいにするというか、取っていくということはどうなんですか、可能なんでしょうか。

○西村経済部次長

植物等の採取について、この付近は瀬戸内海国立公園に指定されておりますので、場所によって少し取り扱いが異なってまいります。

まず、今話題になっている前松原排水路より東側となる西ノ浜は、瀬戸内海国立公園の普通地域に指定されておりますので、雑草等を引いても特に問題になることはございません。

前松原排水路より西側となる前松原から戸仲までは、瀬戸内海国立公園の特別地域に指定をされておりますので、物によっては採取ができない植物等もございます。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。なるほど、そこでちょっと若干法的な位置づけが違うということは理解しましたし、今私が例示した西ノ浜については、普通地域ということを理解しましたので、あとはちょっと市が一斉にやるクリーンとか、室積にある緑十字、あるいは各自自治会でやる自主的な作業などもありまして、また私のほうもちょっと考えていきたいと思えます。終わります。

○河村委員

ちょっと今の、ということは新宮の海岸は特別地域なの。

○西村経済部次長

特別地域に指定されております。



○河村委員

そうすると、その今の不法占拠というか、まるっきりもって好ましくない、けしからん、そういう思いはあるんですか。今あそこの新宮の不法占拠で家が建っちゃるわ。

○西村経済部次長

市の市有地等を勝手に不法占拠することは、よくないことだと思います。  
以上です。

○河村委員

いや、市有地じゃなくて、あそこ国有地やろ。

○西村経済部次長

今1軒建っているところは、国有地というか、公共空地です。  
以上でございます。

○河村委員

足は生えていないんでね、早急にそういう特別地域ということであれば、もっと力を入れて撤去に向けて動いていただけたらと思います。何かあればどうぞ。

○西村経済部次長

この箇所は、光漁港区域内ではありますが、底地が公共空地ということで財産管理は国になります。このため、立ち退き等を進めるには、県が所管になりますので、今、県に全てを委ねることとして、取り組んでいただくようお願いしています。  
以上でございます。

○森戸委員

周防工業団地の調整地については、土砂がたまっているということで、以前から指摘をしていたんですが、その後どういう対応になりましたでしょうか。

○萬治商工振興課長

大雨が降った後は、現地に行って、その状況を確認しております。  
対応は調査方法等を研究している段階でございます。  
以上です。

○森戸委員

それはこの前から研究するということだったので、その結果がどうなりましたかというお話なんです。

○萬治商工振興課長

具体的に言うと専門業者等の意見も聞きながら検討している段階でございます。  
以上です。

○森戸委員

この前からもお伝えしているように、地域の方々は不安に思っていると思いますので、ぜひどうするか取りまとめをお願いできたらと思いますので、また次の機会に聞きますので、それまでには前向きな答えが出るようお願いできたらと思います。

それと、2年前ぐらいなんですけど、島田の原地区で太陽光発電業者が送水管を傷めて、結局のところ解決していないままそのままになっていると思います。これは転用のときに、転用の条件の中で何かあった場合にはということを書かれていたと思うんですが、その後どのような結果になっているのか、お知らせいただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

太陽光発電の設置に関する農地転用のことですので、私のほうからお答えさせていただきます。

太陽光の発電設備を事業者が設置した後、その下にある送水管が棄損して、水が出ないとの話がございましたので、事業者がその送水管の回りを掘って確認しましたが、破損は見つかりませんでした。

その後も、用水として活用できないということで調査をいたしました。原因は究明されませんでした。

その後は、太陽光発電の向こう側、つまり送水管の通っている向こう側の農地を、その事業者が買取る、あるいは何らかの保証をすることになったとお聞きをしております。  
以上でございます。

○森戸委員

いや、そこまでは聞いているので、その後どうなりましたかというところなんですけどね。今の破損していないというふうに言われましたけど、現実的には最初的时候には、破損をして水が噴き出していたということだったと思いますので、実際にはそこは認めていらっしゃると思いますけれども、違いますかね。

○太田農業委員会事務局長

結果的にその送水管を使って送水することが不可能ということが最終の結論であったと記憶をしております。

お尋ねのその後のことは、先ほども申しましたように、その農地を業者が買い取るというところまでは把握しておりますが、今現在その農地が売買に供されたのかということまでは把握をしております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。またお尋ねしようとは思いますが、せっかく農業を続けられようということでおられた方が、泣き寝入りというんですかね、そういうことにはならないように、そういう転用の条件にもあったわけですから、しっかりと注視をしていただけたらと思います。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第59号 令和5年度光市一般会計補正予算（第9号） [所管分]

説明 : 秋友監理課長 ~別紙

質 疑 : なし

討 論 : なし

採 決 : 全会一致「可決すべきもの」

その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。まず1点目としましては、ユニバーサル歩道事業についてお聞きをします。

令和5年度は、著しい路面の凹凸がある歩道において、舗装の打換えや街路樹の撤去、縁石据替えなどを行い、通行者の安全・安心を確保するとございますが、各拠点における現時点での進捗状況のほうをお示してください。

○山口道路河川課長

ユニバーサル歩道整備事業につきましては、令和5年度の市民満足度向上事業の一つとして実施している事業でございます。歩行者の通行量が多く、歩道内の舗装の凹凸が著しい市街地の歩道において、舗装の打換えや縁石の据替え、街路ますの撤去などを行うこととしております。対象路線は、島田1丁目の新町6号線、新町下町2号線、千坊台の千坊台1号線の3路線であり、現在、事業を進めているところでございます。

事業進捗のお尋ねでございますが、島田1丁目の2路線につきましては、11月に街路樹の撤去を終え、現在、歩道と車道の境に縁石を整備しているところであり、年始より歩道部のインターロッキングブロック舗装の工事に取りかかる予定としております。

千坊台につきましては、今後、舗装の凹凸が著しい箇所につきまして、舗装の打換えを行う予定としているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。では、次の質問のほうに移ります。

光市で、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについてお聞きをします。このプログラムは、光市の耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向けて、住宅使用者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅使用者に対する直接的な耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等充実に図ることを目的としており、令和元年度から令和5年度までの継続的なアクションプログラムとなります。今年度がプログラムの最終年となりますが、これまでの取組を含めた今年度の取組状況並びに今後の耐震化に向けた取組、これについてお示しをください。

○沖本建築担当次長

アクションプログラムは、毎年、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進することを目的として策定をしております。今年度の取組状況といたしましては、従前より行っております広報、ホームページ、SNSでの告知、各コミュニティセンターへのポスターやチラシの掲示、過去に耐震診断を行った方へのダイレクトメール、補助制度のPR用チラシの全戸配付、光まつりでの相談会の開催などに加えまして、今年度につきましては室積コミュニティセンター内に専用ブースを設置し、耐震に関するパネル展示を行ったりもありません。また、市の補助制度を利用して耐震改修工事を行っている現場へPR用ののぼり旗、こちらのほうも設置をさせていただきました。

今後の取組につきましては、まだまだ耐震に関する制度の周知が不足していると実感しておりますので、アクションプログラムを継続し、様々な取組や実績を検証・評価しながら、更なる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく分かりました。すみません、私も初めて知ったんですけど、専用ブースも作られて、そこでのパネルの周知というところで、様々な取組がされているということを理解できました。やはり、このプログラムのことを、なかなか市民の方に、こういうのがあるんですよというお話をしたときに、なかなかそれを知り得ていない。なので、私もホームページ等に誘導をして、ここにこういうのがあるので、ぜひ活用してみてくださいというところで促す部分もありますので。ただ、私も知らないところで様々な取組が行われたというところで、引き続きこの取組をやることに加えて、やはり市民にもっと分かりやすい情報の発信の仕方の検討はお願いしておきます。

あと、ここで少し関連ではないのですが、本市における住宅及び多数のものが利用する建築物等の耐震化率の推移というところをお示しください。それに加えて、近隣市町との比較の状況、これについても併せてお示しのほうをよろしく願いいたします。

○沖本建築担当次長

まず、本市における住宅の耐震化率の推移についてです。光市耐震改修促進計画を策定いたしました。平成19年度の耐震化率は約64%でありましたが、直近のデータとなります令和元年度には約80.7%に上がっております。また、県全体の住宅の耐震化率は約81.2%と、近隣市町の下松市では88.2%、周南市では82.6%となっております。

次に、本市における多数のものが利用する建築物の耐震化率の推移についてです。こちらも、計画策定時の平成19年度の耐震化率は約49%でありました。直近のデータとなります令和元年度には90.3%に上がっております。また、県全体の耐震化率は84.8%になっており、近隣市町の周南市では81.2%にとどまっておりますので、県や近隣の市町と比較して本市における多数のものが利用する建築物の耐震化率は高い値になっております。

以上でございます。

○小林委員

住宅の部分と多数のものが利用する建築物のところで、耐震化というところはよく理解ができました。やはり多数のものが利用する建築物のいわゆる耐震率というところが非常に高いというふうに率直に思いました。やはり、こういう住宅の部分もここに追随する形で、少しでも多くの方がこの耐震化というところに興味を持っていただいて、やはり貴重な市民の財産ですので、この部分については耐震化という必要な部分についてはぜひ、引き続きの支援をよろしく願いをしておきます。

以上でございます。

○田中委員

まず1点目が、高就労から移管した光駅から虹ヶ浜周辺の清掃作業についてお聞きしたいと思うんですが。1年半ぐらい今経った状況で、未だにやはり地元の方たちからきれいな環境にしてほしいという声があるんですが、現状と課題改善策についてお聞かせいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

ただいまの、虹ヶ浜周辺の清掃作業につきましては、これまで高齢者福祉就労事業により行われておりまして、令和4年度からは道路河川課と公園緑地課が作業エリアを分担し、それぞれ維持管理を行っております。

委員御案内のとおり、所管替えが行われて2年目と日が浅い状況でございますが、地元の皆様の声に耳を傾けながら、よりよい維持管理が行えるよう努めているところでございます。

委員お尋ねの現状の課題と改善策につきましては、従前の高齢者福祉就労事業では、事業の性質から作業する頻度が高く、常に行き届いた状態が保てている印象であったと思いますが、道路河川課で行う従来の維持管理の観点で言いますと、道路の通行に支障

とならない状態を保つという考えでございます。

今後も引き続き、地元の皆様の声に耳を傾けながら、歩行者及び車両が安全に通行できるよう、道路管理者として適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

#### ○田中委員

日が浅いという表現をされたのですが、1年半って結構長いなと私は思っているんですけど。その中で、いかに効率よく当初の目的を達成するかということが大事だと思うんですけど、その中で、例えば高就労においても違う地区でやっている方たちがいるんですけど、それをこちらにも派遣していただいて清掃するとか、そういった移管する前のレベルを維持するためにできることとして、何か策はないものなんですか。

#### ○山口道路河川課長

いわゆる高就労事業から移管されたわけでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、道路河川課で行う従来の維持管理の観点では、通行に支障とならない状態を保つということで行ってまいりましたけれども、今年度2年目につきまして、改善策の一つとして試験的ではございますが、道路清掃車で作業が不可能である歩道部分の松葉も多いことから、事前に車道付近まで掃き出す作業を地元NPO法人に依頼し作業するという取組も行ってきております。

以上でございます。

#### ○田中委員

2年目で何かしらの改善は図られているということで、一定の理解はさせていただきます。ただ、やはりまだまだ課題はあると思いますので、今、清掃車が通るところで掃き出す作業というものもありますので一度地元とも、どうやったら効率よくできるかというこの話合いの場を作って一緒になって取り組んでいただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきたいと思います。

あともう1点、予算のことについてお尋ねしたいのですが。もともと作業の目的という部分と予算がひっついて福祉部門から来たと思うのですが、予算的な部分でいうと、この事業については全て予算を使っているという理解でよろしいですか。

#### ○山口道路河川課長

予算につきましては、高就労事業のほうから予算の配分をしている状況ではございますが、現時点で全てを充てている状況ではございません。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。移管したときの予算を全部使っていないのであれば、それだけまだ予算を使って改善できるということになると思いますので、ぜひ、きれいにするという目

的の部分が達成できるように予算を使っただけならと思いますので、お願いいたします。

もう1点が、ほかにも自治会等が、いわゆる市道とか歩道の草刈りについて取り組んでいただいているところがあると思います。市が年2回刈るところと、それとはまた別に地元の方たちがやっているという部分があるのですが、なかなかやっぱり地域性もあって高齢化になって厳しいところも今、だんだんと出てきております。今、このまま放っておくと、どんどんできないところが増えてくる、それで草がぼーぼーに生えてくるというような状況になっていくかと思うのですが、現状も含めてその対策について考え方をお聞かせいただけたらと思います。

#### ○山口道路河川課長

市道の草刈り等の維持管理に関する御質問ですが、市内には市道や農道、赤線など様々な道路がございますが、これらの各道路は相当数の延長があり、委員お尋ねの市道だけでも1,000以上の路線、総延長350kmを超えるものがございます。これらの維持管理を全て市で行うことは極めて困難であるのが実情でございます。このため、交通量の多い幹線市道や幹線農道を除き、道路を利用される地元自治会の皆様に御協力をいただいているところでございます。

しかしながら、近年、委員御案内のとおり、高齢化により地元自治会等での草刈りが厳しくなったというお話をお聞きしながらも、懸命に御協力いただける皆様も健在であることから、概ね適切な維持管理が保てていることにもとても感謝している次第でございます。

今後、さらに高齢化が進むことも予想されますが、現状において、これに対応していく有効な方策の立案や財源の確保は容易ではないことから、国や県の助成制度等の動向を注視し、また、他市の状況も随時把握しながら、有効な方策を慎重に見極めていく必要があると考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

現状をお聞きしたんですけど、今、自治会と地元住民の方たちが善意で清掃をされている部分の何か支援制度的なものというものは何かあるんでしょうか。もし、あれば御紹介を頂けたら。集めておけば回収していただけたらとか、何かごみ袋を出していただけたらとかあるんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○山口道路河川課長

市のほうで行っている支援に関しましては、市道の草を刈っていただいた場合に、状況によりまして、事前に御相談をいただいた場合には市が草を回収するという場合もございます。

以上でございます。

○田中委員

場合もありますということで、あまり言いたくなさそうな雰囲気も伝わってくるんですけど。なかなか市でやるのは、全部やるのは困難だという中で、市民が全部やるのも正直困難な状況だと思うんですね。ただ、その中でどうしていくのかというのは、改善策が容易ではないという表現もされまして、でも考えていかないといけない。一番やらないといけないことは市民の方に呼びかけるしかないと思うんです。まずは。きれいなまちに向けて御協力してくださいと。その上で、やりやすいように何か支援制度をちゃんと作っていく。今の市道の草刈りした部分も回収しますよということもちゃんと添えて説明していく必要があるのではないかなと思います。あと袋にしても、皆さんが個人負担で出し合ってやっていくという部分で、一枚一枚安いかもしれませんが、それが一年でいうと相当な量になっているということもお聞きしますので、何か市民の方がやろうかなという、高齢者以外の方たちがやろうかなという呼びかけ、制度が必要だと思いますので、容易ではないということですけど、ぜひアイデアをひねって考えていただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

今の市道等の維持管理についてなんですけど、よく県道なんかを見ると、維持管理の実験をよくやっているんですね。県道なんかでいうと。雑草の発生を抑えるような、例えば竹のチップとか抑える植物とか、そういう実験なんかをやっているんですが、市道とかではそういった維持管理の手間のかからない、のり面の何かとか、そういうのは情報収集したり実験的にやってみようとか、そういう考えはないんですか。

○山口道路河川課長

ただいまの市道沿いの雑草に対する対応方法についての御質問ですが、現時点では市のほうで通常の草刈りという対応を行って来てはおりますが、その辺は他の事例も把握しながら、今後そのようなことも視野に入れて業務を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

例えば、市道の山田畑線ですかね。議員になった頃も、もう自治会では市道ののり面は管理できないので返すというふうな質問をしたことがあったんですけど、結局、代が変わって草刈りは何とかしてきているんですが、一部、待避所がある部分については、のり面の竹が繁茂していたので、最終的には切っていただいたんですけど、切っていただくまでは不法投棄があったりとか、相当なところがありましたので一旦は刈っていただいたんですが、結局のところ、また竹というのは定期的に刈らないと、同じように、



逆にスピードが速くなって伸びてくることがあると思いますので、そういった箇所というのは市内各所に存在をしますと思いますので、県なんかは植物で言うとコンパクトプランツとか、そういうふうな表現があったかと思いますが、そういうものを植えて発生を抑えるとか、竹とかですよね。草ならまだしも竹なんかは繁茂すると、その笹が落ちたりして非常に、何て言うんですかね、誘引をしてしまいますので、不法投棄がですね。それはぜひ、高齢化の時代の中で、なかなか地元をお願いをしてというのも難しくなってくると思いますので、技術的な研究も併せてしていただけたらと思いますので、宿題として、ぜひ情報収集を県にもあると思いますので、その成果も。ちなみに、太陽光のパネルと言いますかね、シートみたいなのを貼って太陽光発電しているような事例もありましたので、それはそれとして道路公団とかにもたくさんあると思いますので、ぜひ研究をしていただけたらと思います。

それと、県道日積線のやまと学園のところの一小一中ということで建設がされる流れなんですけど、その進入付近に拡幅が一部止まったままといいますか、見た感じは止まったままだろうと思うんですけれども、そういったやまと学園の供用開始を控えて、そういった道路の、スクールバス等も入ってくると思いますので、安全対策とかその進捗状況とか、それのところが分かればお示しをしていただけますでしょうか。

#### ○秋友監理課長

県道光日積線、大和中付近の県道の拡幅ということでございますが、県によりますと、現在、県道光日積線、草場地区についてですが、用地売収に向け難航しておりますが、継続して交渉をしていくということで確認をしております。

#### ○森戸委員

状況、よく分からないところがありますけれども、その供用開始を控えていますので、スムーズに交通安全対策がきちんと安全が確保できるように、引き続きお願いをして、教育所管とも連携を取りながらお願いをしていただけたらと思います。

それと、市道栄下線については、地域との話し合いを求めていたと思いますけれども途中で止まったままですので、その後、地域との話し合いは進みましたでしょうか。

#### ○山口道路河川課長

市道栄下線につきまして、地域との話し合いということでございますが、先般、栄下線の整備についての御意見をお聞きするため、道路整備の要望者のところへお伺いしたところでございます。要望者からは潮音寺山からの雨水排水の問題を解消するため、栄下線の整備が必要となったことや、第2期工事の事業用地については地権者の反対があり、道路整備が中断していることなど、当該道路の経緯等について、改めて御説明を受けたところでございます。また、要望者からは、当時、用地買収に反対していた地権者が代替わりしたため、第2期工事に着手してほしいとのことではございましたが、雨水排水の問題は既に解消されていること、さらに道路整備に要する事業費は高額であり、市内においては道路改良の御要望は頂戴するものの、工事にさえ着手できていない路線があ

ることなどを踏まえますと、現状においては、市道栄下線の第2期工事への着手は難しいと御説明申し上げたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その反応はいかがでしたか。

○山口道路河川課長

要望者の反応につきましては、御納得されたかまでは定かではございませんが、現在の状況は御理解していただいたものと感じております。

以上でございます。

○森戸委員

そうではないというには、まずはお伝えをしておこうかなと思います。ちょうどその一番止まっている部分に関して、少しずつではありますが、家とのりの間が少しずつ落ちてきているようなところを懸念されていたと思いますけれども、その辺の部分についてはいかがですか。

○山口道路河川課長

整備をされていないのり面につきましては、現地で要望者の方からもお話を伺っておりまして、市有地になっている部分につきましては、もし崩れるなどのことが起きた場合には御連絡をいただいて、すぐに市が対応するというところをお伝えしております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。それはそれとして対応していただけると。市有地ですからね、対応していただけたらと思います。それと、当初の反対されていた方というのも、もう代が変わられて、前向きだというようなこともあろうかと思しますので、栄下線の入口の部分の混雑状況も含めて、やはり抜けるというのは、解消するという側面においてもとても大切なことだと思いますので、あそこでなかなか向きを変えづらいというようなこともあろうかと思しますので、全体的な市の予算もあるかとは思いますが、たまには要望された方のところも含めて、お伺いをして、状況の変化も感じながら進めて、今後も引き続き検討なり調査なり、その辺も含めてよろしく願いできたらと思います。

以上で終わります。

○河村委員

維持管理の話がありましたので、ちょっと維持管理について。虹森線のちょうど今、消防署から島田市にかけて、県道になって1年目は県がきれいにやってくれたんですが、去年、今年ともうやってない、草刈りをね。そうかと思ったら、今、消防署から大和へ

行く道路については、去年、今年と、ものすごい草を刈ってくれたね。あの間、家なんか一軒もあらへんよ。その草刈りをする、維持管理をするときの草刈りをする基準みたいなものがあるんかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

2つ目に言われた路線につきましては、周南広域農道のことであろうかと思いますが、こちらは農道でございますが市内に農道は3路線ございまして、このほうは毎年草刈りのほうをしっかりと行っております。

県道につきましては状況を確認して、適切な対応を県のほうへ求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

そういう話じゃなくて、要するに、じゃあ3路線あるからそれは維持管理をやりますと。通常、今頃、年に1回ぐらいのような気がするんですが、ここは年に2回やりよる。4回やりよる。それはものすごいきれいなんよ、この農道は。びっくりするほどきれいなわけね。周辺に全く家のない、しかもそんなに通行量が多くない。何かその基準、要は通過車両が何台あるとか、あるいは家がどの程度張りついちよるとか、そういうふうな明確な基準は持ってないの。

○山口道路河川課長

ただいま、道路の草刈りの基準についての御質問ですが、基本的には交通量が多いですとか、従前から対象路線を路線の重要度に応じて決定しておりまして、交通量が幾ら以上といった明確な基準は設けておりません。

以上でございます。

○河村委員

道路の重要度というのは通行車両が多いとか、そういうことで決まっちゃうんじゃないの。国は、国道の維持管理をやったり、県だって通行調査を5年に1回ぐらいかな、必ずやりよるんで、そういうのを見ながら路線が重要かそうでないかという判断をしよるんじゃないの。何が基準なのかちゅうのは1回決めたらずっと変わらんちゅうこと。

○酒向建設部長

維持管理についてのお尋ねでございますけれども、まず、農道3路線につきましては、委員さん仰せの通り人家がないというようなことでありますけれども、例外的に幹線的なものということで、あと交通量も多いと認識しております。したがって、この路線等につきましては市のほうで、例外的にはなりますけれども、農道の維持管理という

草刈りを実施しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

そこまで言うてんなら、交通量はどの程度ですか。

○酒向建設部長

交通量につきましては、明確に何台というものは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○河村委員

お願いしておきますけどね、旧大和の市道を含めてね、市道基準をきちっと明確にして、交通量等を調べながら、もう一度再配置をしていただくことが望ましいのではないかなと思います。要するに、めったに通らん、家もない、そういうところで市道じゃからというようなものは、もう普通の認定外道路にするというようなね、思い切った施策が、そうせにゃ維持管理そのものができんようになってしまう、最後は。その辺りについては、検討していただけたらと思います。

それからね、前回のときに、市営バスの事故があって、市営バスの通行する道がね、特にここの市役所から汐入川の路線を通過して、今、戸仲方面に行っているわけですが、一つが、埋め立てをした汐入川の用地、土地の地目は何じゃったのか。私の認識では道路だと認識をしておりますが、最近あの道路を通ると、なるほどその汐入川に随分駐車車両がたくさんあって、道路へ頭が出ている。そういうケースも何台か見受けられますし、ちょうど旧消防署の裏のところというところ、常時駐車場になっている。そういったところを改めないのか。それならそれでちゃんと駐車場にして駐車料金を取らないと、そういった対策が要るんだと思うんですが。特に事故があったところ辺りについては優先車両とかね、一旦停止とか、そういった安全対策も含めてそのまま必要なものですが、それでも何もせんでも今草生えるんですよ。草生えた状態でお客さん乗せているバスが走る道路の整備の在り方についてもきっちりやってほしいんですよ。その2点、ちょっとお話しいただけますか。

○秋友監理課長

今現在、車両が駐車しているスペースの汐入川沿いになりますが、この土地におきましては、委員さん、仰せの通り過去に汐入川を埋め立てた区域でございます。汐入川の水路用地を一部埋め立てたということになります。このことから市道汐入線沿いの駐車スペースについては、市道の一部ではないことになります。

続きまして、駐車料金に対しまして、お尋ねをいただきました。当該地区については汐入川を埋め立てた土地であるということから、現在は地域の方々などがオープンスペースとして使用されている、利用されている土地であることから、地域の皆様など自由に使える土地であるというふうに理解しております。

このようなことから、駐車料金ということにつきましては、慎重な対応が必要であると考えており、現時点では考えておりません。

次に、駐車スペースについてですが、先般、事故が起きたということで駐車場の利用マナーが悪いとのご指摘とありますが、こちらのオープンスペースについては、地域の方々などが利用されているということから、地域の方々の実情に耳を傾けながら、このスペースの扱いについてどうするかということも今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

また、利用マナーにつきまして、当スペースについては、地元の方以外の方も利用されるということもございますので、駐車マナーの低下が問題になることから、関係部署と連携を図りながら、市道の通行に支障とならないよう啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

オープンスペースでマナーとかいろいろ言われるんですが、白線もよく分からないような状況では守りようもない。いわゆる、維持管理についての在り方をきちっと、自分らのこと。それから埋め立てたところは、私が見たのは道路用地というふうに確認をしたと思ったんですが、単に市の土地という解釈でええんですか。

#### ○秋友監理課長

再度、土地の地目についての御質問をいただきました。土地については、無地番であり、水路用地という位置づけになっております。

以上になります。

#### ○河村委員

水路用地。過去には隣接する会社の駐車料金をもらったこともあったと思うんです。それは勝手にやったというか、自分らの運用をする範囲内で整理をされたということではないんですか。

#### ○秋友監理課長

ただいま、汐入川の埋め立て地についての御質問をいただきました。埋め立て地においては、昭和45年、46年、47年に光市と関係業者が一緒になり、埋め立てを実施させていただき、土地の一部について、当関係業者から、駐車場として利用したいとの申し出により、貸し出しています。その後、昭和50年に道路占用料徴収条例を制定したことから市の歳入となるように占用料を徴収するという形になったというふうに理解をしております。

#### ○河村委員

それは汐入川沿いの、今あなたが言われた無地番のところを全部を指すんじゃないの。

オープンスペースでそうでないところと何か区分がしてあるわけ。

○秋友監理課長

汐入川の埋め立て地についてになります。占用料を徴収するという形になったところについては該当企業の正門から160mということで確認しており、それ以降については地元の皆さんが御利用になられる土地と理解をしております。

以上になります。

○河村委員

土地に区分はないけれども契約をしてもらった160mについては、有償で占用料をいただいたと。考え方はねやっぱり整理していかんと、道路にはみ出たからって罰金取るわけにはいかないんでね。そういった対応策というのは、車の長さが足らにゃ、そこは縦横の問題をどっかで整備をしてやらにゃいけん。そのあたりのところはしっかり対応していただけたらと思いますよ。

それから、もう一つお願いをすれば、今、中電の鉄塔がいくつかあそこに入っています。その加減で道路として利用することがちょっと難しいですね。中電のほうは当然、何年かに一回は鉄塔の維持管理について移動することがありますから、そういった要望だけは中電にさせていただいて、ほかのところは川と川の間をきちんとまたがって鉄塔を建てているので、同じような形で鉄塔を作ってくださいようお願いをさせていただいたと思います。ちょっと待って。もう一つ聞いてみると、その鉄塔は今、高圧線のお金もらいよる。

○秋友監理課長

該当地における中電さんの鉄塔については、占用料を徴収させていただいております。以上になります。

○河村委員

じゃあ、分かりました。きちっと鉄塔をもし整理ができるものなら、川の上に移動していただくようお願いをしておきます。

それから、脇田中央線というのは長尾台から脇田へ抜ける、今道路の途中で止まっているやつですが、その後の進捗がありますか。

○山口道路河川課長

市道中央脇田線につきましては、これまで一部の地権者の御理解が得られなかったことから、現在は休止の状態となっております。

今後の整備につきましては、事業開始から期間も経っている状況でございますが、道路計画時からの社会経済情勢の変化や、国の補助事業に対する考え方の変化などを踏まえ、いろいろな手法・考え方、様々な角度から、どうあるべきかということを検討し、引き続き関係部署と調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

建設部だけで整理ができるんならここでずっと話をするんですが、今、都市政策が分かれたんでね、同じところで議論できないんで、方向性としてはどういう方向性なんですか。

○山口道路河川課長

方向性についてのお尋ねですが、現時点におきましては、所管外にはなるんですけれども、都市政策課のほうで関係者に意向調査を実施している状況とお聞きしております。以上でございます。

○河村委員

分かりました。それから、先日、光井の中央町にセブンイレブンができたんですが、ちょうどセブンイレブンさん、今の市道側、今、武田薬品からずっと真っ直ぐ上がっていく大きな道路の側にね、自分んとこの出入口を作られたんですが、交差点から10mもない、本当4、5mぐらいのところに通用門を作られたんですよ。どう考えてもその危険で、今までにもそういうケースで認めてなかったような気がするんですが、これ基準みたいなものがあるんですか。

○秋友監理課長

ただいま、委員さんから中央町に出店されたセブンイレブンについてお問合せをいただきました。こちらの歩道が整備された国道188号、市道中央町線に出入り口を設ける届出が出されており、この市道においては県が作成した道路管理事務の手引きを用いり出入り口の設置について判断させていただいたものになります。この度の歩道側で出入り口が整備されたことについては県の手引きからは、開口部については土地の利用形態により2か所以内、また、出入口の幅の規格が示されており、手引きによる開口部設置禁止箇所には該当していないことから、進入口の設置許可をさせていただいたものになります。

以上になります。

○河村委員

県の手引きというのがどういうのか分かりませんが、今のセブンイレブンは国道から入るところ、それから西側の今、古川書店のほうから入るところ、それから裏口の市道野原岡庄線から入るところ、新たに市道中央町線、4か所出入り口があるんですよ。今言ったところと何か違うような気がするんですが。

○秋友監理課長

対象地においては、国道、それと市道3つが接道した土地になります。

先ほど申し上げた歩道が整備されている場所については、2か所以内で開口部を設置することが認められていることから判断とさせていただいたもので、ほか2路線については歩道が整備されていない道路であり、どちらからでも進入ができる状態になります。そのことから、歩道が整備されていない市道においては、施主が指定した場所からの出入りを加工していただいたものであり、市としては、出入り口以外からの進入が考えられることから、交通事故防止を図るため、駒止めの設置をお願いさせていただきました。このことから、歩道が設置されていない場所については、一部の区間からの進入のみにしていたと理解をしております。

○河村委員

よく理解できませんが、歩道が設置していない道路からの進入は自由にやってええという話なんでしょう。

○秋友監理課長

委員仰せのとおりでございます。

○河村委員

国道の信号機、交差点から5mという話をしましたが、そういったところの基準はないんですね。要は、交通が煩雑をしているところに新しく出入り口を設けることについては、基準はないということでもいいんですか。

○秋友監理課長

歩道が整備された開口部については、今ご説明したとおりですが、開口部については、交差点の横断歩道から5m以上は離して出入り口を設けるという基準が作られております。

○河村委員

歩道があるところは5mの基準はないと。

○秋友監理課長

基準はあります。

○河村委員

5mでいいの。10mじゃなくて。

○秋友監理課長

再度御質問をいただきました。歩道が設置された道路においては、横断歩道から5m以上離して進入口、開口部を設けるという形になっております。



○河村委員

現行をよく本当は確認をしていただきたいと思うんですが、あそこの交差点は非常に混んでいる。ですから、セブンイレブンから市道中央線にもし出ようとしたときに、右折はできない。そこを無理に行こうとすると事故になりますから、そういった状況というのは本来は望ましい姿じゃないと思うのに。次の道路まで、こっちから言うとなんmあるかな、20mぐらいあるのかな。だから、道路の形状から言うてもね、あそこにイチョウの木があったらイチョウまでみんなバッサリ切ってからやね。しかも、緑地帯の石垣を含めてとてもいい景観だったのに、ああいうものまで全部壊してやね、そこまでしてやらにゃいけないのかなど。まあいいです。そういう基準がなかったちゅうことは、今度そういうのが出てもできるちゅうことだね。認められるちゅうことだから。よう頭の中に入れちよきますけえ。

それから、先般、光井中学校が交通安全の点検に歩いたということで、文科大臣表彰を頂いたんですよ。その中で、先日ちょっと発表があつてね、今度は北河畑のセブンイレブン。国道を陸橋でわたって降りる。そうすると、東へ向かって横断歩道を渡るんです。横断歩道をわたって御崎町方面には今度は歩道がない。歩道はないけれども、道路幅員はいっぱいある。その出入り口に全く制限がないので、歩行者と非常に危険。今までにも苦情が随分出ていたということなんです、そういった話が学校のほうから指摘があつて、ちょっとびっくりしたんですが、そういう認識があつたですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

通学路の合同点検の実施場所についての御質問をいただきましたけれども、委員さん御案内のとおり、以前、その箇所につきましては通学路における合同点検におきまして危険箇所として挙げられておりましたけれども、平成24年度に、今言われた国道の交差点部にある商業施設のほうでセットバックして建物が再整備されたため、交差点部の見通しが改善されたということで危険な状態が解消されたという取り扱いとなっております。

以上でございます。

○河村委員

今言った中央町のセブンイレブンと北河畑のセブンイレブンを比較していただいたらと思いますが。北河畑のセブンイレブンは、国道の交差点から5mを引っ込んでおりません。そのまま開口部になっております。じゃあ、間口が一体何mあるんかと。全くない状態ですから、間口10mあるよ。それには規制がかからんわけ。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

北河畑のセブンイレブンさんですが、国道側を入りまして、市道のほうにつきましては開口部という形で設置されておりません。こちらについては歩道が整備されていない市道であることから開口部という考え方を持たずに進入ができるということになります。

○河村委員

一部ポールが立って、要は車道との境界ができるようになっておったんですが認識があまりないようですから、一度しっかり点検をして、子供たちが事故に遭わないようにしっかり対応していただけたらと思います。

それから、前回お話をしておりました下松との境の、今、日石の栈橋なんですが、とん税という税金はどういった税金じゃったのですかいね。

○秋友監理課長

ただいま、徳山下松港を拠点とする港湾の整備区域についてご質問をいただきました。このとん税については、外国貿易船が入港してから課せられる国税となっております。その国税に伴い特別とん譲与税も徴収されることから、この2つが併せた形で国税として徴収され、特別とん譲与税として、その港が整備された市町村に対し、交付税として交付されるということになります。

以上になります。

○河村委員

日石の、要は光のほうへ出ている栈橋はそれに該当するんですか、せんのんですか。

○秋友監理課長

ただいま、栈橋ということで、その特別とん譲与税に該当するかということにつきましては、国の判断になることから、国は県市町課に交付し、市町課からは、港が整備された市町に交付されることから、市町課においては、現時点での回答は控えさせていただくと確認しております。

○河村委員

県のほうが現時点では回答できないというふうに言われたんです。

○秋友監理課長

はい、仰せの通りでございます。

○河村委員

分かりました。ぜひ、外国貿易で恐らく積み下ろしが当然あるはずなんで、もし頂けるものならきっちり頂くような手配をしていただきたいと思います。

それから、まあええか。このくらいにしときましょう。

○笹井委員

1項目お尋ねします。島田川に水位計とかカメラというのはどういうふうな状況でついているのでしょうか。最近ついたものがあったら教えてください。

○山口道路河川課長

ただいま、島田川への水位計や河川監視カメラであろうかと思えますけれども、こちらの設置状況についてお尋ねをいただきましたので、それにつきまして御回答いたします。

現在、島田川には県により水位計や河川監視カメラが設置されております。

県によりますと、通常型水位計につきましては、島田川の島田水位観測局と下林水位観測局に従前から設置されておりましたが、令和3年の6月に、島田川と笠野川との合流部付近、それと光井川の宮田橋、及び西の河原川の西の河原橋の3か所に簡易型水位計を設置したとのことでございます。

また、河川監視カメラにつきましては、令和3年6月に島田水位観測局に設置され、さらに本年6月に下林水位観測局に新たに設置されたとのことでございます。

以上でございます。

○笹井委員

今年6月に下林についたということで、ちょっと私も聞いて「そんなことがあったんだ、びっくりしました」というのが感想なんですけれども。それで、それを見ようとしたら光市のホームページからじゃ見えないんですよ。県のホームページから河川ごととか市町村ごとを選択したら見えるんですけども、市から見れるところはないんでしょうか。

○山口道路河川課長

県が設置した水位計や河川監視カメラの視聴についての御質問でございますけれども、委員御案内のとおり、県が設置した水位計や河川監視カメラにつきましては、現時点では県のホームページのみからの視聴となります。

以上でございます。

○笹井委員

県のは本当、全県見られるんですけど水位計ごとにちょっと自分で選択していかないと見えないということで、光市だけで見えるようなものがないのかなと。今、ちょうど防災指令拠点施設も作っていますから、恐らくあれができたならそういうことも対応していただけるんじゃないかなという希望は伝えておきます。

また、最近はヤフー天気情報とかで主要河川のカメラとか水位というのは割とリアルに分かるようになっていきます。これは、そういうヤフーとかがうまいこと拾って、マップ化してもらっていると思えますし、できるだけそういうところに。ちょっとどういうふうにコンタクトを取っているのか分かりませんが、情報が伝わりやすいようにして

いただければとお願いして終わります。

○大田委員

今年の決算書にも載っておりますが側溝蓋作成やら設置委託料で744万7,000円が支出されております。毎回そのぐらいの予算の支出が記載されておりますが、この金額についてどのように使われたのかちょっと教えてもらいたいのですが。

○山口道路河川課長

側溝蓋製作設置業務につきましては、この業務で扱う側溝蓋は主に光市が過去の失業対策事業等で整備した現場打ち側溝が光市独自の規格であり、現在の既製品の蓋では合わないため、独自に製作しているものでございます。そして、この製作された側溝蓋は、基本的には過去に整備された独自規格などの側溝において、破損している危険な側溝蓋や老朽化により支障を来す恐れのある側溝蓋とのかけ替えを行っており、また、幅員が狭い道路や危険であるなどの理由から、自治会やその他教育関係団体等からの設置の要望があった箇所に対しまして、職員が現地を確認し、市内の状況と勘案して危険性が高いと判断される場所に設置するものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、側溝は光市独自の製作と言われたのですが、側溝幅なんかは全部光市独自で作って製作されて、光市独自で側溝蓋も作ったという解釈になるのですが、それでよろしいですか。

○山口道路河川課長

この業務の中で、主に製作しているものについてでございますが、ただいま御説明さしあげました、失業対策事業等で行われた蓋につきましては、厚みが8センチというものでございまして、J I S規格の蓋とサイズが異なっているものでございます。補足といたしまして、アングル蓋と言いまして、蓋掛かりのない側溝蓋にもかけられるような蓋のほうも、先ほど申した規格の蓋の枚数よりは少ないですけれども、そういったものも製作しております。

以上でございます。

○大田委員

これ既製品じゃできないんです。

○山口道路河川課長

既製品ではできないのかという御質問でございますが、先ほど申しました8cmの厚みの側溝につきましては既製品ではかかりませんので、この業務で製作した蓋をかけるものとなります。

以上でございます。

○大田委員

その破損やら、いろいろなことで毎年744万円くらいの支出が出されて、それを全部かけ替えようということ、大体、何枚程度作られているんですか。

○山口道路河川課長

令和4年度の枚数で申し上げますと、先ほど申しました8cmのコンクリート蓋とアングル蓋を合わせまして、1,027枚製作しております。

以上でございます。

○大田委員

1,027枚、これ、光市独自と言われたんですが、そうすると大和地区に対してはこの側溝蓋は使えないと思うんですが、そういうときにはどういうふうにされているんですか。

○山口道路河川課長

大和地区への側溝蓋でございますけれども、補足で説明いたしましたアングル蓋というものは、蓋掛かりのないところへかけられるものでございますので、そういった箇所につきましては旧大和地区でもかけることが対応可能と思っております。

以上でございます。

○大田委員

アングル蓋というのは幾つぐらい作っておられるの。

○山口道路河川課長

アングル蓋の製作枚数につきましては、令和4年度で申しますと227枚を製作しております。

以上でございます。

○大田委員

それで、8センチで光市独自の蓋と側溝と言っておられたんですが、現在も光市独自の側溝ですか。それとも一般基準の側溝ですか。

○山口道路河川課長

現在、整備を進めている側溝の規格はというお尋ねでございますけれども、そちらにつきましては、J I S規格の側溝を現在は整備しております。

以上でございます。

○大田委員

いつ頃までこの光市独自の側溝を作って、光市独自の蓋をやっておられるの。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

大和には使えないと。大和はアングル付きのしか使えないと。大和で現在、通学路であるところに側溝蓋がかけてないから、かけてくださいよと住民からもお願いがあった。そこでかけられないと言うんで、側溝蓋を作っているから、あれがかけられるんじゃないかと思ったら独自のと言われたから。そしたらアングルつきがあると言うので、そしたら大和のアングルつきを持っていったらどうかと思うんですがね。その通学路で片側一車線じゃなくて、センターラインもなくて、両側が側溝で空いている場合は側溝蓋をかけてくださいと住民からもお願いがあったんですが、それがなかなかかけられないと。というような、どういうことかというのをもう一度説明してください。

○山口道路河川課長

ただいま、通学路が危険であるので、そういったところに蓋をかけられないのかという御質問であったかと思えますけれども、先ほど通学路の合同点検会議のことも申しましたが、学校側のほうが危険と判断されて、そういった点検会議に、危険箇所として挙げていただければ、私どもも検討のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

検討だけでしょう。側溝蓋を、何年も前から側溝蓋をかけたい、住民からの通学路だからかけてくださいとお願いもされているんですから。検討だけでしょう。側溝蓋があるから、側溝蓋がどうで、この予算についてどうですかとなったら、光市独自の問題だからということが出てきたからお聞きしよる。

○山口道路河川課長

ただいま、蓋の規格等のお話もございましたけれども、今の業務ではそういった独自の8センチとアングル付きというものを製作はしておりますが、例えばそういった通学路で学校側も危険であると、我々道路管理者も現地を確認してお互いが危険であるというふうに判断された場合には、その場所がどういった規格の側溝かは分かりませんが、J I S規格の蓋が合えばそれでございますし、そういった現場に合うものを検討してまいればよかろうかと思っております。

以上でございます。

○大田委員

今、そういうようなことでありますから、ぜひとも学校とも相談されて、通学路に対

しては側溝蓋をかけられるようお願いしときますよ。何と言いますか、せっかく、こういうような740万円も側溝蓋の製作なんかも作っているんですから、ぜひとも前向きによろしくお願いいたします。

変わりまして、橋梁寿命化において、光市の橋を検査されていたと思います。その検査の中で、橋梁の手すりと申しまししょうか、安全のための安全対策が橋の両側には手すりがついていると思うんですが、ついていない橋もあったと思うんですが、どのぐらいあったか教えてほしいんですが。

#### ○山口道路河川課長

ただいま、橋梁点検で実施されている橋梁につきまして防護柵がないものはどれくらいあるかという御質問でございますが、道路河川課におきまして点検管理しております市道橋梁は、全部で208橋ございまして、こちらは道路法施行規則に基づき、5年に1度の定期点検を行い、橋梁の健全性を確認しているところでございます。

防護柵の有無についてでございますけれども、ただいま申しました208橋の市道橋梁のうち、168橋については防護柵が整備されておりますが、残り40橋については防護柵が整備されていない状況となっております。

以上でございます。

#### ○大田委員

その40橋に対してから、手すりといえますか、防護柵といえますか、いつ頃までにつけるといふ計画はありますか。

#### ○山口道路河川課長

ただいま、防護柵のない橋梁について今後の対応はどうかというお尋ねであるかと思っておりますけれども、こちらの防護柵が設置されていない橋梁の多くは、小規模な水路をまたぐための橋長の短い床板橋でございまして、水路と路面の高低差が小さく、防護柵を要する高低差に満たないことから、整備当初に防護柵は設置されてはおりませんけれども、今後につきましては、歩行者等の通行状況や、歩行者の転落が懸念される場合におきまして、地域の御要望や状況に応じて転落防止柵の整備の必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

そのような小さい橋以外の橋はそうなるかと幾らぐらいありますか。

#### ○山口道路河川課長

ただいま申しました以外の数値については、持ち合わせておりません。

以上でございます。

○大田委員

いや、そうなるとその小さな橋でも地域の要望があって初めてつけられるんですか。地域の要望がなくても、その安全上の理由で市としてはつけるのが私は当たり前じゃないかと思うんですが、地域の要望がなければつけないんですか。

○山口道路河川課長

先ほど、防護柵を要する高低差に満たないという御説明を申し上げたんですけれども、もう少し具体的に申しますと、目安ではございますが河床からの路側高が4 m以上かつ、のり勾配が1割以下というようなものに対して防護柵を本来検討するんですけれども、橋梁によって現地の状況等様々なものが考えられますことから、ただいま申しました地域の御要望や、もしくは利用状況等を聞きながら、私どもも現地の状況を確認して、それに基づいて対応・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

地域の要望と言われましたが、その小さい橋に対しましても、最悪のことをもし考えると車道でもありますし、歩行者も通るところですれ違いざま落ちるとかいう場合が、今現在のところではなかったようにお聞きしていますが、もし、将来的にも、もし起こった場合のその事故の補償については、その交通事故だけで済みますんですか、それとも市は全然見ないんですか。

○酒向建設部長

今、事故の対応についてのお尋ねでございますけれども、事故それぞれの要因というのがございますので、一概に、この場で答えることは困難でございます。

以上です。

○大田委員

防護柵がなくて落ちたと、防護柵があつたら落ちなかった場合もあるわけですよ。防護柵がなかったから落ちたという場合は、それは交通事故ないし自転車で通りよつたというときに滑って落ちたという場合もあるかも知れません。そういうときなんかはどうするかというだけで、事故現場の対応じゃなくて、防護柵があるかないかの問題をお聞きしよるだけです。そこでどうぞ。

○酒向建設部長

やはり繰り返しにはなるんですけれども、その転落防止の柵があるとか、ガードパイプが設置されているとか、こういった要因とは別に、その事故がどういうふうが発生したかというのが事故については重要になるかと思っておりますので、そのときそのときの事故の要因によりまして検討するものだと考えております。

以上でございます。



○大田委員

なかなかいい返事はもらえないんですが、そういうようなことが考えられますから、防護柵は1 m言われましたかね、深さが。あれぐらいでも大規模な事故になる可能性はありますからね。だから、どうしてもそねえなんは先に先にやっておくべきだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひします。

また、道路において、新しく家を新築する場合に水道やら下水管を横断する場合がありますと思うんですよ。以前じゃったらそこの切っただけのプラス5 cm幅の広さで復旧をされちゃったんですが、今現在は5 m、5 m言いよったですかね。ぐらいな幅で全面舗装されるようにとか、ちょっとお聞きしたんですが、そこのところからそういうような規則とか新しく作られたんでしょうか、教えてください。

○秋友監理課長

道路占用工事に伴う路面舗装の範囲が増加したとのお尋ねだと考えています。道路占用許可を受け、水道管、下水道管等の占用物を埋設することから、道路を掘削した場所における路面の復旧においては、掘削部、影響部を舗装範囲と定めておりますが、掘削による二次被害の防止を図るため、側溝などの工作物や既存舗装の切断目地までの舗装をお願いさせていただいております。

また、影響部に近接する範囲にクラックや凸凹があり、振動・騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、道路占用者と協議により復旧範囲を定めるとしております。

以上でございます。

○大田委員

今現在、道路が凸凹じゃったと。新しくそこに横断する場合は、凸凹じゃった現況があるから、そこの以上にやりなさいというような感じを受けたのですが、もし全くなかったら掘削部だけでいいという判断でよろしいですかね。

○秋友監理課長

再度、舗装の範囲についてのお尋ねですが、掘削部と影響部を復旧と定め舗装をしておりますが、そのことにより破損が考えられることから、影響があると考えられる部分までは舗装していただくことで指導させていただいております。

以上でございます。

○大田委員

その影響ちゅうのはどのぐらいのところを言われるんですか。

○秋友監理課長

先ほどお伝えさせていただきましたが、埋設により掘削部、影響部を舗装範囲として

おりますが、そのことにより側溝などの構造物や既設舗装の切断目地がある場合において、1.2m範囲にある範囲については、道路の破損が考えられることから、舗装範囲を広げていただくということをお願いをさせていただいております。

○大田委員

だから、具体的に言うと下水道なんかで埋設物を入れると、800mぐらいの道路を掘削して、それから1.2m以内に道路が傷んでおったら、そこまではやってくださいというお願いをすると。それがなかったら800mの幅のままでもよろしいよという解釈になるのですが、それでよろしゅうございますか。

○秋友監理課長

道路の舗装範囲については影響がないという判断になれば、現状どおりの舗装になるというふうに理解しております。

○大田委員

これは先ほどと同じですが、どうしても新しい道路の場合は舗装面がいいだろうと思うんですが古くなるとどうしても摩耗してから道路の凸凹の割合が多いんですよ。そこに対して現況、市のほうが見てから、これはここまでよというような感じのものの言い方じゃったと思うんですが、ある程度はちゃんと決められてやったほうが、払うのは御施主さんが払うんですから大変、広くなったら広くなったほど高い金額を払うようになるわけですよ。そういうところをちゃんとはっきり明記まではしないでも、明記ぐらいされたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかにお考えかお尋ねします。

○秋友監理課長

舗装範囲の追加ということになりますが、これはあくまでも1.2m以内にある切断目地、クラック、また、凸凹の形状が見られるということであれば、光市道路管理者として道路占用許可を与えておりますので、その件について道路の占用者と協議をし、復旧範囲を定めるという形にしております。それで、占用許可に基づくことでありますから、占用物の埋設に対する原因者の工事であることから、原因者においてその範囲は舗装をしていただくという形で基準を作り、対応をさせていただいているものです。

○大田委員

となると、一番最初の図面出したときからもうそこで協議をされるという解釈になるんですが、それでよろしゅうございますかね。

○秋友監理課長

舗装の範囲におきましては、どうしても現地で確認を取ることが必要になってくることから、その現地写真等で確認し範囲を協議するという形で考えております。

以上になります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

道路工事に伴う占有許可ということで、舗装範囲が幾らになるのかということで御説明させていただきます。

道路占有許可を出されたときに図面、それと現場写真が添付され、水道管、下水道管等の埋設物を埋設するため、道路を掘削した部分における路面の舗装については、掘削部・影響部と範囲を定めておりましたが、掘削による二次被害の防止を図るため、側溝などの工作物や既存舗装の切断目地が1.2m以内に存在する場合は追加して舗装していただくことをお願いとさせていただいています。

これについては、二次被害の防止を図る目的で基準を定めたもので、この基準については令和2年4月1日より施行するという形で対応させていただいております。

また、影響部に近接する場所にクラック及び凸凹がある場合については、振動・騒音等が懸念されると道路管理者が判断した場合は、道路占有者と再協議をさせていただき、復旧範囲を定めるとしております。

こちらの対応につきまして関係業者全ての業者に周知文を送付させていただいており、その後、この基準に沿って対応していただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長

大田委員いいですか。これから何か、お金の面とかは言わなくても大丈夫です。なしで。

○大田委員

最初から、そういうふう決められておって、最後の最後でそういうふう協議をするということで、市のほうは思っておられるというので、そのように今後とも最初から話をされるようお願いしたいと思います。

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第59号 令和5年度光市一般会計補正予算(第9号) [所管分]

説 明：坪根公共交通政策課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

すみません。何点かお聞きしたいんですが、まず1つ目が、今、債務負担行為のほうに絡んでなんですが、一応、令和6年度までに調査ということでお話がございましたが、

当初からスピード感を持ってという部分があって、一応、予算書のくくりでいうと6年度になるんですけど、6年度中の早い時期に出てくるのかどうか、その辺の見通しと意気込みについてお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

基本計画の変更がいつ頃になろうかということでございますが、現時点では令和6年度中ということで、具体的な時期というのは現段階ではお示しできませんが、できるだけ早い時期にお示しできるように、JRとの協議を継続しながら、スピード感を持ってやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

現時点で春から随分時間もたっておりますので、早い時期にお示ししていただけたらと思いますので、そのことはお願いしておきたいと思っております。

次に、今説明資料もありましたように26ページの公共交通ネットワーク確保維持緊急対策事業ということで、少し説明があったんですが、休憩所とか駐車場の整備というようなお話もありましたが、詳細の説明をいただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

それでは、補正予算の1,100万円の補助金の内訳について御説明いたします。

こちらにつきましては、来年4月1日からの代替バス路線の開設に向けて円滑な準備が進むように、補助金として1,100万円を計上したものでございます。

内容といたしましては、1,100万円の内訳でございますが、まず防長バスさんの新たな路線運行にあたる運転手が市内で休憩する環境を整備するために必要な休憩室の備品購入等の支援として30万円程度。

そして、周南近鉄タクシーさんになりますけれども、ひかりぐるりんバスと光市役所から旧熊毛町方面に延びる既存バス路線、いわゆる兼清線でございますが、この運行に必要な車両の保管場所の整備のため、市内に同社がお持ちである所有地にアスファルト舗装やカーポートの設置等の支援として1,030万円程度。

そして、来年3月までに試験運行等を行う予定としておりますが、それに必要な人件費や燃料費等の支援として、両社に総額40万円程度を想定し、都合1,100万円の補正予算の計上とさせていただきます。

以上でございます。

○田中委員

今、近鉄タクシーが車両の保管場所として、所有の土地にアスファルト舗装とカーポートなどで1,030万円って結構な金額だなと今思ったんですけど、ちなみに広さとかどれくらいあるのかという部分と、補助の考え方、固定資産に関わる部分の支援になると思うんですけど、その辺りで。

あと、1,030万円は全てを賄うものなのか、例えば事業費が3,000万円ある中の1,000万円なのかという部分の補助率のところをお聞きできたらと思います。

#### ○坪根公共交通政策課長

まず駐車場の場所は先ほど申し上げましたとおり、光市内に周南近鉄タクシーさんがお持ちの現在使用されていない土地でございます。広さにつきましては、整備面積は約350m<sup>2</sup>を今想定しております。

補助率は10分の10でございます。整備の内容を少し御説明させていただきますと、今後、ひかりぐるりんバスと兼清線に必要なバス車両は、予備車1台含めて4台分が必要であるというふうに考えておまして、これを収める屋根のみのカーポート、それと当該バスの運転のために運転手の方が出勤をされますが、その出勤された運転手さんの通勤車両の駐車スペース、そしてバス車両が出ていく際の車両の回転スペースを設ける必要があります。それらに駐車場周辺から侵入等がないように柵を設置すること、そして当該土地には現在使用されていない建物等がありますので、そういったものを撤去すること。そして最後に下地が現在砂利であり、それを朝晩の車の出し入れで音がすると近隣の方に御迷惑となるため、アスファルト舗装をしてみたいというふうに考えております。以上を合わせまして、現在都合1,030万円程度で見込んでおります。

以上でございます。

#### ○田中委員

詳細については分かりますが、建物撤去等も含めて全部市から支援するんだなど、確保事業なので致し方ないのかもしれないかもしれませんが、ちょっと内容としてはびっくりしたということでございます。

委員会資料のほうについて、何点か質問させていただけたらと思うんですけど、詳細については今から協議の部分もあると思いますので、答えられる部分で答えていただけたらと思います。

まず、ちょっと一般質問等での答弁も含めてなんですが、ぐるりんバスのワンボックスについて14人乗りということで御説明があったんですが、事前調査というか、やったときにこの人数だったか、12人でしたっけ、だったかと思うんですが、これ増えたときの対応としてはどのように考えられているのか、まず1点お聞かせいただけたらと思います。

#### ○坪根公共交通政策課長

ひかりぐるりんバスのワンボックス車の利用者が増えたときの対応ということでございますが、現在、ひかりぐるりんバスについては、運転手を含んで14人乗り程度のワンボックス車の導入を想定しておまして、運転手を除く乗車定員は13名での運行を想定しております。私どもが行いましたひかりぐるりんバスの乗降調査では、3日間で延べ183名の御利用があり、バス停とバス停との区間ごとの最大乗車人数は12名となったところでございます。

こうしたことから、新しい車両でも現在の需要にはおおむね対応できるものと捉えているところがございます。その上で、増えたときの対応ということをお尋ねいただきましたけど、まずはこの車両で4月1日から運行し、今後の運行状況を注視してみたいというのが現在の考え方でございます。

また、利用者の少ない時間帯も当然あるわけでございますので、そういう時間帯の乗車をどのように増やしていくかということが重要ではないかというふうに考えております。光駅10時発の便が最も利用があるわけでございますが、それ以外の時間帯の御利用も御検討いただくように何かしら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

このたびで市民のほうの関心も増えて、乗らないといけないという部分の啓発も含めて今後増えるかもしれませんので、周りの社会環境もありますけど、注意深く見守りながら対応いただけたらと思います。

次に、これちょっと答えにくいかもしれませんが、この確保するにあたって附属のスクールバス等の関連も含めて見ながらやっていただきたいという部分があったんですけど、附属のスクールバスについてどうなったか、もしお知らせできたらお願いできたらと思います。

#### ○坪根公共交通政策課長

附属小中学校と情報交換を行っております。その中で確認を行いましたところ、スクールバス運行事業者の確保のめどが立ったとお伺いしております。また、具体的なスクールバスの運行方法や運行回数につきましては、今後、防長交通株式会社から示される具体的な路線バスダイヤを見て検討したいと言っておられましたので、引き続き情報交換を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

お互いが確保できたということで安心しました。ありがとうございます。ありがとうございますはちょっとおかしいですね。分かりました。

次にバス停の取扱いについてお尋ねしたいんですが、JRバスが廃止になって防長バスということで、今、光駅への乗り入れがバス停の位置が違うわけなんですけど、その辺りはどうなるのか、また既存のJRさんが使っていたバス停の取扱いについてはどうなるのかをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○坪根公共交通政策課長

まず、光駅の乗り入れということでございますが、現在、バス路線の光駅バス停は、中国JRバスが光駅の正面、防長バスは駅前ロータリー内の別の場所になっております。来年4月以降につきましては、防長バスとぐるりんバスが光駅正面に停止していただい

るよう、現在同社と調整を進めているところでございます。

次に、その他のバス停の取扱いということでございますが、現在、防長バスは中国JRバスの全てのバス停に止まらない状況となっております。令和6年4月1日以降、どのバス停に停車するかは、現在、防長交通株式会社で検討しておられるところでございます。現状は今ここまででございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

利用者が使いやすいように光駅のほうは対応していただけたらと思いますし、バス停については撤去するのであれば使えるものがもしあるのであれば、案内の部分とか使っていただけたらなと思います。

次になります。運行経費ということで見通しが出ているんですけど、これ、兼清線のところの見通しがないので、兼清線についてお聞かせいただきたいのと、あと兼清線については市域をまたぐということで、周南市のほうとの協議も必要だったかと思うんですが、その辺りについて現状をお聞かせいただけたらと思います。

#### ○坪根公共交通政策課長

まず、兼清線の収支の見通しということでございますが、兼清線の防長交通株式会社の令和4年度決算でまず申し上げますと、営業費用約2,900万円、運賃等の経常収益約400万円、収支差額の約2,500万円がマイナスとなっているのが現状でございます。

これを光市と周南市が運行距離で按分をして負担をしております。光市が約75%、周南市が約25%を負担しております。今後、周南近鉄タクシーが運行する兼清線の代替バス路線の収支差額でございますが、概算ではございますが、現時点で3,500万円程度のマイナスが想定されております。これを光市と周南市で按分して負担するというを現時点では想定しております。

以上でございます。

#### ○田中委員

今、数字をお聞きしてかなり厳しい運行になるんだなということで受け止めさせていただきませんが、そういった中で近鉄さんの車両を準備しないといけないという部分があるんですけど、そういった車両等への整備に対する補助というのが今回出ていないんですけど、その辺りの考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○坪根公共交通政策課長

車両代の考え方でございますが、兼清線の先ほど申し上げた収支差額と、ひかりぐるりんバスについてはこのたびの資料でお示した1,250万円から1,750万円の収支差額、この中にそれぞれ車両の減価償却を計上し、新年度以降、市からの財政支援の中でこうした車両について負担をしていくという考え方でございます。

以上でございます。

○田中委員

車両のほうは減価償却でこの中に入っているということで分かりました。それで、全体感になるかもしれませんが、今後の確保維持に向けた補助金等の考え方について、お示しできれば教えていただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

先ほど委員の御質問で周南市との調整についての御回答が漏れておりました。周南市とも現在、光市が進めている考え方については随時情報交換を行っておりまして、このたびの光市の考え方についても一定の御理解をいただいて、この補正予算の負担も含めて引き続き調整、協議を進めてまいりたいと考えております。

その上で、今委員からは今後の確保維持に向けた補助金等の考え方について御質問いただきましたけれども、周南近鉄タクシーと防長交通株式会社の両社への財政支援につきましては、12月議会の一般質問で市長より、両社の運行に対する財政支援については国費や県費の有効活用など様々な視点から検討し、持続可能性や効率性などの観点から鋭意調整を進めるということをお示しをさせていただいたところでございます。

財政支援の仕組みについては、このたびの代替バス路線の今後の持続可能性に大きく影響を与えるものであるというふうに認識をしております。このたびの代替バス路線が、市民や議会、利用者の方々の多くの御要望にお答えできるよう、財政支援の検討につきましてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、財政負担が過度なものとならないよう、効率性などの観点からしっかり財政負担の協議の中で、両者とは運行の効率化などについても、しっかり協議調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。まず、周南市の先ほどの質問、すみません。私も聞き漏らしていたんで、ありがとうございます。基本的には合意に至っているということで、理解をさせていただきました。補助についてもしっかりやっていくということで、よろしく願いいたします。

最後に、運転手の確保が難しいんだよという中で、いわゆる免許取得の補助とか、保育士の確保のように市が独自に運転手確保に向けて支援する方法もあるのではないかとと思うんですが、その辺で何か考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

今お尋ねをいただきました運転手の確保でございますが、公共交通の持続可能性を担保するために大きな課題であるというふうに認識をしております。このたびの調査事業においても、運転手不足が大きな課題となったところでございます。

防長バスや周南近鉄タクシーにおきましては、現時点におきましても独自の支援策と



いうのを既に実施をされております。二種免許取得費用を負担する支援制度、あるいは新たに入社した運転手に対する支度金制度、そして運転手を紹介してくれた従業員に対する紹介料制度など、現時点でも両者の独自事業として既に様々な運転手確保対策をやっておられるところでございます。

こうした民間の取組を踏まえながら、運転手不足の対策に行政として何ができるのかにつきましては、国や県の助言を仰ぎながら、引き続きしっかりと調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

また、バス、タクシー事業者とは、引き続き運転手不足の対応策について情報を共有いたしまして、お互いに知恵を絞りながら効果的な対応策について考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。民間事業者のほうは独自制度で取り組んでいるということは理解するんですが、それにさらに上乘せしてやるというところは、また本気の見せ所かもしれませんし、光市の中での運転手を確保するというのも、一つ視点に入れながら、引き続きよく見ながら運転手確保に取り組んでいただけたらと思いますので、そのことをよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○森戸委員

重なるところがあるかもしれませんが、何点か。今回のバスの配線がある方向性の部分についてちょっとお尋ねいたしますけれども、便数が変わるということと、防長交通さんと。周南近鉄さんになって車両が変わるところは分かるんですが、それ以外にこれまでの部分で比較をして変わるところは何かありますか。

例えば、周南近鉄さんの兼清線のところであれば、乗り方が変わるとか、先ほど光、JRの部分、光駅に関しては言及がありましたけど、島田駅の部分に関してはどうかとか、カードの利用とか、ワンボックスの車になりますから、バス停をそのまま使うのかとか、バス停に止まらない方法なのかとか、いろいろあろうかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。変わったところと変わらないところ、その辺比較しながらお示しいただけたらと思います。特に変わるところで構いませんので。

#### ○坪根公共交通政策課長

まず、変わったところということで、市役所前から兼清線について申し上げますと、まずバス停は現行のものをそのまま使うことを想定しております。また、運行経路といいますか、目的地、バス停等も含めて、それについては変更がない方向で現在調整を進めております。

また、運賃についてですが、現在ホームページ等を通じまして、市民等の意見募集をしており、運賃の仕組みを変更したいと考えております。現在は距離に応じて運賃が変

わる、いわゆる累進性の運賃となっており、例えば、市役所前から高水駅まで移動すれば、170円は初乗り料金として、780円まで料金が段階的に上がっていく仕組みとなっておりますが、新しい兼清線につきましては、まず市役所前から島田駅までを200円、そして島田駅から小周防までを200円、そして小周防から高水や筏場等の周南エリアについては200円ということで、最大600円となるような運賃形態、いわゆるエリア制運賃に変えていきたいと考えております。

あとICカードでございますが、ICカードについては今までは距離に応じて運賃が変わり運賃が分かりにくいという中で、ICカードのメリットもあったわけですが、このたび運賃形態を分かりやすい形に整理をいたしましたので、現時点ではICカードの導入は考えておりません。その代わり200円、100円の回数券を用意いたしまして、利便性の確保を図ってまいりたいと考えております。

これにより、支払いは現金と回数券になるというような仕組みを現時点で想定しております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

あと、島田駅等の乗り入れもそのままということよろしいですかね。

#### ○坪根公共交通政策課長

島田駅への乗り入れもそのまま実施をいたしたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

はい、分かりました。あと、実際にやってみないと分からないとは思いますが、実際に来年度予算を組むというところになりますので、これまでのバス事業に支出をしていたお金の部分と、こういった状況になっての見込みですかね、増えるのか減るのか、その辺のところはどういうふうな予算組みになりますか。

新車両の導入とかそういうものは別として、年間の支出する維持管理とか、そういう補てんのようなものとか、その辺のところはどういうふうに見込んでおられますか。

#### ○坪根公共交通政策課長

予算については整理をしているところでございますので、現時点で明確な数字の増減についてはお答えが難しいですが、まず既存の防長交通の路線バス20便、徳山駅前から柳井駅前線、これについては現在利用者が少ないことから赤字、収支差額が生じておりまして、光市の令和5年度当初予算ベースでは約1,000万円負担しております。

ただ、今後この路線が光市内の重要な路線となってくるので、この利用が増えることによって、まずこの補助金については減る方向に行くのではないかというふうに考えております。そうした効果がすぐさま来年度当初予算で出るわけではございませんが、その辺の補助金が減るとするのは、防長交通からもその可能性があるということの報告

を受けております。

次に、新たな16便程度につきましては、今から補助金の積算を行っていただきますので、こちらについてはすみませんが現時点では不明でございます。あと、兼清線につきましては、若干収支差額が既存よりも増えるというような御説明を先ほどいたしましたけれども、こちらについては運賃が少し安くなることにより利用者が増加し、県の財政支援の対象となる可能性もありますので、新年度以降、利用促進についてしっかりと考えていく必要があるものと考えております。

あと、ひかりぐるりんバスについては、収支が今のひかりぐるりんバスとあまり変わらないような収支見込みになっておりますので、こちらについては引き続き国の補助に乗れるような取組、利用状況を維持し、財政負担が極力増えないように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。もうちょっと様子を見ないと分からない部分もありますけれども、予算のときにまたチェックをしたいと思います。

それと、債務負担行為の光駅の部分なんですけれども、これもどなたか聞かれたかも分かりませんが、基本計画の変更事業についてなんですけれども、今後、これ特例債自体は何かしらの活用が可能なんですかね。その辺のところはどうですか。

#### ○山本都市政策課長

合併特例債の活用が可能かということでございますが、現時点では合併特例債の活用は想定しておりません。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。期限の問題があるということで、その利用はないということがよく分かりました。ありがとうございます。

#### ○大田委員

1,100万円の内訳をちょっとお聞きしたんですが、防長バスが兼清線から室積線のほうに、188号線のほうに変わるんですが、昼の休憩、従業員の休憩場所は30万円でしたですかね、ああ言っておられたんですが、防長バスの駐車場といいますか、あれはどう考えておられるんですか。

#### ○坪根公共交通政策課長

昼に休憩をする際の車両の置き場でございますが、現在防長交通さんのほうでその場所を今探しておられます。その場所を探された上で、休憩場所の中についてはソファールでありますとか、テーブルでありますとか、運転手の休憩する場所の整備ということで、

備品等40万円を補助金として要求させていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

30万円の従業員の休憩場所ですが、そうなる今防長バスさんが考えておられるんですが、それに対する駐車料金というか、置き賃というか、あるいは3月でまた補正で出るという考えですか。

○坪根公共交通政策課長

今、具体的な場所をお探しになられている状況でございますので、実際に探された後において支援が必要なのか、あるいは運行経費の中で、次年度以降の予算の中で使用料を見てもらえばいいというふうになるのか、それについてはしっかりと協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それから、今現在は、光駅の北側には回転所もないからということじゃないですか、将来的には北側のほうにもバスの兼清線なんかが来るだろうと思うんですが、そういう考えを、今は南側に兼清線では南側のほうに入ると思うんですが、そういうのを考えておられるんですか。

○坪根公共交通政策課長

まず、兼清線、光市役所から病院等を経由して旧熊毛に向けるバスにつきましては、現在光駅の北口に車両をつけて病院を経由して旧熊毛に向かうこととしておりますので、これについては来年4月以降も引き続き継続をする予定としております。あと、新しく防長交通が運行する病院線につきましては、室積公園口から光駅北口を経由して病院に行く方向で調整を進めておられます。

以上でございます。

○大田委員

そういうような北口も利用できるということで、今後ともよろしくお願ひしようと思ひます。また、ほんだら5ページの債務負担行為補正予算で、光駅拠点整備基本計画変更事業で、令和5年か令和6年で400万円とつけておられます。これは今、コンサルタントの南北自由通路道路に行ってからお聞きしたんですが、コンサル委託料の、何をコンサル担当するのか教えてください。

○山本都市政策課長

コンサルタントの委託料でございますが、先ほどの説明でもありましたように、新たに南北自由通路を設置するにあたり、これに影響を受ける鉄道施設であったり鉄道設備

であったり、そういったものの調査、そしてコスト縮減が図れるような最適な南北自由通路の設置位置の検討をコンサルタントに委託していこうというふうに考えております。  
以上でございます。

○大田委員

となると、今までのコンサルタントには、そういうような最適な位置とか何とかいうのは設計されなかったのですかね。

○山本都市政策課長

これまでも、適切な位置などは基本設計、基本計画でも当然検討しております。ただ、このたびは優先度と実現性といった観点から、もう一度コスト縮減が図れるような方法を鉄道事業者と協議を進めながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○大田委員

よく分からないだが、それで令和5年か令和6年度と期間はいつまでですか。

○山本都市政策課長

令和6年度中でございます。

○大田委員

令和6年度の3月31日までということですか。

○山本都市政策課長

具体的な日にちまではお答えできませんが、令和6年度中を考えております。  
以上でございます。

○大田委員

そんなでたらめな出し方するの。

○山本都市政策課長

現時点では、令和6年度中の委託期間と考えております。  
以上でございます。

○大田委員

工期ちゅうのはあるでしょう。工期ないの。

○山本都市政策課長

今回は、債務負担行為の設定について御審議いただいております、実際の工期委託

期間については、契約する段階で定めるものと考えております。  
以上でございます。

○大田委員  
いつから出すの。

○山本都市政策課長  
この議会で御審議いただいた後に、直ちに契約事務に移りまして、必要な事務手続を終えた後に、契約をしてまいりたいというふう考えております。以上でございます。

○大田委員  
出すときに、工期というのは定めないわけ。

○山本都市政策課長  
当然、契約条件として完了期日、工期は定めてまいります。  
以上でございます。

○大田委員  
今、この議会でそれが答えられないわけ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員  
今、J Rバスのバス停の話がさっきちょっとあったんですが、バス停の看板と、それから一部屋根のついたところがあるんですが、それは誰のものなんでしょうか。

○坪根公共交通政策課長  
バス停と屋根についてですが、具体個別の所有者までは把握しておりませんが、例えばJ Rバスだけが停まるバス停については、そのバス停の所有者は当然J Rバスになります。今後、どのバス停に防長バスが停まるかについて協議することとなりますが、現在使われている、例えば光高校下バス停とかは、中国J Rバスが独自に設定されたものでございますが、これを今後使うということになれば、譲渡などの協議について調整をしていく必要がございます。

また、屋根や雨除けについても、共同で使用しているバス停については、先に設置された方が所有者になっているものもあろうかと思うんですが、その辺は引き継ぎの中で、譲渡あるいは購入等の手続について別途調整を進めていくことになろうかと思っております。その上で、不要なバス停については、中国J Rバスさんの負担で御撤去いただくような形になろうかと思っております。

以上でございます。

### ○河村委員

防長バスが止まらない駅があるという話がありましたので、住民にとってはなかなか分かりにくい、どっちがどのバス停なんていうのはですね。

ですから、その辺りのところははっきりして、新しい表示をしていただきたいのと、バスを4台購入するという話があったのですが、それ以外についてはどういう扱いでやられるんですか。

### ○坪根公共交通政策課長

それ以外というのは、ひかりぐるりんバスの車両の償却と、防長バスの車両の償却についての御質問かなと思いますけれども、まずひかりぐるりんバスにつきましても同様に、14人乗りのワンボックスを近鉄タクシーさんのほうで御用意いただいた上で、運行経費の中で償却等を見ていく方向で今調整を進めております。

次の、防長交通さんでございしますが、現在、国道を走る中国JRバスは、いわゆる70人乗り以上の大型車両のバスを使っておられます。現在の防長交通さんの徳山駅前、柳井駅前線は55人乗り程度の中型バスでございします。防長さんによりますと、既存の徳山駅前、柳井駅前の車両の変更は難しいが、新しく新設する16便程度については、大型車両で運行したいという意向をお伺いしております。

その上で、この大型車両の手配については、現在、防長交通さんのほうで手配の手法については、御検討いただいているところとございまして、導入された車両の経費につきましては、補助金の車両経費、すなわち減価償却等を見ていくことになろうかと思えます。

以上でございします。

### ○河村委員

以前、防長バスに市のほうでダイヤというか、購入して走ってもらったバスがあったんですが、明らかに違うというのが看板がね、防長さんはバスのボディにいろんな看板をつけておられるんですが、うちのやつには看板がつけてなかったと。もし、こういった中で、恐らく大きなお金が出ていく可能性があるんで、そういったものも参考にしながら、できれば市のほうで購入して、しかも分かりやすいボディのバス、バス停もそれに合わせたような色合いにしてやるというのも一つのあれかなと。要は、新しくなったバス事業というものを、もうちょっとアピールをできるような体制づくりがいるのかなというふうに思いますので、その辺は要望にさせていただいたらと思います。

それから、兼清線を含めてバス停が随分数があるんだと思います。できれば時刻表、例えばバス停の周囲100mなのか、そういった要は隣接の家には時刻表を配布するようなやり方というのも結構大事なんじゃないかなと、意識づけを含めてお願いをしておきたいと思います。

それから、以前JRが撤退をするというときに、JRのバスの運転手が10人おって、そのうち7人は地元に残りたいと、こういう御希望があったんですが、その辺り、会社

が事業を辞めたときに失業保険の問題とかいろいろあるんで、一遍には無理だとは思いますが、その7人の方は地元に残りたいと、こういう御意向もあったみたいなんで接触をしておられるのかどうか、あるいは年度変わって半年、1年後には中に乗っていただけるのかとか、その辺りについてはいかがですか。

#### ○坪根公共交通政策課長

中国J Rバスの運転手のその後ということになるかと思いますが、まず運転手一人一人と市の子どもが直接接触したということにはございません。しかしながら、運転手の確保が大きな課題であるということは、いろんな場で申し上げてきたところでございます。防長交通さんと中国J Rバスさんにおいては、運転手の出向等ができないかということで、ぎりぎりまで調整を重ねておられまして、その場に私自身も同席をさせていただいて、ぜひ何とかという御協議もさせていただいたところでございます。

しかしながら、様々な事情により最終的に出向は困難というような結論に至りましたことから、現時点では中国J Rバスから防長さんへの直接的な運転手の支援は困難な状況になりました。

ただし、仮に今後、中国J Rバスにお勤めだった運転手の方が、何かしらの事情で地域に残りたい等々の理由で、防長交通さんに就職するということになりましたら、当然それは拒まないというのが、現在の防長さんの姿勢でございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

ある意味でいや、非常事態なんで、そんなものも含めて支援策というものは考えていく必要があると思いますから、よろしく願いしたらと思います。

それから、ぐるりんバスのワンボックスが14人乗りということなんですが、14人は大型免許が要るんですね。できれば12人までなのかな、11人までなのかな、10人までか、の車両にして、予備でどこか置くような形とか、大型になると当然運転手の問題がもっと大変になるんで、その辺りの検討はぜひやってほしいのと、ぐるりんバスの乗車率を見たときに、虹ヶ丘からイオンまでは確か乗車率が高かったんですが、反対路線、国道側の方は極端に低かったんですね。

緊急事態なんで、そういったところの見直しはしっかりやっていただいて、今の状況というのは路線が長すぎる。行ったり帰ったりできるような路線変更をすることで、今まで以上にお買物に出られたいという方の乗車率は高まると思いますので、そういった対応はちょっとこれから3月までによく詰めていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」



②議案第63号 令和5年度光市下水道事業会計補正予算（第1号）

説 明：邊見下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○萬谷委員

それではまず光駅につきまして、僕の一般質問の続きで最後締めで、トイレ、段差、エレベーター、段階的に整備できないかというふうに投げかけて終わったんですけども、それについて何か考えがありますか、教えてください。

○山本都市政策課長

光駅拠点整備基本計画については、現在、鉄道事業者と協議調整を図りながら、また補正予算で御審議をお願いしていますように、コンサルタントに調査を委託するなど、基本計画の具体的な見直しを進めることとしております。

この中で、段階的な整備などについては、これから具体的な見直しや鉄道事業者との協議を進めることから、現時点でお答えすることは困難でございますが、そのような観点からも鉄道事業者と協議調整を重ねながら、検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。特に、トイレ、段差も当然エレベーターも必要なもので、トイレも何とかならないかなというのは常に思っておりますので、いろいろ考えていただければと思っています。その辺はちょっと御協議いただきたいと思っています。

光駅に、ちょっと話題になったので、いつも近くに住んでいるのもあるんですけども、駐輪場で高校生たちが雨の中、濡れた自転車に乗っていく姿とか、置きっぱなしになっている自転車が濡れているとかって、北口のほうは全部屋根がついているんですけども、南口のほういかがお考えかなと、その辺をちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山本都市政策課長

光駅の駐輪場につきましては、光駅南口の東側や西側の交番の裏側の駐輪場には、現在屋根がなく屋根を設置してほしいという声もお聞きしております。これから先ほど申しましたように、光駅拠点整備基本計画の具体的な見直しを進めることとしておりますので、現段階ではお答えをすることは困難ではございますが、この見直しの中で具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

すみません。了解しました。今の時点では確かに詳細にはなかなか答えられないというのはよく分かりますし、いろんな要望を受けてまたお考えいただければと思っております。

それでは、ちょっと先ほどバスのほうですね。これに今1ページに光高校下バス停を經由という室積公園口と書いてあるのですが、これはもう光高校下バス停は存続するものと考えてよろしいでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

光高校下バス停は存続するというふうにお考えいただけたらと思います。現時点での想定は、市長も議会で御説明申し上げたとおり、光駅から光高校下までの路線、それと光駅から室積公園口までの路線、これを設けることで今調整を進めておりますので、光高校下バス停は当然残るというふうに御認識いただけたらと思います。

以上でございます。

○萬谷委員

遡っていえば、光高があそこに残って、市外から通ってくれる生徒たちがたくさんおられると思いますので、バスの光高校下バス停が残るということは喜ばしいことと思っております。

と、中で実はあそこ下校時、特に雨が降ったときなんかすごく並んでおりまして、1台のバスじゃ乗り切れなくて、みんな残してバスが出るというのも実情であるんですよね。その辺ちょっと現状把握されているか、もし把握されているならどういうふうな感じでお考えかお教えてください。

○坪根公共交通政策課長

まず現状でございますが、私どもも光高校下バス停については、降車人数どれぐらいいらっしゃるかというのを職員自ら調査をさせていただいたところでございます。晴れの日であれば全部合算して大体55名程度のバスのご利用がございました。

雨の日については、雨の日の調査を具体的に行ったわけではないんですが、光高にアンケート調査を実施いたしましたところ、雨の日に利用するかもしれないというふうに答えられた方を含めると、おおむね晴れの日のご利用の2倍から3倍程度の御利用があるという

ことでした。また、光高校の校長先生とも意見交換したところ、委員が今おっしゃいましたように、雨の日は乗れないときもあるということであり、こちらも雨の日の現状を承知、理解をしているつもりでございます。

防長交通さんともこの現状は共有をし、承知もしていただいております、利用者が多いという現状を十分に御認識いただいたからこそ、光駅から光高校下までの路線、これを設けるという意向をお示しいただいたものというふうに理解しております。

今後、防長バスの既存の20便、これを新たな16便と組み合わせて、36便程度の運行となるわけですが、残念ながら運転手不足等々の影響によりまして、運行便数には限りがございます。ですから、光高校への通学につきましては、既存のバス路線の光警察署前バス停と、新しいバス路線の光高校下バス停を、それぞれの有効活用をしていただく必要があるものと考えておりまして、防長交通さんとの運行ダイヤの協議調整と並行いたしまして、光高校や聖光高校さんの事務方とバス路線の効果的な利用については、意見交換を引き続き続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

ありがとうございました。先ほどの駐輪場も、今回の雨の中で取り残されるというのが、ちょっとかわいそうに見えてしまうので、つい余計に感情移入するんだとは思いますが、確かにいろいろこれから大変だと思いますが、ちょっとこの辺は頭の片隅に入れて、ぜひ御協議いただきたいと思っております。

それでもう一点、市が行わなきゃいけない公園の草刈りについてちょっとお尋ねいたします。公園の草刈りですね、市が行う。基本年に何回という取り決めがあるんでしょうか。お教えてください。

#### ○山本都市政策課技術担当課長

市が行う公園の草刈りについてですが、指定管理制度を導入していない都市公園などについては、市が管理者として業者への委託により、基本的には年に2回程度の草刈り等の維持作業を実施しております。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

今、決算書を持っていないので申し訳ないんですが、草刈り、大体総額でどのくらいかかっているかお分かりですかね。

#### ○山本都市政策課技術担当課長

草刈りの総額についてですが、草刈りのみの総額というわけではございませんが、地区ごとに委託しております維持管理作業の中では、公園の草刈りと街路樹の剪定、伐採、それに伴う運搬処分等の費用を含んでおりますが、総額では令和4年度の決算ベースでございますと、約5,600万円となっております。

以上でございます。

○萬谷委員

分かりました。大変な金額がかかっておるんですけども、それをあえて言わせてもらうんですが、年に2回というのはちょっと草が生えるペースからすると、以前は年に3回やっていたように気がするんですけど、どうですかね。年に2回、昔は3回じゃなかったですかね、どうですかね。それ、何かありますか。データありますか。

○山本都市政策課技術担当課長

ここ最近につきましては、年に2回としていると思います。  
以上でございます。

○萬谷委員

分かりました。常々言っているんですけども、深くは言いませんけども、基本的に僕も商売柄と言っちゃおかしいけど、誰も行かない斜面でも2回は毎年草刈りをするんですよね。ましてや、子供たちが遊ぶ公園というのは、かなり草が伸びるのも早いし、というところもあって、本当にもう草が生えたらそこ誰も入れませんというような状態がちょっと続いている公園もありますので、いいんですよ。5,000円幾らかかっているとされて、もっと使えというふうにはちょっと言いにくいんですけども、その辺もよく考えて、あまりにも草が生えすぎているなという公園があったら、ちょっと簡易的に草刈りをしていただくとかというのを考えていただければなと思っています。これは要望にしておきますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○森戸委員

何点か。光駅の駐輪場の屋根の話もありましたけど、島田駅も忘れないでくださいね、というところをお願いしておきます。

それと、下水道整備についてなんですが、島田5丁目の下水道整備についてお尋ねをいたします。これは旧自動車学校のところなんですけれども、いろんな経緯があって、認可区域ではありますけれども下水道が整備されていないところがありますので、ここについては地域からも何で下水道が引かれないのか、引いてほしいといった声が届いていますし、その声をお届けもしております。

委員会の中でもこれ、今までに何回か質問も出されていると思いますが、その辺の状況について教えていただけたらと思います。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こんばんは。委員御承知のとおり島田5丁目の自動車学校跡地の団地ですが、宅地開発の経緯などから現時点では下水道が整備されておられません。

同エリアにおける下水道整備に関しましては、令和4年3月に見直した光市汚水処理

施設整備構想のアクションプランにおいて整備を検討していく考えをお示ししたところであり、その後、現地の測量や埋設物調査などを順次進めているところでもあります。明確な時期に関しましては、現時点でお示しできる段階にはございませんが、いずれにしろしっかりと下水道事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

地域としての声はどのように聞かれていますか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

これまでも電話や直接市役所にもお越しになられて、お尋ねいただいたこともあります。その声を受けまして現地に足を運ばせてもらって、直接、声を聞いております。

以上です。

○森戸委員

アクションプランにも載っておりますように、ぜひ整備のほうの進捗を図っていただけたらと思います。

それと、駅のバリアフリー化について少しお尋ねをいたしますが、この3駅、そうなんですけど、JR大手鉄道会社の新車両についてなんですけど、旧車両と新車両で段差が違うというふうになっておりますけれども、その段差はどのくらい違うのか、その辺は把握をしておられますでしょうか。

例えば、島田駅だと段差が40cmセンチくらいありますけれども、旧車両、それが新車両だとどのくらいの段差の差になるのか、その辺のところを把握していればお示しをいただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

電車の車両の高さということで、JR西日本に確認いたしましたところ、レールの上から乗降口までの高さにつきましては旧車両、黄色い車両でございますが、これが115系というものでございまして、1,225mm、1m22cm5mmというふうに聞いております。そして新しい車両、銀色と赤の車両でございます。これが227系というものでございまして、レッドウィングという車両愛称で呼ばれております。こちらにつきましては、1,120mm、1m12cmということでございまして、新しい車両の方が10cm5mm低いということになっております。

以上でございます。

○森戸委員

10cm変わると大分違いますので、やっぱりこういう車両が増えてなかなかホームの架上げが難しいと、光駅以外のところでですね。難しいということであれば、これをいかに増やすかというところがポイントだと思います。現時点で、この新車両の割合という

んですかね、それはどのぐらいか把握していらっしゃいますでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

新車両の割合ということでございますが、市内3駅に停車する51本のダイヤのうち12本で新車両が使われております。JRに確認いたしますと、今後は車両更新などのタイミングを捉えて増やしていきたいということでございました。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。架上げまで時間がかかるということであれば、これを積極的に働きかけていただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

先ほどバスの運転手も含めて、運転手の確保についての支援策をとということでお話がありましたけど、私は先ほど経済部のところで質問をいたしました。防府市の事例があって、これはバスの運転手だけではなくて運輸業界に関連する部分での運転手の確保という補助金を実際に設けています。バス、タクシー、トラック、運転代行が事業に必要な運転手を新規雇用する場合、1人当たり20万円というような仕組みを作っているんですけれども、こういった仕組みについては御存じでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

今、委員から御案内いただきましたとおり、公共交通の担い手の確保は現在全国的に深刻な問題となっております。また、公共交通以外の輸送業界でも運転手不足が深刻な問題となっております。また、運転手が業界や事業者間で奪い合いとなっているものと認識をしております。

先ほどの防府市の事例も含めまして、担い手確保に向けた他の自治体の事業者支援の動きというものは確かに出ておまして、これは県内外を含めて把握しております。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひ参考にされて、御検討をお願いできたらと思えます。

以上で終わります。

○田中委員

何点かお聞きできたらと思えます。まず1点目が、キッチンカーの出店をテーマとした光駅南口市営駐車場のトライアルサウンディングに取り組まれたことと思えますが、出店者は市内外の割合についてお知らせをいただけたらと思えます。そしてまた、振り返りもう行っているということで、今後どのように生かすのかをお示しいただけたらと思えます。

○山本都市政策課長

光駅のキッチンカーの出店業者の市内外の割合ということでございますが、出店者が12事業者おられました。そのうち市内が4事業者、残りの8事業者が市外でございます。

次に今後のトライアルサウンディング、キッチンカーどう生かすかというところでございますが、トライアルサウンディングとは、市が保有する公共施設等のにぎわいの創出や空きスペースの有効活用の検討を行うに際し、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集して、一定期間実際に利用していただき、集客性や採算性などの課題などの結果をその後の利活用の方針に生かしていくものでございます。

先般の一般質問におきまして都市政策部長が御答弁申し上げましたとおり、光駅南口駐車場での今後のイベントなどの開催については、現時点で具体的にお答えできるものは持ち合わせておりませんが、光駅周辺のにぎわいの創出に向け、今後必要に応じてトライアルサウンディングを活用しながら、どういう形が望ましく、何が効果的なのか、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。それで今、冠山総合公園駐車場の募集が今始まっているわけなんですけど、先ほどのトライアルサウンディングの目的の部分も含めて、いわゆる公共的な場所等を活用してにぎわいをつくっていくところで行き詰まっていることだと思います。既に冠山総合公園の駐車場等も民間からやりたいんだという声が出ていたかと思うんですけど、そういった意味で市のほうがやるのがモデルになって広がっていくとは思いますが、その中でキッチンカーということで、AD事業者が行うことによって、今回は市がやるということで無料で出店でもなく、事業者が利益を持って帰っていくようになるんですけど、今後、これを機に民間がやろうとしたときに、こういった支援を想定されているのかをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○山本都市政策課長

現時点では具体的な支援というのは持ち合わせておりませんが、トライアルサウンディング等の市場調査を活用しながら、今後引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。この事業がモデルとなって民間が手を挙げて活力を生み出していく、にぎわいを生み出していくというところが一番大事なところだと思いますので、市が抱えてやっていると職員の手間もかかって、見えないけど実際予算がすごいかかっているという部分がございますので、民間が活躍できるように支援をしていただけたらと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次が、先ほど公園の話がありました公園美化促進事業について確認させていただけたらと思うんですけど、この促進事業の目的と、あと業者に頼んでいた部分が民間の団体

自治会等が受けるようになるんですが、業者に頼んでいたときとどのぐらいの経費削減効果が生まれているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課技術担当課長

まず初めに、公園美化促進事業の目的についてでございます。目的につきましては、地域住民自らが公園の美化活動を積極的に行うことを通じて、身近な公園への愛着を深め、より機能的で利用しやすい公園を維持することを目的に、都市公園等の日常の維持作業を自治会などへ委託しているものでございます。

業者に頼んでいたときとどれぐらいの経費削減効果があったかについてでございますが、今年度は17の公園について15の団体に委託しており、団体への委託費用は年間の合計額が約65万円となっております。どれぐらいの削減効果があるかについてですが、業者へ委託した場合と公園美化促進事業の団体へ委託する場合には、業務の内容が異なりますので、例えば回数や集積処分や経費などが異なるため、一概に比較は難しいところではございますが、業者へ17の公園の維持管理を委託した場合には、約3倍から4倍の費用の増が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、単純ではありますが、3、4倍のものがかかるであろうという部分があって、実際、業者だと年2回ほどの管理に入らないうちで、地元がやれば年がら年中、清掃活動に取り組むということで、状態としては市民がやっていたほうがきれいになっているのではないかと思いますし、それが目的だと思うんですね。

今、経費の差額がかなりあるという部分で、削減した経費をどのようにほかに活用しているのかという部分と、あと実際、受け負ってもやめる団体等もあると思いますので、受け負っている団体からどのような声があるのかをお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課技術担当課長

削減した経費につきましては、公園や緑地の維持管理作業に活用しているところでございます。請け負った市民からの声についてですが、活動を通じて定期的に地域の人が顔を合わせるということで、地域のコミュニケーションや交流が行われ、連帯感が醸成され、地域の活性化につながっているという声も寄せられているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

プラスの部分では、地域の声でプラスアルファの効果で、部分ではお聞きしていいなと思うのですが、実際はやっている方から言うと、しんどいなという声もあって、やめていかれる方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。その中で、成果の部分でいうと、年間を通してきれいになっているという部分があります。ただ、経費は3分の1から4分の1ぐらいの経費で済んでいるという現状があって、今回、議案審査の中でも



指定管理の部分をかなり審査する中で、やはり最低賃金等は上がって人件費の部分で値上げしたという部分がございますので、まさにこれ人の手できれいにしていて、民間頼んだ3倍、4倍の部分が地元住民からこの安い、安いというちゃちゃっといけんかもしれんけど、低い金額で請け負っているという部分がありますので、社会情勢にも合わせて金額については見直しが必要ではないかと思っておりますので、来年度に向けて御検討いただけたらと思っております。

また、この削減した経費の中で緑地等の管理をされているという部分で、一つお伝えしたいんですけど、虹ヶ浜のなぎさ公園のヤシの木の葉っぱについて、上部から落下してかなり危険だということで、犬の散歩されている方とか道路を通行される方から言われますので、そういったヤシというていいんですか。ヤシじゃない。しゅるしゅるとなんか高いヤシの木風な気があって、なかなか上の葉を落としていないので、他のまちでは落として管理していると思っておりますので、こういった浮いた経費、浮いたと言っちゃいけないですね。出た予算を有効活用して、そういったものの管理に使っていただけたらと思っておりますので、そのことをお願いしておきたいと思っております。

最後1点、一般質問の続きにはなるのですが、光総合病院の跡地についてです。光駅の周辺地区の拠点整備基本構想の中で、光駅から500m圏内に入っているということで、まちづくりの重要なものの一つだと思っております。都市政策課として、光駅周辺地区拠点整備基本構想の中でのエリアに含まれているということで、旧病院跡地についてどのようにお考えかお聞かせいただけたらと思っております。

#### ○山本都市政策課長

都市政策の視点からということでお答えさせていただきます。

病院跡地は、先ほど言われました光駅周辺地区拠点整備基本構想におきまして、周辺の拠点的ゾーンを有機的につなぐ重点的に回遊を創出するゾーンに含まれております。立地特性を生かし快適性を高める機能や施設等の立地安全性の確保、景観の整備などについて、ハードソフト両面から検討し回遊を生み出す空間として位置づけております。病院局においては市関係部局とも調整を図りながら検討を進めていくということでございますので、都市政策部としても先ほど御説明いたしました構想の考え方を説明し、伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

都市政策部のほうから、まちづくりに与える影響という部分も含めて、積極的に病院局に呼びかけていただけたらと思っております。

病院局の審査のときにちょっと確認させていただいたんですが、旧光総合病院の跡地と看護師寮について、土地を確認させていただきました。看護師寮については光市の土地なので光市のほうに返すということで答弁があったんですが、旧光総合病院の跡地については、一応病院の財産として、帳簿のほうには載っているということですが、350万円ということだったのです。なので、市のほうで350万円で買い取って、活用すると

いうのも、帳簿上は可能かと思いますので、ぜひこういった視点で、病院局はただ売るといふことしか今、頭がないので、まちづくりの視点で、ぜひそういったことも提案しながら、光市が発展的に取り組むようにしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。もう言うだけです。以上です。

○河村委員

公園の話がるる出ていたのですが、児童公園、児童遊園について、都市公園のほうはある程度、そういった地域間の中でやっておられるというの分かるのですが、児童遊園についての、要は点検、あるいは草刈り等について、どの程度、その頻度でやっておられます。

○山本都市政策課技術担当課長

児童遊園地につきましては、草刈りをはじめとする維持作業につきましては、地元自治会や利用団体の皆様に御協力をいただいているところでございます。

児童遊園地の遊具点検につきましては、2年に1回定期点検を行っております。

以上でございます。

○河村委員

従前の福祉所管のときには、確か毎月点検というのもあったと思うんです。遊具の点検を含めてね。職員の中にそういった研修に行って、そういう頻度で点検をしていただいていた。地元へ移管されているから、草刈りも地元がやるんじゃないかという話なんです。なかなかそういうふうによく機能していないケースがたくさんあって、あまり伸びすぎたから刈っちゃいたけあそこへ草取りに行ってくれやという程度の話は、よくその話が出てくるんですよ。

普通の公園とやっぱりちょっと違うんだと思うんですよ。児童遊園、児童公園の場合はですね。だからその辺りの対策をしっかり立てるか、そうでなかったら所管の福祉の方へお返しすると。というのは最近インクルーシブの遊具を導入したりするケースがあって、そうすると常に目をかけるような状況を作らないと、とてもじゃないが維持管理にならないんですよ。もしもそういうふうにとったら、できればやっぱり今までどおり分離をしたほうが、元に戻したほうがやりやすいと思うんですがね。どんなですか。

○山本都市政策課技術担当課長

児童遊園地については、以前は福祉保健部のほうが管理をしておりまして、現在は建設部を経て、都市政策部が今管理をしております。都市政策部でも公園緑地係には、技術職員や現場作業に従事している職員もおりますので、こういったことを生かして、日々適切に安全管理ができるものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

考えるのは自由なんでいいんですけどね。インクルーシブ遊具という話をさせていただきましたが、公園そのものがどんどん進化をしている。この間バスケットのゴールの話がありましたよね。で、石又かどっか、もう一台のやつまだ始まっているのかどうか知りませんが、ちょっと後お話をいただいたらと思うんですが、沖縄に行ったら普通の公園に中高生あるいは大人が利用できるような公園、幼児のインクルーシブの遊具、それからバスケットのコートというふうに、一緒くたに今新しい日本の公園を一遍にやりよるんですよ。

利用せんための公園はもういらぬ。利用するために公園がいるんで、使えるような状態にすることが大切だところいうふうに考えますので、一度よく吟味をして、そうせんとインクルーシブの世界には入っていけない。自分らでやると言うならそれはええですよ。苦情もしっかり言いますけど、そうでなかったらその辺りのところはしっかり、自分らの中でよく議論をして、とても手が回らんのなら、もともとの所管、福祉のほうへお返しをいただくほうがいいかなと。バスケットのゴールの話があれば、もう一か所の。

#### ○山本都市政策課技術担当課長

バスケットゴールにつきましては、もう一か所、光市の市街地の公園に設置する予定にしております。場所につきましては、島田の新町公園を予定しております。

以上でございます。

#### ○河村委員

もうあと3月まで、もうちょっとしかないんで。それを隠すような話でもないんで。新町公園にやるという中で、当初予算がそんなに大きくなかったんで、例えばネットをどういう状況にして張るようになっているのか、その辺はどうですか。

#### ○山本都市政策課技術担当課長

新町公園に設置するバスケットゴールにつきましては、基本的にはゴールを設置するという形で、地面は土のままとしております。

以上でございます。

#### ○河村委員

沖縄のゴールは、ネットも幾らかな、3mくらいの高さのネットを張って、しかも鍵がついちょう。鍵がついちよるといのは、意外にみんなが遊ぶ場所といのは、そこでジュースを飲んだりたばこを吸ったり、あまり環境的にはよくない。だから管理をしっかりせんにゃいけんといけないという意味で鍵がついている。その辺りのところは、市街地にそういったものをセットする場合には、もしもボールが道路のほうまで出て行ったとき、子供が追いかけていくということもあるので、安全対策だけはしっかり検討して、ネットといのは根っこがついた金網でなければいけないということではないので、木のポールに作ったとしたらネットはネットなんでね、ボールが外に出ないように

すればいいわけだから、その辺りの対策はしっかりやっていただけたらと思います。

それから、浅江農協の前の交差点のところへ、シュロの木が上り下り2本あるんですけど、あそこはもう草ぼうぼうなのよね。誰が管理するんかね。国交省なの。下にセメントで台があって、その上に木が生えちゃうね。あんたらが気が付かないということはそうじゃないんじゃないかな。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○河村委員

どこかというのを含めてやっていただけたらと思います。この間ね、水道局の国道のところのり面、当然水道局は借りちよったと思うんですが、維持管理は誰かというたら国交省だった。そういうケースもある。だけど、その辺りはしっかり自分らで確認をして、結構長い間放置されてますので、国交省じゃけんいうても光市民の憩いのところだから、できればやってほしいと思いますけどね。

それから、先ほど土木のところ、脇田中央線の実現についての話をさせていただいたら、いろんな手法で都市政策のほうで今検討しているという話だったんですが、その検討の話をしていただいてもいいですか。

#### ○山本都市政策課長

少し過去の経緯も踏まえて整理をさせていただきたいと思います。脇田地区の区画整理は市道の整備などの周辺地と一体的な利便性向上を図る土地区画整理事業を視野に検討を進めているところでございます。平成20年に地権者に対する土地区画整理事業の説明会を開催し、地権者から事業に対する理解が得られず、その結果、事業の実施を見送った経緯がございます。

それから、15年が経過し、相続などによって地権者が変わり、また地権者の今時点での考え方などにも変化が生じている可能性もありますことから、現在、改めて地権者と連絡を取り、事業に対する御意見や御意向などをお伺いしているところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

見込みといいますか、その辺りについては。

#### ○山本都市政策課長

地権者等のお話なんですけど、11月中頃から文書を発送しておりまして、ただいま約10名程度の方が対象者になっておられるんですけど、約半数の方とお話をさせていただいているところでございまして、その詳細な内容については、まだお話できるような段階にはございません。

以上でございます。

○河村委員

せっかく計画した道路で、一部の用地買収等終わっておりますので、そういった意味では、今ここで投げ出すわけにはいかないというふうには思っておりますし、草が生えているような状況を放置されておいても、あまりいい環境ともいえませんので、しっかり対応していただけたらと思います。

以上です。

○大田委員

草刈りで今言われたんですが、利用団体と地元自治会が児童公園においては草刈りをするというような答弁だったんですが、以前は委託していたというふうにお聞きしているんですが、どういうふうになったのか、ちょっと教えてください。

○山本都市政策課技術担当課長

委託していたのは指定管理に移行していない都市公園を業者に委託して年に2回草刈りを行っております。児童遊園地につきましては、先ほど言いましたように地元自治会や利用団体の方に草刈りなどの御協力をいただいております。

○大田委員

実際に委託して草刈りをしてもらいよった。大和なんかでも児童公園があるんじやが。そういうところなんか委託してから、あそこのやまと苑だったかな、あそこの周りの人が草を刈りに来よる。実際に私の目の前で草刈ってから持って行って、これを委託でやっているということだった。利用団体というのはまた、利用団体というのはその児童公園で利用団体というのがあるの。

○山本都市政策課長

公園の維持管理でございますが、先ほど担当課長が申しましたように、都市公園は市のほうで一定の草刈り等の維持管理は行っております。児童遊園地につきましては、地元の方々、言い方もございますが、利用される方々に日常の維持管理はお願いしているところがございます。そこに生えている樹木、高木等の剪定等、日常の維持管理で対応が難しいようなものについては、市で維持管理を行うこともあろうかと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

そしたら場所を言ったら児童公園と思うよ。三輪福祉会館の横は、あれは都市公園。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本都市政策課技術担当課長

先ほどの三輪福祉会館の横の公園につきましては都市公園となっております。  
以上でございます。

○大田委員

都市公園で上から委託して出したというのは理解しましたが、公園に利用団体というのはあるんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

すみません。先ほど利用団体といいましたが、利用者の皆様の間違いです。よろしく  
お願いします。

○大田委員

利用者の間違いね。了解しました。それと下水道でマンホールを設置されているんです。マンホール設置されて、その周りの周辺が沈下したり、マンホールのほうが沈下したりしちよるところが多々見受けられるんですが、その管理というのはどうされているんでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

マンホールが下がるということはちょっと考えにくいんですが、ただマンホール周辺の舗装が下がるというところの部分については、市内には下水道が管理する污水関係のマンホール蓋だけでも数千枚が存在しております。委員御指摘のとおり、中には周辺の舗装面と若干段差が生じている箇所もあるのが現状であります。

現在、マンホール蓋と舗装面に段差があるとの御連絡をいただいた際には、職員のほうが現地を確認して、通行上の危険や緊急性などを総合的に判断して、また必要に応じて道路管理者とも協議の上で箇所ごとに適正な対応に努めております。

以上です。

○大田委員

舗装するとき初めから、舗装面のほうが少し上がっちゃったんかも、それは分かりませんが、低いところも多々走っちゃるとき、ポンポンと触っていくので、感じるんですが、そのところもよく管理しちよってください。お願いします。

以前、枯れ木ですかね、あれを百何本あるので伐採というふうなお話をされていましたが、今現在どねえなっちゃんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

街路樹の緊急伐採のことかと思えます。現在の進捗状況につきましては、118本の街路樹の伐採を予定しておりまして、現在のところ79本が伐採を終わっております。

以上でございます。

○大田委員

それは大体公園のもなんですか。それとも街路部も結構あるんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

今回の緊急伐採は街路樹の伐採を行っております。

以上でございます。

○大田委員

やっぱりそねえなんは中が空洞になっているだろうと思うんですが、その伐採した後はどういうふうにするつもりですか。

○山本都市政策課技術担当課長

今回につきましては緊急伐採ということで、伐採のみを考えているんですが、その後の根っこにつきましては、道路管理者と協議して、通行に支障がないよう、路肩ポールなどを立てて対応したいと思います。

以上でございます。

○大田委員

そこに、極端な言い方をすると、島田川沿いの桜並木なんかがある、あそこに何本か伐採されただろうと思うんですが、その桜並木なんかは一応名物になっているのだと。それからそこでまた桜を補充するのかどうか、それとか切ったら道路の整備したままでおいているのか、ちょっとそこら辺を教えてほしいんですが。

○山本都市政策課技術担当課長

今回は街路樹ということで、桜の木は少ないんですが、今後、公園内とか島田川沿いの桜の伐採につきましては、伐採と植樹のほうも検討が必要かと考えております。

以上でございます。

○大田委員

街路樹なんか切った場合には、そこを根なんか全部のけて、きれいに道路面に戻すという考えでいいんですかね。

○山本都市政策課技術担当課長

街路樹の伐採の後につきましては、歩道の幅員等もありますので、今後は道路管理者と協議して対応していきたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。なるべくならまだ30本近い木が残っているので、なるべく早く伐採し

て、後も通りやすいような仕様にしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○笹井委員

2項目ほどお伺ひします。デマンド交通が北部で希望者募集ということで、本会議の一般質問でも応募状況があったと思いますが、そのときは少ない数字だったと思います。それから日がたっていますので、最新のデマンド交通の登録者数を分かれば教えてください。

○坪根公共交通政策課長

一般質問の答弁のときには登録者1名とお答ををさせていただいたところですが、先週末頃から登録者が増え始めまして、今日のお昼時点で14名の方が御登録をされておられます。

また電話等でのお問合せとか資料を送ってほしいとか、お問合せいただいておりますので、引き続き登録者の増に向けて啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。大変いい方向だと思います。

もう一点、冠山総合公園で今度キッチンカーイベントもありますし、過去にもクリスマスのライトアップを展示したようなこともあったと思います。上のほうの段にも駐車場も広がったこともありまして、一番下の入ってすぐ左の駐車場が結局行き止まりになっていて、上のほうの駐車場との出入りができないんですけれども、こういったイベントをこれからやれるとき、イベント時のみ国道に出入りできるような歩行者専用の出入り口というのはつけられないものでしょうか。

○山本都市政策課技術担当課長

冠山総合公園の国道側の駐車場の左側の駐車場の部分なんですけど、国道の歩道への出入りにつきましては道路管理者との協議も必要になりますし、公園の維持管理や歩行の安全性などの配慮が必要となりますので、指定管理者の意見を聞いてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

今回のキッチンカーイベントは今までイベントがやっていない場所でやることになりまして、当然メインの出入り口とか建屋との回遊性なども考えると、そういうことも考えていく必要があるのかなと思いますので、今後御検討していただければと思います。

終わります。



## ○小林委員

それでは少し質問させていただきます。まず1点目が、光市のA I デマンド型交通導入実証実験の事業についてお聞きをします。

少しホームページのほうを見ますと、予約制乗り合いタクシーの御利用にあたっての中で、目的地へは乗り出せる方の予約場所を回りながら向かうため、システムによる効率的な経路を運行しますが、到着予定時間が前後する場合がありますと記載されています。

例えば、仮に複数の方が予約をし、目的地への到着を大幅に遅れることが想定される場合、事前の予約者への事前連絡、こういうものはありますでしょうか。お示しをください。

## ○坪根公共交通政策課長

予約制乗り合いタクシーは路線バスと異なりまして、複数の方の予約により運行ルートが変更する可能性がある公共交通の仕組みでございます。このため、利用者の方には、予約型乗り合いタクシーという仕組みが交通事情や運行ルートによる送迎時間、到着時間が前後する仕組みであるということをおあらかじめ理解をいただく上で、その上で御予約していただく必要がございますので、委員御案内のとおりホームページやチラシ等で、まず事前に周知をさせていただいているところでございます。

その上で確かにどれくらい遅れるかというのが気になるところでございますので、少し流れを簡単に御説明したいと思うんですが、まず最初に予約を入れられた方の行程、これが基準となります。あらかじめ少し時間の余裕を持たせて到着時間を設定いたします。その上で2人目以降の予約の場合は、システムで確認しながら随時受付を行うんですが、予約の際に先に予約された方の自宅等への到着時間に大きく影響が出る場合には、その予約は受け付けない運用を現在考えております。

そういった方には、別の時間帯を御予約いただく、あるいは御予約いただくことを御案内することで、先に予約された方の時間に可能な限りずれがないように行うように考えております。また実際に運用して走り出した後に早く到着してしまった場合、これは予定時間まで、要はお客様が来るまで乗車時間で待ちます。早く来たからといっても早く行くということはありません。

ただ、お迎えに行ったときに、御自宅の前にお客さんがいらっしゃらなかった場合、これは申し訳ないんですけど理由に関わらず基本的には待たない。連絡も入れません。そのまま行きます。やはりこれを一々待ったり連絡をしたりということをやると、次に予約いただいた方に支障が出ますので、ここは路線バスと同じ感覚で運行することになります。

先ほど委員から万が一交通事情で大幅に遅れたときどうするかということなんですが、本当に例えば事故があった、大きな渋滞が生じたとか、本当に大幅に遅れるということがあらかじめ分かっている場合には、それは予約センターのほうから遅延の連絡を、これは利用者さんのほうには入れるように考えております。

以上です。

○小林委員

非常に今回の事業の運用という部分がよく理解できました。いろんなイレギュラーなケースも想定しているということですね。もう一点だけ関連するのですが、例えば台風とか大雪など、自然発生が発生して、もしくは発生するリスクがある場合、本事業の安全運行に支障を来す様子でもあるのですが、こういう場合はどういう認識でおられるか教えてください。

○坪根公共交通政策課長

実証実験の運行期間は現在2月1日から3月1日までと設定しておりますので、おっしゃられるような大雪とか、こういったものは当然想定されるというふうに思います。

安全運行に支障を来すレベルの自然災害、これが発生した場合には当然運行事業者と協議を行いまして、運行中止の決定をした場合には、予約センターのほうから御利用者の方にあらかじめ御連絡をいただき、あるいは運行可能な期間はいつからいつまでですよとか、そういう御案内もさせていただきたいと考えております。

以上です。

○小林委員

よく理解ができました。やはり、こういう運行事業をパイロット的にやるということで、安全を第一に考えているということが、非常にこの御回答の中でよく理解できました。加えて非常に柔軟な対応をするということもよく理解できましたので、安全運転というところと利用者の利便性というところを含めて、引き続きの対応のほうをお願いしておきます。

私からは以上です。